宮古島市地域防災計画

（修正素案）

（令和元年度修正）

■修正の表記方法について

〇〇　災害対策基本法等の法律改正、防災基本計画、指針・ガイドライン、沖縄県地域防災計画等の修正に伴う修正、
主に宮古島市が行う追加の計画内容や時点修正等に伴う修正

宮古島市防災会議

《目　次》

第１部　総則

第１章　総　則

第１節　目　的 1

第２節　用　語 2

第３節　市の概況 3

第４節　災害の想定 6

第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 16

第６節　市民及び事業者等の責務等 21

第２章　基本方針

第１節　災害の想定と防災計画の基本的考え方 22

第２節　防災対策の基本方針 25

第３節　本市の特殊性等を考慮した重要事項 27

第４節　防災計画の見直しと推進 29

第２部　災害予防計画

第１章　災害予防計画（地震・津波編）

第１節　災害予防計画の基本方針等 31

第１款　災害予防計画の基本的な考え方 31

第２款　災害予防計画の推進 32

第２節　地震・津波に強いまちづくり 33

第１款　地盤・土木施設等の対策 33

第２款　都市基盤の整備 38

第３款　建築物の対策 41

第４款　危険物施設等の対策 42

第３節　地震・津波に強い人づくり 45

第１款　防災訓練計画 45

第２款　地震・津波知識の普及・啓発に関する計画 47

第３款　自主防災組織育成計画 49

第４款　消防職・団員の充実 50

第５款　企業防災の促進 50

第６款　地区防災計画の普及等 51

第４節　地震・津波災害応急対策活動の準備 52

第１款　初動体制の強化 52

第２款　活動体制の確立 53

第３款　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 58

第４款　災害ボランティアの活動環境の整備 62

第５款　要配慮者の安全確保計画 63
第６款　観光客・旅行者・外国人等の安全確保 66
第５節　津波避難体制等の整備 68
第６節　食料等備蓄計画 72

第２章　災害予防計画（風水害等編）

第１節　治山計画 75
第１款　治山事業 75
第２節　土砂災害予防計画 75
第１款　砂防関係事業 75
第２款　警戒避難体制の整備 76
第３節　高潮等対策計画 77
第４節　建築物等災害予防計画 77
第５節　火災予防計画 78
第６節　林野火災予防計画 79
第７節　危険物等災害予防計画 79
第１款　危険物災害予防計画 79
第２款　毒物劇物災害予防計画 80
第８節　上・下水道施設災害予防計画 81
第１款　上水道施設災害予防計画 81
第２款　下水道施設災害予防計画 81
第９節　ガス、電力施設災害予防計画 82
第１款　高圧ガス災害予防計画 82
第２款　電力施設災害予防計画 82
第 10 節　災害通信施設整備計画 82
第１款　通信施設災害予防計画 82
第２款　通信・放送設備の優先利用等 83
第 11 節　不発弾等災害予防計画 83
第 12 節　火薬類災害予防計画 84
第 13 節　文化財災害予防計画 85
第 14 節　農業災害予防計画 85
第 15 節　食料等供給計画 86
第 16 節　気象観測体制の整備計画 86
第 17 節　水防、消防及び救助施設等整備計画 87
第 18 節　避難誘導等計画 87
第 19 節　交通確保・緊急輸送計画 89
第 20 節　要配慮者安全確保体制整備計画 89
第 21 節　台風・大雨等の防災知識普及計画 89
第 22 節　防災訓練計画 91

第 23 節　自主防災組織育成計画 92
第 24 節　災害ボランティア計画 92
第 25 節　道路・航空機事故災害予防計画 92
第 26 節　海上災害予防計画 93

第３部　災害応急対策計画

第１章　災害応急対策計画（地震・津波編）

第１節　組織計画 95
第２節　地震情報・津波警報等の伝達計画 101

第２章　災害応急対策計画（風水害等編）

第１節　組織計画 108
第２節　気象警報等の伝達計画 114

第３章　災害応急対策計画（共通編）

第１節　災害通信計画 120
第２節　災害状況等の収集・伝達計画 121
第３節　災害広報計画 124
第４節　自衛隊災害派遣要請計画 125
第５節　広域応援要請計画 128
第６節　避難計画 130
第１款　避難の原則 130
第２款　津波避難計画 136
第３款　風水害避難計画 137
第４款　広域一時滞在 141
第７節　観光客等対策計画 143
第８節　要配慮者対策計画 144
第９節　水防計画 145
第 10 節　消防計画 146
第 11 節　救出計画 146
第 12 節　医療救護計画 147
第 13 節　交通輸送計画 151
第 14 節　治安警備計画 157
第 15 節　災害救助法適用計画 158
第 16 節　給水計画 160
第 17 節　食料供給計画 160
第 18 節　生活必需品供給計画 161
第 19 節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 163
第 20 節　行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画 165

第 21 節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画 166
第 22 節　住宅応急対策計画 167
第 23 節　二次災害の防止計画 169
第 24 節　教育対策計画 170
第 25 節　危険物等災害応急対策計画 173
第 26 節　海上災害応急対策計画 175
第 27 節　在港船舶対策計画 180
第 28 節　労務供給計画 181
第 29 節　民間団体の活用計画 183
第 30 節　ボランティア受入計画 184
第 31 節　公共土木施設応急対策計画 185
第 32 節　航空機事故災害応急対策計画 187
第１款　空港及び周辺区域での事故 187
第２款　空港及び周辺区域以外での事故 188
第 33 節　ライフライン等施設応急対策計画 189
第１款　電力施設応急対策 189
第２款　液化石油ガス施設応急対策 189
第３款　上水道施設応急対策 189
第４款　下水道施設応急対策 190
第５款　電気通信設備応急対策 190
第 34 節　交通機関応急対策計画 190
第 35 節　農林水産物応急対策計画 190
第 36 節　道路事故災害応急対策計画 192
第 37 節　林野火災対策計画 193

第４部　災害復旧・復興計画

第１章　災害復旧・復興計画
第１節　公共施設災害復旧計画 195
第２節　被災者生活への支援計画 196
第３節　中小企業者等への支援計画 200
第４節　復興の基本方針等 201

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　南海トラフ地震防災対策推進計画
第１節　総則 203
第１款　推進計画の目的 203
第２款　地震防災対策推進地域 203
第３款　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱..... 204
第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 204

第３節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 204
第１款　津波防護施設の整備等 204
第２款　津波に関する情報の伝達等 205
第３款　避難指示等の発令基準 205
第４款　津波避難計画等の整備 205
第５款　消防機関等の活動 205
第６款　水道、電気、ガス、通信、放送関係 205
第７款　交通 205
第８款　市が自ら管理等を行う施設等に関する対策 206
第９款　救助 206
第４節　南海トラフ地震防災対策計画の促進 206
第５節　防災訓練 206
第６節　関係者との連携協力の確保 207
第７節　防災教育及び広報 207
第８節　「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応 207
第１款　「南海トラフ地震に関連する情報」について 207
第２款　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 210
第３款　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 210
第４款　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 213

第１部　総　　則

第１章　総　則
第２章　基本方針

第１章　総　則

第１節　目　的

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づいて、宮古島市の防災対策に関し、概ね次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、防災の万全を期するものである。

１　宮古島市の防災対策に関する指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱並びに市民等の責務
２　治山、治水、砂防及び海岸保全事業、緊急防災・減災事業、地震防災緊急事業五箇年計画の推進に係る事業、防災教育及び訓練、災害用食料、物資及び資材の備蓄、防災施設の整備その他の災害予防に関する計画
３　防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、衛生、文教及び交通輸送その他の災害応急対策に関する計画
４　災害復旧・復興に関する計画
５　その他の必要な事項

なお、本計画の構成、対象災害は次のとおりである。

(1) 第１部　総則
本計画の目的、想定する災害、防災関係機関等の役割分担、防災対策の基本方針及び計画の見直し・推進体制等の基本事項
(2) 第２部　災害予防計画
地震・津波対策及び風水害等対策に関する予防計画
(3) 第３部　災害応急対策計画
地震・津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む。）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する応急対策計画
(4) 第４部　災害復旧・復興計画
地震・津波対策、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む。）、大規模火災、林野火災、危険物等災害、不発弾等災害、道路事故災害、航空機事故災害及び海上災害に関する復旧・復興計画
(5) 第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画
南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、緊急に整備すべき施設等の整備に関する計画
(6) 参考資料
各編に関係する資料・様式

参考資料４－１　宮古島市防災会議条例
参考資料４－２　宮古島市防災会議委員名簿
参考資料４－３　宮古島市防災会議運営要綱

第２節　用　語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

1　基　　本　　法：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）をいう。
2　救　　助　　法：災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）をいう。
3　市 防 災 計 画：宮古島市地域防災計画をいう。
4　市　　本　　部：宮古島市災害対策本部をいう。
5　本　　部　　長：宮古島市災害対策本部長をいう。
6　県 防 災 計 画：沖縄県地域防災計画をいう。
7　県　　本　　部：沖縄県災害対策本部をいう。
8　県　本　部　長：沖縄県災害対策本部長をいう
9　県 地 方 本 部：沖縄県宮古地方本部をいう。
10　県 地 方 本 部 長：沖縄県宮古地方本部長をいう。
11　県 医 療 本 部：沖縄県災害医療本部をいう。
12　県地域医療本部：沖縄県地域災害医療本部をいう。

第３節　市の概況

１　自然的条件

(1) 位置と地勢

宮古島市は、北緯24°48′、東経125°17′（市役所）に位置し、石垣島の東北約130キロ圏域、沖縄本島（那覇市）の南西290キロ圏域にある。

市の総面積は204.27㎢で、大小６つの島（宮古島、池間島、大神島、伊良部島、下地島、来間島）からなり、平成27年に伊良部大橋が開通し、大神島を除き５つの島が橋梁で結ばれた。そのうち宮古島が158.93㎢で最も大きく、総面積の約70％を占めている。

(2) 地形・地質

地形は、山岳部は少なく最も高い地点の標高は113mとなっており、大きな河川・湖沼などもなく、全体的に概ね平坦で低い台地状を呈している。

地質は、ほとんど隆起サンゴ礁を母岩とする琉球石灰岩からなり、砂岩と沈泥状の泥板岩が重なり合ったブロックで形成されている。

土壌は島尻マージの他、一部にジャーガル、沖積土壌が見られ、弱アルカリ性又は中性で粘土とロームを含み、石灰岩の混入した石質粘土やその他数種の粘土が広範囲に分布している。

(3) 気　象

宮古島地方は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候に属し、四季を通して暖かい気候で、年平均気温は摂氏23.6℃、年平均湿度の平年値は77％、年間降水量の平年値は2021.0mm、平均風速は4.7m/sとなっている。

５月上旬ごろから６月下旬までは梅雨期で、年降水量のおよそ20％がこの時期に降り、梅雨が明けると本格的な夏が訪れ、夏から秋は台風シーズンで、特に８～９月ごろに接近する傾向がある。昭和34年９月15日の宮古島台風（サラ）は、日最低海面気圧908.1hPaで、全国で歴代２位を記録。昭和41年９月５日の第２宮古島台風（コラ）は、最大瞬間風速85.3m/sで、全国で第１位を記録している。さらに、昭和43年９月22日の第３宮古島台風（デラ）は、最大瞬間風速79.8m/sで、全国で歴代４位を記録している。

近年では、平成15年９月10日に台風第14号（マエミー）が接近し、10日17時頃から11日17時頃にかけて約24時間暴風域に入り、11日３時00分に最大風速38.4m/s、11日３時12分に最大瞬間風速74.1m/s（沖縄県内で歴代５位、全国で歴代８位）、11日４時12分に日最低海面気圧912.0hPa（沖縄県内で歴代２位、全国で歴代４位）を観測した。

※　降水量や風速は、宮古島地方気象台での観測値である。

宮古島市における主な気象要素の平年値（年・月ごとの値）

要素	気温（℃）			降水量（mm）	相対湿度（%）	風向・風速（m/s）		日照時間（時間）
	平均	最高	最低	合計	平均	平均風速	最多風向	合計
統計期間	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010
1 月	18.0	20.4	16.0	130.8	72	4.9	北北東	86.4
2 月	18.3	20.9	16.2	141.3	75	4.9	北北東	82.6
3 月	20.0	22.7	17.7	137.8	77	4.6	北北東	112.0
4 月	22.4	25.1	20.2	160.3	80	4.4	北東	123.2
5 月	24.8	27.5	22.7	207.7	82	4.1	南	151.1
6 月	27.2	29.9	25.2	185.5	84	4.5	南南西	191.9
7 月	28.7	31.6	26.6	130.8	80	4.4	南南西	246.7
8 月	28.5	31.2	26.3	262.5	80	4.3	南	220.5
9 月	27.4	30.0	25.3	230.0	79	4.6	北東	184.6
10 月	25.4	27.8	23.6	156.2	75	5.2	北東	153.8
11 月	22.7	25.0	20.8	146.9	73	5.4	北東	112.0
12 月	19.7	22.0	17.8	131.3	70	5.2	北北東	101.3
年	23.6	26.2	21.6	2021.0	77	4.7	北東	1766.2

宮古島市における観測史上1～５位の値

要素名／順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
日最低海面気圧（hPa）	908.1 (1959/ 9/15)	912.0 (2003/ 9/11)	928.9 (1966/ 9/ 5)	934.1 (1956/ 8/ 1)	940.5 (2019/9/5)	1938/ 1 2019/10
日降水量(mm)	452.0 (2017/9/13)	401.9 (1955/10/18)	340.4 (1949/ 7/30)	331.7 (1942/ 6/23)	322.0 (1985/ 8/16)	1938/ 1 2019/10
日最大 10 分間降水量(mm)	33.0 (1968/ 6/ 9)	31.2 (1951/ 4/ 3)	30.0 (2016/1/17)	30.0 (1970/ 4/19)	27.5 (1980/ 4/20)	1940/ 1 2019/10
日最大 1 時間降水量(mm)	138.0 (1970/ 4/19)	112.5 (1970/ 4/18)	106.0 (1938/ 4/20)	100.2 (1955/10/18)	95.5 (1996/ 5/31)	1938/ 1 2019/10
月最大 24 時間降水量(mm)	477.5 (2017/9/13)	467.6 (1955/10/18)	417.5 (1985/ 8/16)	402.5 (2003/ 9/11)	318.3 (1949/ 7/30)	1971/ 1 2019/10
年降水量の多い方から(mm)	3242.8 (1966)	3003.6 (1951)	2981.6 (1959)	2963.2 (1955)	2934.0 (1985)	1938 年 2019 年
日最大風速・風向(m/s)	北東 60.8 (1966/ 9/ 5)	北東 54.3 (1968/ 9/23)	北東 54.0 (1968/ 9/22)	南西 53.0 (1959/ 9/15)	西 47.5 (1957/ 9/25)	1938/ 1 2019/10
日最大瞬間風速・風向(m/s)	北東 85.3 (1966/ 9/ 5)	北東 79.8 (1968/ 9/22)	北北東 78.0 (1968/ 9/23)	北 74.1 (2003/ 9/11)	北北東 70.0 (1950/ 6/23)	1938/ 1 2019/10

（宮古島地方気象台での観測値、2019年10月現在）

２　社会的条件

(1) 人口

本市は、平成17年10月１日の市町村合併（平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町）により誕生した。人口は、平成27年国勢調査によると、51,186人となっている。これは、前回（平成22年）調査時の52,039人に比べ853人、1.64%減少となっており、県内でもっとも人口減少数の大きい市となっている。

なお、平成27年10月現在、本市は過疎地域指定となっており、年齢構成でも65歳以上の高齢者が24.9%（県平均19.6%）を占め、高齢化が進んでいる。

(2) 交通

本市と沖縄本島及び本土との人的・物的輸送は、救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点に指定されている宮古空港及び平良港が担っている。平成31年３月に「みやこ下地島空港ターミナル」が供用開始され、国内外からの観光客が大幅に増加している。

平良地域は、宮古島における商工都市としての発展を背景に、人口の市街地集中化が進み、自動車交通の激増による市街地への車両の大量流出入が著しい。道路は、主要地方道平良城辺線（平良袖山入口～郡農協前）、一般県道平良新里線（平良～袖山入口）、一般県道高野西里線（平良港～平良、郡農協前～空港）が、県の第１次緊急輸送道路となっている。

また、それ以外の地域は、平良市街地中心部を起点に主要地方道平良城辺線、保良西里線、一般県道平良新里線が走っている。

伊良部島、池間島、来間島はそれぞれ宮古島本島と橋で繋がっており、下地島は伊良部島と橋で繋がっている。

市道は、総延長999,302mで特に市街地は幅員が狭隘で歩道設置が進まず、ラッシュ時における交通渋滞が深刻さを増している。

(3) 自衛隊施設等

自衛隊施設は、航空自衛隊の「航空自衛隊第53警戒隊宮古島分屯基地」が、島のほぼ中央標高108mの野原岳の尾根沿いに展開している。

また、平成31年、上野野原地区に陸上自衛隊宮古警備隊が新たに配備されている。

第４節　災害の想定

本計画は、本市の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、次に掲げる規模の災害を想定の基本として策定した。

ただし、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震、1771 年八重山地震津波の教訓から、歴史に学ぶ最大クラスの地震・津波からの避難についても、市内全域で可能な限り対策を講ずる必要がある。

１　風水害

(1) 台風

ア　第２宮古島台風（昭和 41 年台風第 18 号　コラ）

襲来年月日	昭和41年９月５日
最大風速	60.8m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3m/s（宮古島）
降水量	297.4mm（宮古島、３～６日）
負傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

イ　平成 15 年台風第 14 号　マエミー

襲来年月日	平成15年９月10日、11日
最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、９～12日）
死傷者	94名（うち死者１名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

(2) 高潮（被害想定）

県は、本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮浸水予測図を公表している。調査は平成 18 年度に本島沿岸域、平成 19 年度に宮古・八重山諸島沿岸域を対象に実施しており、本市に関係する予測結果の概要は次のとおりである。

高潮被害想定の概要

対　象	想定台風の経路	浸水予測
宮古・八重山諸島	①　宮古島の真上を北上 ②　宮古島の西側を北上 ③　石垣島と西表島の間を北上 ④　西表島の西側を北上 ⑤　宮古・八重山諸島の南側を西進	海岸に沿う低地で、大きく浸水が広がる。

参考資料１－１　重要水防区域内・外の危険予想区域の現況

(3) 土砂災害（危険箇所・区域等）

本市にはがけ崩れ、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所は次のとおりである。これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。

市内の土砂災害危険箇所・区域一覧

種　別	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合　計
土砂災害危険箇所（国土交通省、平成 14 年度）	2	0	2	4
急傾斜地崩壊危険区域（国土交通省）	1	－	－	1
土砂災害警戒区域（国土交通省、平成 30 年度）	9	0	2	11
山地災害危険地区（林野庁、平成 19 年度）	2	0	1	3
農地地すべり危険区域（農林水産省）	－	－	－	3

参考資料１－２　土砂災害危険箇所の現況
参考資料１－３　山地荒廃の現況（山地災害危険地区一覧）

２　地震及び津波

(1) 地震及び津波の被害想定

地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「沖縄県地震被害想定調査」（平成 25 年度）に基づき、本市に関係する被害予測の概要を以下にまとめる。

ア　想定地震

県が想定した陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある 25 地震のうち、本地域に比較的大きな被害が予測されたものを以下に示す。

なお、最大震度は、内陸型地震である宮古島断層による地震で震度７、海溝型地震である八重山諸島南方沖地震３連動で震度６強、宮古島スラブ内で発生する地震では震度６強と予測される。

地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニチュード	ゆれ等の特徴（予測最大震度）	備　考
宮古島断層による地震	内陸型	7.3	宮古島において震度が大きい(7)	前回調査(平成 21 年度)より
八重山諸島南方沖地震３連動	海溝型	9.0	先島諸島広域において震度が大きい（６強）	平成 23・24 年度津波被害想定調査より
宮古島スラブ内地震		7.8	宮古島全域、伊良部島において震度が大きい(６強)	平成25年度に新規設定

イ　予測項目・条件

予測する主な項目は、各々の地震による震度（地震動）、液状化危険度、建物被害（揺れ、液状化、土砂災害、津波、地震火災）、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、災害廃棄物被害、避難者、要配慮者被害である。

なお、火災や人的被害に影響する発生の季節や時刻等は、市民や観光客の滞留、就寝、火気の使用等の状況を考慮し、冬の深夜、夏の 12 時、冬の 18 時の３シーンとしている。

ウ　予測結果の概要

津波被害のある海溝型地震である、八重山諸島南方沖地震３連動、津波被害のない想定である、宮古島断層地震、宮古島スラブ内地震を想定した場合の市域における被害量は、以下のとおりである。

(ｱ) 八重山諸島南方沖地震３連動

宮古島の南東部で震度６弱が想定されるほか、その他の市域の大部分で震度５強が

想定される。

液状化については、宮古島、下地島、池間島の一部に液状化の危険度が極めて高い地区が見られる。

建物被害は、宮古島市で全壊約 1,140 棟、半壊約 1,920 棟の被害発生が予想される。

火災は、７件の炎上出火が想定され、42 棟が焼失すると想定される。

人的被害は、宮古島市で死者約 370 名、重傷者約 1,200 名、軽傷者約 2,490 名、避難者約 4,800 名と想定される。

(ｲ) 宮古島断層地震

震源に近い宮古島の一部地域で震度７が想定されるほか、その他の市域の大部分で震度６弱～６強が想定される。

液状化については、宮古島、下地島、池間島の一部に液状化の危険度が極めて高い地区が見られる。

建物被害は、宮古島市で全壊が約 2,650 棟、半壊が約 4,070 棟と想定される。

火災は、12 件の炎上出火が想定され、９棟が焼失するが、市街地延焼には至らないと想定される。

人的被害は、宮古島市で死者約 30 名、重傷者約 260 名、軽傷者約 920 名、避難者約 3,500 名と想定される。

(ｳ) 宮古島スラブ内地震

宮古島で震度６強が想定されるほか、その他の市域の大部分で震度６弱が想定される。

液状化については、宮古島、下地島、池間島の一部に液状化の危険度が極めて高い地区が見られる。

建物被害は、宮古島市で全壊約 1,960 棟、半壊約 3,820 棟の被害発生が予想される。

火災は、７棟が焼失すると想定される。

人的被害は、宮古島市で死者約 20 名、重傷者約 190 名、軽傷者約 820 名、避難者約 2,800 名と想定される。

参考資料５－１　気象庁震度階級関連解説表

市域における地震･津波被害量予測一覧

被害想定項目					想定地震		
					八重山諸島南方沖地震３連動	宮古島断層地震	宮古島スラブ内地震
建物被害棟数	地震動・液状化	全壊		(棟)	296	2,639	1,952
		半壊		(棟)	1,186	4,072	3,819
	津波	全壊		(棟)	845	－	－
		半壊		(棟)	731	－	－
出火・延焼被害	出火件数			(件)	7	12	－
	焼失棟数			(棟)	42	9	7
人的被害	建物被害・火災等	死者数		(人)	2	26	18
		負傷者数	重傷	(人)	31	263	194
			軽傷	(人)	235	922	824
		避難者数		(人)	4,812	3,461	2,767
	津波	死者数		(人)	369	－	－
		負傷者数	重傷	(人)	1,168	－	－
			軽傷	(人)	2,259	－	－
ライフライン	断水人口			(人)	1,737	33,652	18,258
	停電戸数			(戸)	3,632	7,081	5,849
	電話支障			(回線)	3,331	4,711	3,897

注）八重山諸島南方沖地震３連動における津波の想定は、平成 23・24 年度津波被害想定調査によるものである。
注）宮古島断層地震、宮古島スラブ内地震は、津波による被害想定を実施していない。
出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査報告書（平成 26 年３月）沖縄県

(ｴ) 市町村一律の直下型地震について

(1)の想定地震は、本市において発生する可能性が高い地震等から設定したものであるが、地震の多い我が国では、どの地域においてもマグニチュード 6.9 程度の直下型地震が起こりうる。

そこで、県では県内市町村の地震防災マップの作成等、全市町村の地震対策の基礎資料となるように、県下各市町村の直下でマグニチュード 6.9 の地震を想定し、(2)の予測項目・条件について予測している。

(2) 津波の浸水想定

ア　津波浸水想定

本市の避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を以下にまとめる。

(ｱ) 切迫性の高い津波

県では、これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた本県に将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）津波浸水想定のモデル一覧
（宮古・八重山諸島沿岸域）

	波源位置（モデル名）	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	宮古島東方沖（C04W）	80km	40km	4m	7.8
②	宮古島南東沖（D06N）	80km	40km	4m	7.8
③	宮古島西方沖（C05E）	80km	40km	4m	7.8
④	石垣島東方沖１（C06W）	80km	40km	4m	7.8
⑤	石垣島東方沖２（NM11）	60km	30km	20m	7.8
⑥	石垣島南方沖（IM00）	40km	20km	20m	7.7
		15km	10km	90m	(※2)
⑦	石垣島北西沖（A03N）	80km	40km	4m	7.8
⑧	与那国島北方沖（A01N）	80km	40km	4m	7.8
⑨	与那国島南方沖（GYAK）	100km	50km	5m	7.9

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。
※2 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

次ページに、津波浸水想定結果を示す。なお、津波の高さや時間等の意味は、以下のとおりである。

「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位
「影響開始時間」：沿岸の沖合の水位が、地震発生時から 50cm 上昇するまでの時間
「津波到達時間」：津波第１波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間
「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高

切迫性の高い津波浸水想定結果（宮古・八重山諸島沿岸域）

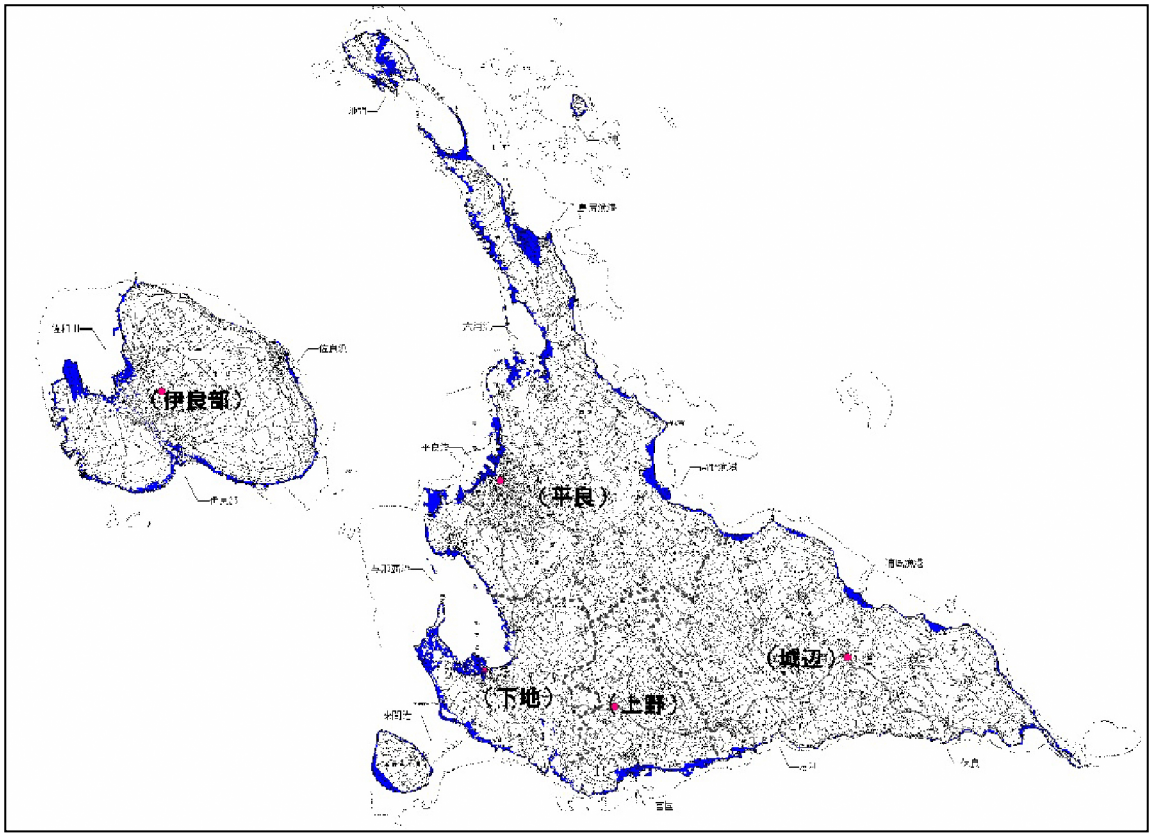

市町村名	島名	代表地点	沿岸の最大水位（m）	最大遡上高（m）	影響開始時間（分）	津波到達時間（分）	最大遡上高（m） 5m 10m 20m 30m
宮古島市（平良）	宮古島	高野漁港	8.1	11.0	4	24	
		島尻漁港	7.1	10.2	3	24	
	大神島	大神	5.6	6.9	5	26	
	池間島	池間	4.1	9.3	4	23	
	宮古島	大浦湾	4.0	8.6	6	20	
		平良港	6.1	9.1	15	24	
宮古島市（下地）	宮古島	与那覇湾	5.5	7.9	15	29	
	来間島	来間港	5.4	9.7	13	21	
宮古島市（上野）	宮古島	宮国	4.2	9.2	5	15	
宮古島市（城辺）	宮古島	友利	7.5	11.8	3	13	
		保良	4.8	11.5	2	11	
		浦底漁港	8.9	12.0	3	19	
宮古島市（伊良部）	伊良部島	佐良浜	3.2	7.2	6	27	
		佐和田	4.5	9.3	9	26	
		伊良部	6.4	9.3	10	32	

■想定津波の波源域

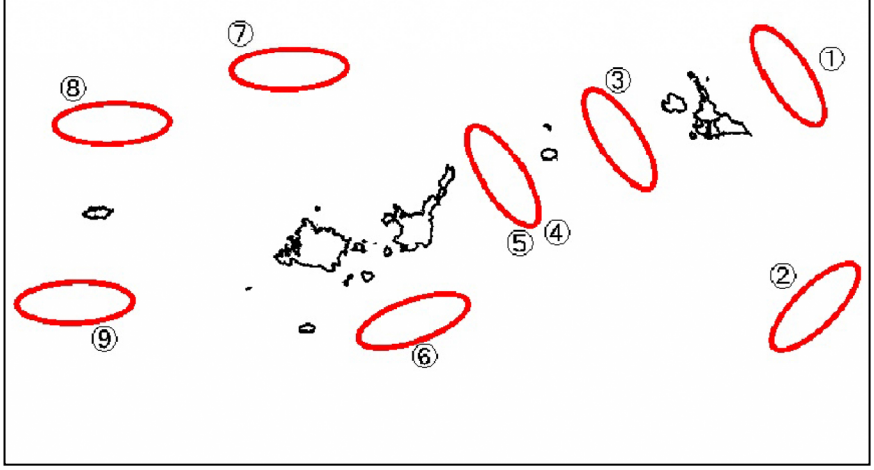

(ｲ) 最大クラスの津波

県では、平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。「沖縄県津波被害想定調査」（平成 23・24 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）津波浸水想定のモデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震		300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震（※2）		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑦	石垣島東方沖地震（※2）		60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑩	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	3 連動	沖縄本島南東沖地震	240km	70km	20m	9.0
			170km	70km	20m	
			260km	70km	20m	
⑮	3 連動	八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。
※2 ② ⑥ ⑦は、1771 年八重山地震の規模を再現したものである。
※3 ⑥下段は、地すべりを想定しているためマグニチュードで示すことができない。

最大クラスの津波浸水想定結果（宮古・八重山諸島沿岸域）

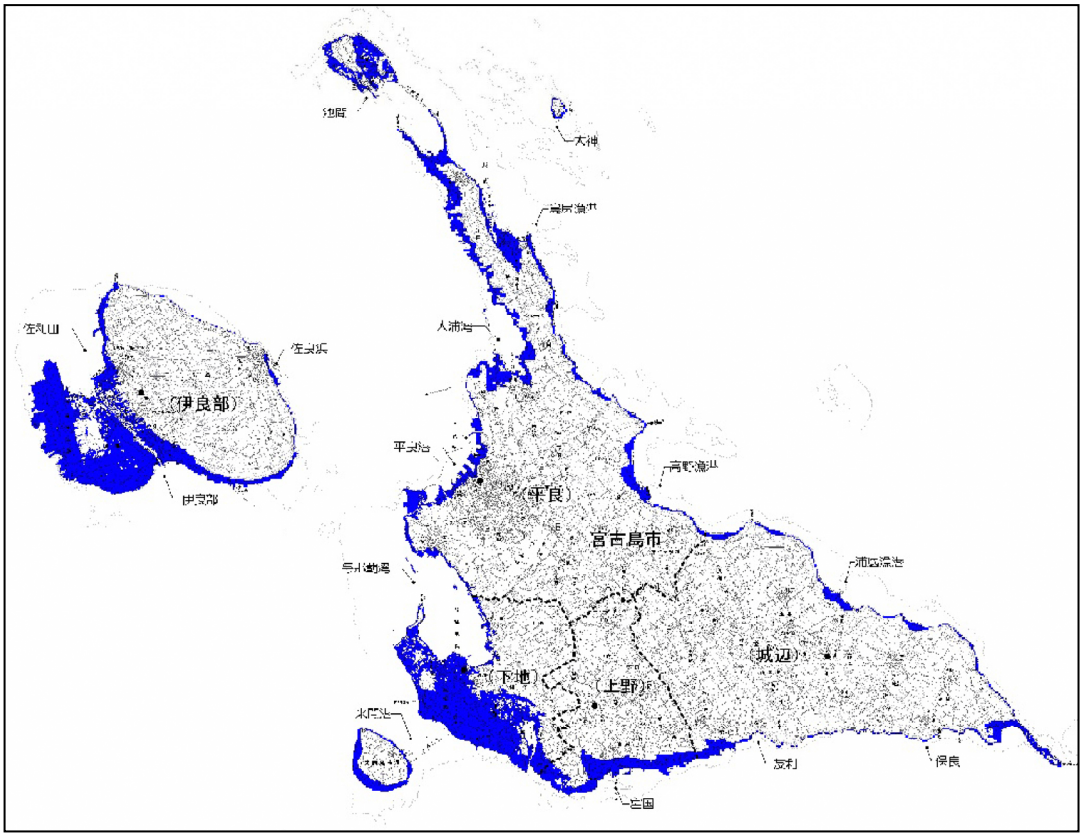

市町村名	島名	No.	代表地点	沿岸の最大水位（m）	最大遡上高（m）	影響開始時間（分）	津波到達時間（分）
宮古島市（平良）	宮古島	1	島尻漁港	13.6	14.4	35	37
		2	高野漁港	19.5	21.6	30	35
宮古島市（城辺）		3	浦底漁港	19.6	18.2	25	28
		4	保良	23.2	23.6	15	17
		5	友利	22.7	26.0	15	17
宮古島市（上野）		6	宮国	20.9	25.7	16	20
宮古島市（下地）		7	与那覇湾	8.6	9.7	27	32
宮古島市（平良）		8	平良港	11	12.6	28	38
		9	大浦湾	10.6	13.1	27	44
	池間島	10	池間	18.8	16.8	34	35
	大神島	11	大神	15	16.6	34	36
宮古島市（伊良部）	伊良部島	12	佐良浜	10.2	11.0	34	38
		13	伊良部	24.3	23.4	22	31
		14	佐和田	13.2	14.9	21	33

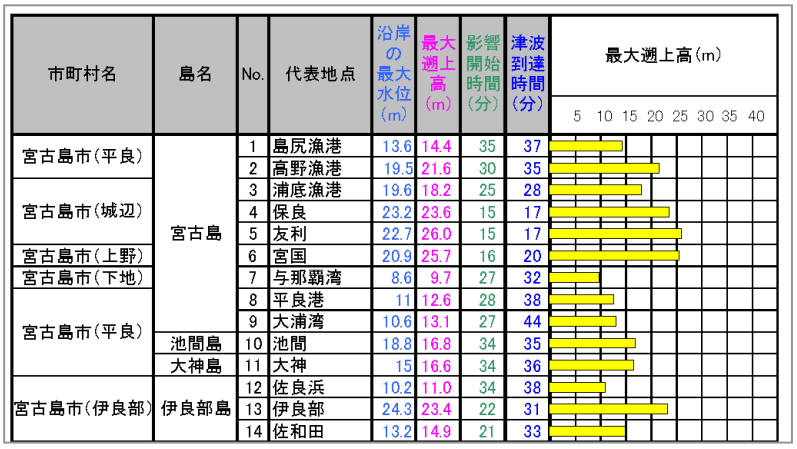

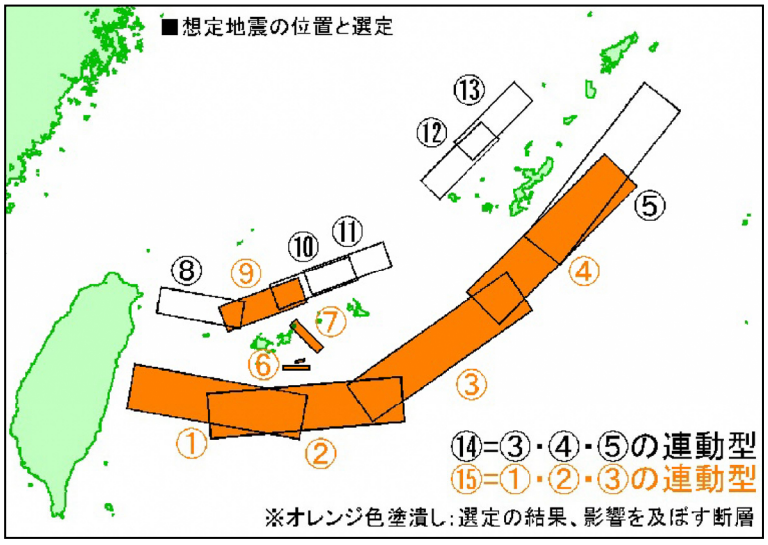

(ｳ) 最大クラスの津波（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

県では、平成 24 年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 8.2 に設定したものである。

想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりであり、津波浸水想定結果の図は P17 に示す。

「沖縄県津波被害想定調査」（平成 26 年度）津波浸水想定のモデル一覧

No	断層名		断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード(※1)
①	八重山諸島南西沖地震		270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震（※2）		300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震		300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震（※4）		100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震		100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震（※2）		40km	20km	20m	7.8
			15km	10km	90m	(※3)
⑨	石垣島東方沖地震（※2）		60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	3 連動	八重山諸島南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。
※2 1771 年八重山地震津波の再現モデルである。
※3 地すべりを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。
※4 1791 年の地震の再現モデルである。

次ページに、最大クラスの津波浸水想定結果を示す。

最大クラスの津波浸水想定結果（宮古・八重山諸島沿岸域）
（津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定）

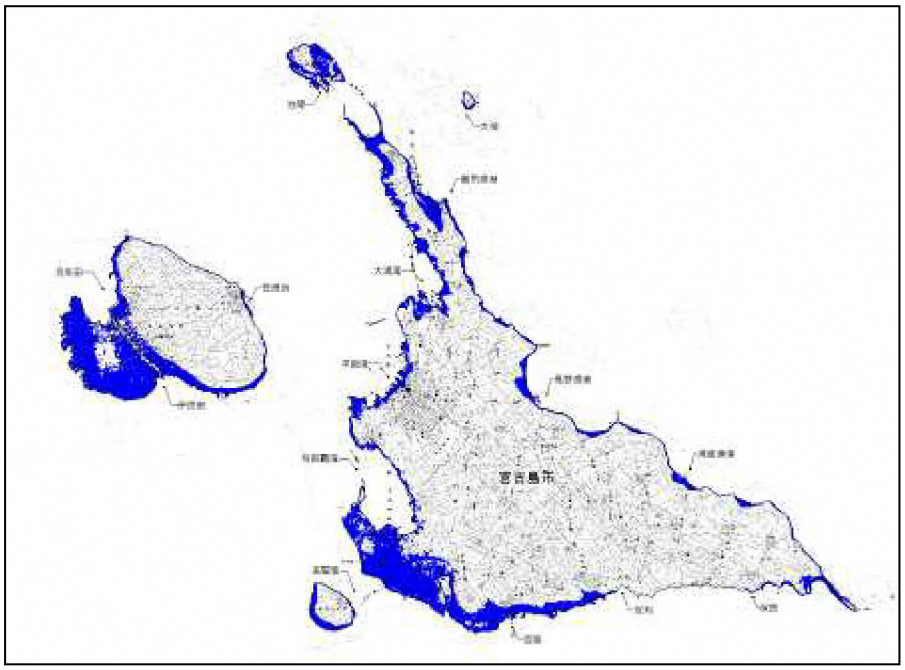

市町村名	島名	No.	代表地点	最大遡上高（m）	影響開始時間±20cm（分）	影響開始時間＋50cm（分）	津波到達時間（分）	最大遡上高（m） 5 10 15 20 25 30 35 40
宮古島市（平良）	宮古島	1	島尻漁港	18.0	24	34	36	
		2	高野漁港	26.5	20	30	35	
宮古島市（城辺）		3	浦底漁港	21.9	15	24	28	
		4	保良	24.7	4	14	17	
		5	友利	28.3	4	14	16	
宮古島市（上野）		6	宮国	26.5	5	15	19	
宮古島市（下地）		7	与那覇湾	9.8	21	25	32	
宮古島市（平良）		8	平良港	12.5	18	23	38	
		9	大浦湾	14.1	17	41	44	
	池間島	10	池間	17.3	12	34	35	
	大神島	11	大神	17.7	24	34	37	
宮古島市（伊良部）	伊良部島	12	佐良浜	13.4	15	34	38	
		13	伊良部	25.9	10	24	31	
		14	佐和田	15.3	9	22	33	
宮古島市（下地）	来間島	15	来間港	20.0	12	17	22	

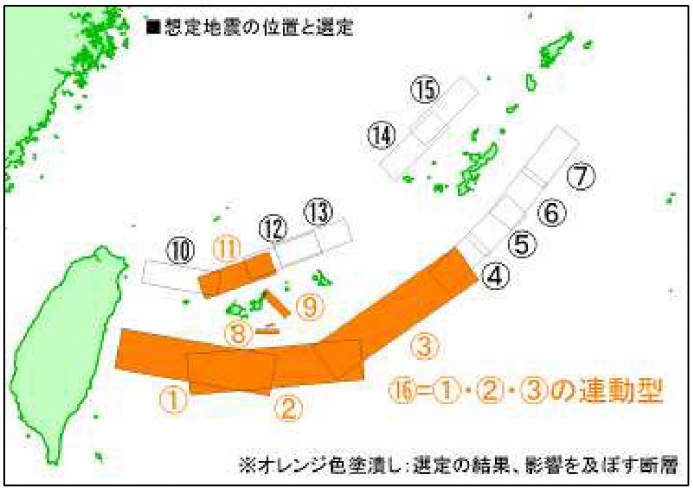

(3) 津波災害警戒区域

本市には、津波災害警戒区域が指定されている。

指定された区域は、前ページの津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定による最大クラスの津波浸水想定の区域である。

第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

本市の地域を管轄する指定地方行政機関、沖縄県、宮古島市、指定公共機関、指定地方公共機関、市内の公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等が防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりである。

１　宮古島市

(1) 市防災会議及び災害対策本部に関する事務
(2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
(3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
(4) 防災に関する施設及び設備の整備
(5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
(6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
(7) 水防、消防、救助その他の応急措置
(8) 災害時における保健衛生及び文教対策
(9) 災害時における交通輸送の確保
(10) 災害廃棄物の処理
(11) 被災施設の災害復旧
(12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等の対策
(13) 地域の防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者が実施する応急対策等の調整
(14) 公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実及び住民の自発的な防災活動の促進
(15) 防災に関する調査研究
(16) 防災まちづくり事業の推進
(17) 住民等への災害時の広報及び災害相談の実施
(18) 災害対策に関する近隣市町村間の相互応援協力
(19) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

２　沖縄県（宮古事務所、宮古福祉事務所、宮古保健所、県立宮古病院、宮古土木事務所、下地島空港管理事務所、宮古農林水産振興センター、農業研究センター宮古島支所）

(1) 県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
(2) 防災に関する広報・教育・訓練の実施
(3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備
(4) 防災に関する施設及び設備の整備
(5) 災害に関する警報の発令、伝達及び避難措置
(6) 災害情報の収集、伝達及び被害調査
(7) 消防、水防、救助その他の応急措置
(8) 災害時の保健衛生及び文教対策
(9) 災害時における交通輸送の確保
(10) 災害廃棄物の処理に係る調整及び事務
(11) 被災施設の災害復旧
(12) 被災者に対する救援、生活再建支援及び融資等対策
(13) 市が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての援助及び調整
(14) 市内の防災関係機関の応急復旧対策、応援・受援の調整及び市外からの応援等の調整
(15) その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置

３　沖縄県立宮古病院

(1) 災害時における医療、助産、看護活動の実施

(2) 被災者の応急対策

４　沖縄県警察（宮古島警察署）

(1) 災害警備計画
(2) 被害情報の収集伝達及び被害実態の把握
(3) 被災者の救出救助及び避難指示・誘導
(4) 交通規制・交通管制
(5) 死体の見分・検視
(6) 犯罪の予防等社会秩序の維持

５　沖縄県（宮古保健所）

(1) 災害時における管内保健衛生対策及び指導

６　自衛隊

(1) 災害派遣の準備
　ア　災害に関する情報の収集
　イ　災害派遣に関する計画の整備
　ウ　災害派遣に関する準備の実施
　エ　災害即応体制の維持向上
　オ　防災訓練への参加
(2) 災害派遣の実施
　ア　人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施
　イ　災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

７　指定地方行政機関

(1) 沖縄気象台（宮古島地方気象台）
　ア　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
　イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。
　ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
　エ　市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
　オ　防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及・啓発に努める。
(2) 第十一管区海上保安本部（宮古島海上保安部）
　ア　警報等の伝達に関すること。
　イ　情報の収集に関すること。
　ウ　海難救助等に関すること。
　エ　緊急輸送に関すること。
　オ　物資の無償貸与又は譲与に関すること。
　カ　関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること。
　キ　流出油等の防除に関すること。
　ク　海上交通安全の確保に関すること。
　ケ　警戒区域の設定に関すること。
　コ　治安の維持に関すること。
　サ　危険物の保安措置に関すること。
(3) 沖縄総合事務局開発建設部（平良港湾事務所）
　ア　直轄港湾等災害復旧事業に関する災害対策
　イ　非常災害が発生した場合に港湾管理者から要請のあった港湾施設の管理

(4) 沖縄総合事務局運輸部（宮古運輸事務所）
ア　災害時における陸上及び海上輸送の調査及び車両、船舶等の安全対策
イ　災害時における自動車運送事業者に対する運送及び船舶運航事業者に対する航海等の協力要請
ウ　災害時における輸送関係機関との連絡調整
(5) 沖縄総合事務局財務部（宮古財務出張所）
ア　地方公共団体に対する災害融資
イ　災害時における金融機関に対する緊急措置の要請
ウ　公共土木等被災施設の査定の立会
エ　地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む。）の査定
(6) 沖縄総合事務局農林水産部（宮古島農林水産センター、土地改良総合事務所宮古支所、宮古伊良部農業水利事業所）
ア　農林水産業に係る被害状況等災害に関する情報の収集、報告
イ　農林水産関係施設等の応急復旧及び二次災害防止対策
ウ　家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策
エ　応急用食料、災害復旧用材等の調達・供給対策

８　指定公共機関

(1) 日本赤十字社沖縄県支部
ア　災害時における医療、助産等医療救護活動の実施並びに遺体処理等の協力
イ　地方公共団体以外の団体又は個人が行う救助に関するボランティア活動の連絡調整
ウ　義援金品の募集及び配分の協力
エ　災害時における血液製剤の供給
(2) 沖縄電力(株)離島カンパニー宮古支店
ア　電力施設の整備及び防災管理
イ　災害時における電力供給確保
(3) 日本放送協会沖縄放送局
ア　気象警報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及等の災害広報
(4) ＮＴＴ西日本(株)沖縄支店、ＮＴＴコミュニケーションズ(株)、ソフトバンクテレコム(株)
ア　電信電話施設の保全と重要通信の確保
(5) (株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンクモバイル(株)
ア　移動通信施設の保全と重要通信の確保
(6) 日本郵便(株)沖縄支社宮古島支店
ア　災害時における郵政事業運営の確保
イ　災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱
ウ　災害時における窓口業務の確保

９　指定地方公共機関

(1) (一社)沖縄県医師会宮古地区医師会
ア　災害時における医療及び助産の実施
(2) (公社)沖縄県看護協会
ア　災害時における医療及び看護活動（助産を含む。）への協力
(3) (一社)沖縄県バス協会
ア　災害時におけるバスによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力に関する連絡調整
イ　災害時における輸送路線及び施設の確保に関する連絡調整
(4) 琉球海運(株)（宮古支店）
ア　災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保

(5) 日本トランスオーシャン航空(株)（宮古営業所）
ア　災害時における航空機による救助物資等の輸送の確保
(6) (一社)沖縄県高圧ガス保安協会（宮古支部）
ア　高圧ガス施設の防災対策及び災害時における高圧ガス供給並びに消費設備に係る復旧支援
(7) (一社)沖縄県婦人連合会（宮古地区婦人連合会）
ア　災害時における女性の福祉の増進
(8) 沖縄セルラー電話(株)
ア　電気通信の疎通の確保と重要通信の確保
(9) (一社)沖縄県薬剤師会（宮古地区薬剤師会）
ア　災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力
(10) (社福)沖縄県社会福祉協議会
ア　沖縄県災害ボランティアセンターの設置・運営及び市災害ボランティアセンターの支援
イ　生活福祉資金の貸付
ウ　社会福祉施設との連絡調整
(11) (一財)沖縄観光コンベンションビューロー
ア　観光危機への対応
イ　観光・宿泊客の安全の確保
(12) (公社)沖縄県トラック協会（宮古支部）
ア　災害時におけるトラックによる生活物資、復旧・復興物資等の緊急輸送の協力

10　公共団体（機関）その他防災上重要な施設の管理者

(1) 市社会福祉協議会
ア　市が行う防災及び応急対策への協力
イ　被災者の救護活動の展開
(2) ＪＡ宮古支店、宮古島漁業協同組合、伊良部漁業協同組合、池間漁業協同組合
ア　市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
イ　農作物及び漁業災害応急対策の指導
ウ　農漁業生産資材及び生活資材の確保・あっせん
エ　被災農漁家に対する融資のあっせん
オ　災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力
(3) 宮古島商工会議所、宮古島市伊良部商工会
ア　市が行う防災及び応急対策への協力
イ　救助用物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力
ウ　被災者の生活資材の確保についての協力
エ　災害時における物価安定についての協力
(4) (公財)沖縄県国際交流・人材育成財団
ア　外国人に関する情報提供等の協力
(5) 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合
ア　観光・宿泊客の安全の確保
(6) (一社)沖縄県歯科医師会
ア　災害時における医療、救護及び保健衛生活動の協力
(7) (公社)沖縄県獣医師会
ア　災害時の動物の医療保護活動
(8) (一社)沖縄県建設業協会
ア　災害時の重機等による救援活動の協力
イ　災害時の公共土木施設の被害調査、応急復旧活動、建設活動の協力

(9) 沖縄県土地改良事業団体連合会
ア　農業用ダムやため池、かんがい用樋門、たん水防除施設等の整備、防災管理
イ　農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧
(10) 沖縄県農業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、沖縄県森林組合連合会
ア　農林漁業関係者の安全の確保
イ　農林漁業関係の被害状況調査及び応急対策の協力
イ　災害時における食料及び物資等の供給及び海上輸送等の協力
ウ　農林漁業の災害応急・復旧対策
エ　被災農林漁業者の再建支援
(11) 沖縄県商工会連合会
ア　被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。
イ　救助物資、復旧資材の確保、あっせん、輸送等についての協力に関すること。
ウ　災害時における物価安定についての協力に関すること。
(12) (一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会
ア　災害時における道路等の被害情報の収集伝達、タクシーによる被災者及び一般利用者等の輸送の協力
(13) (公財)沖縄県交通安全協会連合会
ア　避難者の誘導及び救出救護の協力
イ　被災地及び避難場所の警戒
ウ　関係機関の行う災害救助活動及び復旧活動についての協力
(14) 沖縄県石油商業組合、沖縄県石油業協同組合
ア　石油設備の防災対策及び災害時における石油燃料の供給
(15) (一社)沖縄県産業廃棄物協会
ア　災害廃棄物処理についての協力
(16) (公社)沖縄県環境整備協会
ア　災害時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の点検・復旧についての協力に関すること。
(17) 上下水道指定工事店
ア　災害時の上下水道施設の被害調査、応急復旧活動及び建設活動の協力
(18) 危険物等取扱事業者
ア　危険物の保安及び周辺住民の安全確保
イ　災害時における石油等の供給
(19) 社会福祉施設管理者
ア　入所者及び通所者の安全の確保
(20) 病院管理者
ア　入院患者及び通院患者の安全の確保
イ　被災傷病者の救護
(21) 学校法人
ア　児童及び生徒等の安全の確保
イ　施設の整備、避難訓練の実施等の防災対策
(22) 金融機関
ア　被災事業者に対する復旧資金の融資その他の緊急措置

第６節　市民及び事業者等の責務等

大規模な災害が発生した場合、市及び関係機関は、その総力を結集して災害応急対策を実施するが、その対応能力には限界がある。

従って、災害対策基本法第７条「住民の責務」に基づき、以下に示すように市民及び事業者等は、積極的に災害防止に努めるものとする。

１　市民

(1) 防災・減災の知識習得及び過去の災害の教訓の伝承
(2) 自宅建物及び設備の減災措置及び避難行動の検討
(3) 飲料水、食料及び生活用品等の７日分以上の備蓄と点検
(4) 消防団、自主防災組織及び防災訓練等への参加及び活動への協力
(5) 警報、避難情報等の収集及び家族・近所への伝達
(6) 家族及び近所の避難行動要支援者等の避難支援
(7) 災害廃棄物の分別
(8) その他自ら災害に備えるために必要な行動

２　自治会・自主防災組織

(1) 自主防災活動マニュアル、資機材の整備及び点検
(2) 地域の災害危険性の把握及び点検並びに過去の災害の教訓の伝承
(3) 避難行動要支援者の把握及び避難支援プランの作成協力
(4) 地区の孤立化対策（通信機器・食料備蓄等）
(5) 自主防災リーダーの養成
(6) 自主防災活動及び訓練の実施
(7) 気象情報等の収集及び伝達
(8) 地区内の要配慮者及び被災者の救助・救援対策の協力
(9) 災害時の避難所の自主運営
(10) 災害廃棄物の分別及び集積所の管理協力

３　事業者

(1) 従業員の防災教育及び訓練
(2) 事業継続計画（BCP）の作成及び更新
(3) 所管施設及び設備の減災措置及び避難対策の検討
(4) 従業員等の飲料水、食料及び生活用品等の備蓄と点検
(5) 自衛消防活動・訓練
(6) 気象情報等の収集、従業員及び所管施設利用者等への伝達及び避難誘導
(7) 消防団、自主防災組織への参加及び活動への協力
(8) 避難行動要支援者等の避難支援
(9) 災害廃棄物の分別
(10) 災害時の事業継続、国、県、市の防災活動の協力（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、人材等に関わる事業者に限る。）
(11) その他自ら災害に備えるために必要な活動及び地域の防災活動への協力

第２章　基本方針

第１節　災害の想定と防災計画の基本的考え方

１　想定の考え方

(1) 想定災害

ア　地震・津波

東日本大震災の教訓を踏まえて、これまでの切迫性の高い地震・津波の想定に加えて、発生頻度は極めて低いものの科学的知見からあらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波も考慮する必要がある。このため、今後の地震・津波対策では、二つのレベルの地震・津波を想定する。

一つはこれまでの調査から発生確率が高いと考えられる地震・津波で、「第１章　第４節　災害の想定　２　地震及び津波の被害想定」に示す地震・津波である。

もう一つは歴史的知見等から想定される最大クラスの地震・津波で、発生頻度は極めて低いものの甚大な被害をもたらすものであり、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震や明和８年（1771 年）八重山地震による大津波などがあげられる。

なお、地震・津波の想定にあたっては古文書等の資料の分析、地形・地質の調査、津波堆積物調査及び海岸地形の調査等の科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震・津波の発生等をより正確に調査するとともに、地震活動の長期評価を行っている地震調査研究推進本部等との連携に留意する。

イ　風水害等

地球温暖化による気候変動等から大雨、高潮及び土砂災害等の自然災害リスクが高まっており、集中豪雨等の被害が多発している。土砂災害については土砂災害防止法に基づいて危険区域を想定しているが、想定を超える大規模な土砂崩壊が発生する可能性もある。

このため、地震・津波と同様に発生頻度は極めて低いものの、科学的知見からあらゆる可能性を考慮して、最大クラスの風水害についても想定する必要がある。

また、大規模事故災害については、海上、航空機等の大規模事故も想定していく必要がある。

(2) 被害想定

最新の科学的知見による想定災害の見直しに応じて、被害想定も次の点に留意して適宜見直していく必要がある。

ア　被害の全体像の明確化及び広域的な防災対策の立案の基礎となるよう、具体的な被害を算定する。

イ　今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

なお、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

ウ　津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波の高さ、浸水範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く。

また、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火又は大規模な地すべり等を原因とする津波もありうることにも留意する。

２　防災計画の考え方

市、県及び指定地方公共機関等は、災害及び被害想定の結果に基づき防災計画を検討する必要がある。

検討においては、自然災害を完全に封ずることには無理があるため、被害を最小化する

「減災」の考え方に立つとともに、地域の特性を踏まえた被害想定に基づいて減災目標を策定することが重要である。

また、想定のレベルや地域の社会構造に応じて、次の点に留意して効果的で実効性の高い計画にすることが重要である。

(1) 想定する災害のレベルへの対応

ア　最大クラスの災害に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、防災意識の向上、想定結果を踏まえた防災施設や避難施設等の整備、土地利用、建築規制などを組み合わせるほか、経済被害の軽減など地域の状況に応じた総合的な対策を検討する。

イ　比較的発生頻度の高い一定程度の災害に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、防災施設の整備等を検討する。

(2) 地域の社会構造の変化への対応

ア　人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、社会情勢は大きく変化しつつある。

市、県及び指定地方公共機関等は社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりに十分配慮し、次に掲げるような変化について十分な対応を図るよう検討する。

(ｱ) 離島及び市役所周辺の市街地を除く集落の多くでは、人口減少、集落の衰退、地域経済力の低下等がみられる。

都市部では災害に強い都市構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報公開等の安全確保対策が必要である。

また、人口減少地域では、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援及び地場産業の活性化、コミュニティ活力維持等が必要である。

(ｲ) 高齢者（とりわけ独居老人）や障がい者等の要配慮者（※1）が増加している。

防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を福祉施策と連携して行う必要がある。

また、要配慮者関連施設の災害危険性の低い場所への誘導等、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

さらに、平常時から避難行動要支援者（※2）の所在等を把握し、災害の発生時には迅速に避難誘導・安否確認等を行える体制が必要である。

(ｳ) 社会経済活動の拡大とともに、観光客や外国人が増加している。

災害の発生時に、観光客や外国人にも十分配慮するとともに、本市の経済力や観光を重要な地域振興策として強化する観点からも、本市の防災体制を強化する必要がある。

(ｴ) 生活者の多様な視点への配慮が求められている。

防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

(ｵ) ライフライン及びインターネット等の情報通信や交通のネットワークへの依存度の増大がみられる。

これらの施設の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすため、施設の耐災化を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

また、情報通信技術の発達を踏まえ、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳなど、ＩＣＴの防災施策への積極的な活用が必要である。

(ｶ) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下がみられる。

コミュニティ、自主防災組織等の強化、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

イ　近年の高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、高層ビル及び橋梁等の道路構造の大規模化等に伴い、事故災害の予防が必要とされている。

※1　要配慮者とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいう。一般的に高齢者、障がい者、外国人、妊産婦及び乳幼児等があげられる。

※2　避難行動要支援者とは、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人々をいう。

(3) 行政の業務継続計画との関係

東日本大震災では、行政機能の喪失が大きな課題となった。大規模災害による市の各施設、行政機能及び災害対策本部の機能への影響等を点検し、機能喪失の軽減対策や機能喪失時の対応等を網羅した業務継続計画と連携していく必要がある。

(4) 複合災害への対応

同時又は連続して複数の災害が発生し、それらの影響が複合化することで、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事態が考えられる。

本市において発生の可能性がある複合災害を想定し、後発の災害にも効果的に対応できるように、要員や資機材等の投入の判断や応援確保等のあり方を検討しておく必要がある。

第２節　防災対策の基本方針

本市は、台風等による風水害の発生や周辺海域での地震・津波等が懸念されるとともに、沖縄本島から離れ、離島が散在する地理的条件下にあって、狭小な土地に密集する人口、増加する観光客等の社会的条件を併せ持つ。そのため、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する防災対策は、行政上最も重要な施策である。

防災施策は、本市の自然的特性及び社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づいて、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害時の社会経済の停滞を最小限にとどめることが重要である。

防災対策には、時間の経過とともに、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策の３段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、事業者及び住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。

１　周到かつ十分な災害予防対策

複合災害による厳しい事態の発生に対処できるように、最新の科学的知見を総動員して起こりうる災害及びそれによる被害を的確に想定し、可能な限りの備えを行う必要がある。

また、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフト対策を組み合わせる必要がある。

さらに、住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、住民の防災行動力の向上を促進するとともに、地域の組織や団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

その他、災害に強い地域経済を確保するため、企業や組織の事業継続、物資等の供給網の確保、相互支援の取組等を促進する。

以上を踏まえ、災害予防における基本方針は以下のとおりとする。

(1) 災害に強い島づくり・まちづくりを実現するための主要交通・通信機能の強化、市街地開発事業等による災害に強いまちの形成、住宅や学校・病院等公共施設等の安全性の確保及び代替施設の整備等によるライフライン機能の確保

(2) 事故災害を予防するための事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実

(3) 市民の防災活動を促進するための防災教育等による住民への防災思想及び防災知識の普及、防災訓練の実施、市民の自発的な防災活動の促進、自主防災組織等の育成強化、ボランティアとの連携強化及びボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承による市民の防災活動環境の整備等

(4) 防災に関する調査研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施策への活用

(5) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄及び関係機関が連携した実践的な防災訓練の実施等

２　迅速かつ円滑な災害応急対策

迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平常時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。

また、被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生ずる多様なニーズに適切に対応する。

以上を踏まえ、災害応急対策における基本方針は以下のとおりとする。

(1) 災害発生の兆候が把握された際の警報等の伝達、住民の避難誘導、避難行動要支援者や観光客等の避難支援及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動

(2) 発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的・効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立

(3) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、円滑な救助・救急活動、医療活動・消火活動等を支えるとともに被災者に緊急物資を供給するための交通規制の実施、施設の応急復旧活動、障害物除去等による交通の確保及び優先度を考慮した緊急輸送活動

(4) 被災者の速やかな避難場所への誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動

(5) 被災者等への的確かつわかりやすい情報の速やかな公表・伝達及び相談窓口の設置等による住民等からの問い合わせへの対応

(6) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達と被災地のニーズに応じた供給

(7) 被災者の健康状態の把握、必要に応じた救護所の開設、仮設トイレの設置及び廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等

(8) 防犯活動等による社会秩序の維持及び物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施

(9) 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフラインや交通施設等の施設・設備の応急復旧対策及び二次災害の防止

(10) 二次災害の危険性の見極め、必要に応じ住民の避難及び応急対策の実施

(11) ボランティア、義援物資・義援金及び海外等からの支援の適切な受け入れ

３　適切かつ速やかな災害復旧・復興対策

被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進することとし、災害復旧・復興における基本方針は以下のとおりとする。

(1) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案した被災地域の復旧・復興対策の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進

(2) 物資、資材の調達計画等を活用した迅速かつ円滑な被災施設の復旧

(3) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり

(4) 災害廃棄物処理の広域処理を含めた処分方法の確立、計画的な収集、運搬及び処理による迅速かつ適切な災害廃棄物処理

(5) 被災者に対する資金援助、住宅確保及び雇用確保等による自立的生活再建の支援

(6) 被災中小企業の復興等の地域の自立的発展に向けた経済復興の支援

４　その他

市、県及び公共機関等は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関の間、住民等の間及び住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第３節　本市の特殊性等を考慮した重要事項

本市は、沖縄本島から離れ、離島が散在するなど、防災上不利な地理的条件があるほか、年間 100 万人以上の観光客が訪れる等の防災上特別な配慮が必要な社会条件を有する。さらに、本土への復帰が遅れたこと等の歴史的背景から、本土に比べて防災体制に格差があることを十分踏まえて、防災対策の重点を位置づける必要がある。

また、東日本大震災の検証は現在も続いており、これを踏まえた防災計画の検討は時間を要する事項も多くある。このため、当面は、住民の津波被害対策や防災教育及び防災訓練の充実等、住民の生命を守るソフト対策を優先して早急に取り組むことが重要である。

また、耐震化及び津波防御施設の整備等のハード対策についても、中長期課題として位置づける必要がある。

１　離島の条件不利性

大規模災害時には市内の空港・港湾等の機能が停止し、受援が遅れるおそれがあるほか、橋梁が通行不能となった場合には各離島への同時応援の困難等も予想される。

このため、沖縄本島から本市への応援や、石垣島・本土から本市への応援が到着するまでの間を自力でのりきれる防災資源やネットワークを充実・強化し、市の防災体制・対策の充実・強化を図る。

(1) 消防救急無線のデジタル化、消防指令センターの整備
(2) 被災・非被災市町村間の応援体制の構築
(3) 各島の浸水想定区域外への備蓄拠点・物資、ヘリポート等輸送拠点の確保
(4) 自衛隊等によるヘリコプター輸送体制の確保
(5) 自衛隊、海上保安庁による船艇・航空機を使用した情報収集、輸送体制の確保

２　本土への復帰の遅れ、市の小規模性等の条件不利性

本土への復帰の遅れ等により、県内の消防常備化率（沖縄県 70.7%、全国平均 98.3%）、消防団員数の人口比率（宮古島市 0.31%、沖縄県平均 0.12%、全国平均 0.68%）及び自主防災組織カバー率（沖縄県 29.9%、全国平均 83.2%）等が全国最低の水準にある。

また、防災対策が遅れている現状を考慮し、以下のような防災体制・対策の充実・強化を推進する。

(1) 消防団の拡充・強化
(2) 自主防災組織の組織化、資機材整備等の支援
(3) 避難計画・ハザードマップ・避難行動要支援者避難支援プラン等の作成支援、防災無線・避難誘導標識・備蓄倉庫・物資等の整備

※消防常備化率は全国消防便覧（総務省消防庁、平成 29 年 12 月）、消防団員数の人口比率及び自主防災組織カバー率は消防白書（平成 30 年版）による。なお、宮古島市の消防団員数の人口比率は、平成 29 年版消防防災年報による。

３　沿岸部の低地に密集する人口等への防災対策

本市の人口密集地の大部分は海抜 20m以下の沿岸部に存在するほか、津波の想定結果によると地震発生から 10 分程度で津波が到達する地区もある。

少なくとも、浸水想定区域外の高台や避難施設へ、津波到達時間内に避難できるように、また、津波到達時間までに避難が困難な場合は、浸水想定区域内の避難ビル等に避難できるように、以下のような津波避難対策を市内全域で対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

(1) 津波ハザードマップの整備、学校等の防災教育及び地域の津波避難訓練の実施
(2) 津波避難計画、浸水想定区域の学校、医療機関及び福祉施設等の津波避難マニュアルの

作成
(3) 高台が少ない地域等の津波避難ビル等の確保及びがけ地の避難階段の整備
(4) 海抜高度図を活用した公共施設等への標高や津波避難場所の標識設置
(5) 避難誘導者及び避難支援者等の安全確保対策

４　観光客や外国人の避難誘導

地震が発生した場合、市内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客の避難誘導が必要となるほか、航空機が停止した場合には、市内（島内）に滞留することも予想される。

観光客等の安全を確保するため、市、観光協会、観光施設及び宿泊施設等の関係者が連携して、観光客や外国人への避難情報の提供、避難誘導、帰宅支援体制を整備する。

また、少なくとも浸水想定区域外の高台や避難施設へ、津波到達時間内に避難できるように市内全域で以下のような対策を進めるほか、歴史上最大クラスの津波についても可能な限り対策を講じていく。

(1) 観光施設、宿泊施設等における観光客、外国人等の避難誘導体制の整備
(2) 海抜高度図を活用した、観光施設等への標高や津波避難場所・ルート等の標識設置
(3) 滞留旅客の待機施設等の確保

第４節　防災計画の見直しと推進

１　防災計画の効果的推進

防災計画は、実際の災害対応や防災訓練等を通じて内容を検証し、継続的に見直しを続けていく必要がある。

また、大規模災害は想定される被害が甚大かつ深刻であるため、発生までの間に、市、関係機関及び住民等が、様々な対策によって被害軽減を図ることが重要である。

(1) 本計画に基づき指定地方公共機関は防災業務計画を、市は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ修正する必要がある。

(2) 本計画は、想定した災害の諸形態を考慮して市内の防災に関する事項を網羅的に示しているものである。市が地域防災計画を見直すにあたっては本市の自然的及び社会的な条件等を勘案して各事項を検討の上、必要な事項を記載する。また、特殊な事情がある場合は、適宜必要な事項を付加する。

(3) 指定地方公共機関が防災業務計画を作成するにあたっては、所管する地域の特性等に十分配慮する。

(4) 市、県及び指定地方公共機関等の防災担当部局は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携または、他機関との連携を図り、以下の対策を実施する。

ア　実施計画（アクションプラン）及び分野別応急活動要領（マニュアル）の作成並びに訓練等を通じた職員への周知徹底

イ　計画、アクションプラン及びマニュアルの定期的な点検並びに点検や訓練から得られた関係機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

(5) 市、県及び指定地方公共機関等は、本計画、防災業務計画及び市地域防災計画に基づく対策の推進に最大限努力し、制度等の整備及び改善等を実施する。

(6) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。

個人、家庭、地域、企業及び団体等社会の様々な主体は、相互に連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開する。

また、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題及び実施方針を定め、関係機関等の連携の強化を図る。

(7) 市、県及び指定地方公共機関等は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接な連携を図る。

また、市及び県は、他の自治体とも連携を図り、広域的な視点で防災対策の推進を図るよう努める。

(8) 公共機関、公共的団体等は、本計画に示す措置、施策及び事業等について、それぞれの実情等に応じ実施するよう努める。

(9) 本計画は、本市の防災に関する総合的な計画であり、これを確実に実行していく必要がある。

市防災会議は、本計画の実施状況並びにこれに基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況及び実施状況を定期的に把握するとともに、防災に関する調査結果や発生した災害の状況等に関する検証、検討と併せ、その時々における防災上の重要事項や課題を把握し、又は審議し、これを本計画に的確に反映させていく。

(10) 防災計画等の策定段階から、多様な主体の意見を反映できるよう防災会議の委員に、女性、自主防災組織、要配慮者、学識者等の参画を促進し、計画等に反映させていく。

(11) 地区防災計画

ア　市防災計画は、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援そ

の他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）について定めることができる。

イ　地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、市防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。

ウ　市防災会議は、遅滞なく、イの提案を踏まえて市防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

２　防災計画の整合性の確保

(1) 防災計画間の整合

市は、県、指定地方公共機関の防災計画間の必要な調整を行い、本計画その他の防災関連計画が体系的かつ有機的に整合性を確保するために必要なチェックを行うものとする。

また、その他の計画（総合計画、マスタープラン等）についても、防災の観点から必要なチェックを行うものとする。

(2) 防災関係法令との整合

防災計画には、大規模地震対策特別措置法、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、水防法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律その他の防災関係法令において防災計画に定めるべきとされた事項を確実に位置づけることとする。

第２部　災害予防計画

第１章　災害予防計画（地震・津波編）
第２章　災害予防計画（風水害等編）

第１章　災害予防計画（地震・津波編）

第１節　災害予防計画の基本方針等

第１款　災害予防計画の基本的な考え方

地震災害に対して市民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強いまちづくり」、「地震・津波に強い人づくり」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」及び「津波避難体制等の整備」の４つに区分して計画する。

１　地震・津波に強いまちづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

(1) 地盤・土木施設等の対策
(2) 都市基盤の整備
(3) 建築物の対策
(4) 危険物施設等の対策

２　地震・津波に強い人づくり

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

(1) 防災訓練計画
(2) 地震・津波に関する知識の普及・啓発に関する計画
(3) 自主防災組織育成計画
(4) 消防職員等の増員
(5) 企業防災の促進

３　地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

４　津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、人づくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

(1) 津波避難計画の策定・推進
(2) 津波の危険性に関する啓発
(3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備
(4) 危険区域の指定等

第２款　災害予防計画の推進

１　減災目標（実施主体：市［防災危機管理課、消防本部］、県）

市及び県は、地震・津波の被害想定調査結果を踏まえて減災目標を設定し、防災関係機関と協力して予測された被害を効果的に軽減するための防災対策を計画的に推進する。

２　緊急防災事業の適用（実施主体：市［防災危機管理課、消防本部］、県）

国、県等の防災事業を積極的に活用し、本市の防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県は、地震防災対策特別措置法により策定する地震防災緊急事業五ヵ年計画に基づいて、市内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施により、地震・津波に強いまちづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

また、市及び県は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理を推進する。

３　防災研究の推進（実施主体：市［防災危機管理課、消防本部］、防災関係機関、県）

本市の防災対策を効果的、効率的に進めるため、市域の地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握する。

(1) 防災研究の推進

国や大学等の調査研究成果や、本市の過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生のメカニズムと被害発生の原因等と、対応する防災対策の課題及び方策を明確にしていく。

また、工学的分野のほか、災害時の住民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究を推進し、今後の防災対策に反映していく。

(2) 調査研究体制の確保等

県内の大学や研究機関等と連携して、市内の防災に関する調査・研究を効率的、効果的に進める体制を確保するとともに、調査・研究の進捗を管理し、成果を防災関係者等に速やかに提供していく。

第２節　地震・津波に強いまちづくり

第１款　地盤・土木施設等の対策

各種の地震災害から市域を保全し、市民の生命、身体及び財産を保護するための防災施設の整備・改修等の事業については、この計画の定めるところによって実施する。

なお、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設その他の構造物・施設等の耐震設計の基本的な考え方は以下による。

(1) 構造物・施設等の耐震設計にあたっては、供用期間中に１～２度程度発生する確率を持つ一般的な地震動と発生確率は低いが直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動の両方をともに考慮の対象とする。

(2) 構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計する。

(3) 構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生ずる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、広域的に経済活動等に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また、多数の人々を収容する建築物等については重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とする。

(4) 耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

１　地盤災害防止事業（実施主体：市[防災危機管理課、都市計画課]、県）

(1) 危険性

市内において地盤災害の危険性が指摘される地域は、与那覇周辺の低地等で液状化の危険性が高い。

また、近年の大規模地震で多発している盛土造成地等の崩落についても、市内の斜面造成地の有無及びその危険性を把握する必要がある。

(2) 対策

本市内の都市開発、市街地開発及び産業用地の整備並びにこれら地域開発に伴う液状化対策及び盛土造成地等の対策は、以下のとおりである。

ア　防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の予想されるところについては、所要の液状化対策を実施する。

イ　今後の産業用地等の新規開発については、地盤改良等の徹底を行う。

ウ　液状化被害の可能性がある地盤情報やそれらへの技術的対応方法について、積極的に市民や関係方面への周知・広報に努めるとともに、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

エ　阪神・淡路大震災等の事例から、既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令遵守の徹底を図る。

オ　宅地耐震化推進事業により、地震時に滑動崩落のおそれがある造成宅地の調査、宅地の耐震化、宅地ハザードマップの作成・公表を進めるほか、宅地造成等規制法による造成宅地防災区域の指定等を推進する。

２　砂防関係事業（実施主体：市[防災危機管理課、道路建設課、施設を管理する課]、県、沖縄総合事務局開発建設部）

(1) 危険箇所・警戒区域等

本市では、地すべり危険箇所（地すべりにより、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与えるおそれのある箇所）は２箇所、急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度 30°かつ高さ５ｍ

以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所）は２箇所があり、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域が１箇所が指定されている。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域は、「急傾斜地の崩壊」が９箇所、「地滑り」が２箇所指定されている。

(2) 対策

市は、土砂災害警戒区域ごとにおける警戒避難体制の整備やハザードマップの周知・啓発を進めるとともに、市地域防災計画に避難体制に関する事項及び要配慮者利用施設に関する事項を定める。

参考資料１－２　土砂災害危険箇所の現況

参考資料８－２　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

３　道路施設整備事業（実施主体：市[道路建設課]、県、沖縄総合事務局）

(1) 道路網の整備

道路は、地震災害時において人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を発揮する。そのため、今後とも引き続き、災害に強い道路網の整備を計画的に推進する。

(2) 道路施設の整備

道路施設の耐震性の確保を基本として道路施設整備を推進し、施設の重要度に応じて既存道路施設の耐震補強を実施する。

ア　所管道路について危険箇所調査を実施し、補修等対策工事を行う。

イ　耐震点検調査に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強及び落橋防止装置の整備を実施する。

(3) 緊急輸送路ネットワークの形成

道路管理者は、消防、救急・救助及び輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路（緊急輸送路）幅員の拡大や改良等を推進するとともに、これらと交通、輸送、給水及び災害対策等の拠点（ターミナル、港湾、空港、臨時ヘリポート、水道施設等）へのアクセス道路を有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動を円滑に実施できるようにする。

(4) 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物及び落下物等を排除して、震災時の緊急輸送道路としての機能を早期に確保できるよう、レッカー車、クレーン車及び工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制を整える。

(5) 応急復旧体制の確保

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行えるよう、道路管理者が相互に連携し、あらかじめ応急復旧要領を作成し、定期的に点検する。

参考資料１－４　県管理道路（指定区間外国道）危険区域

４　港湾・漁港整備事業（実施主体：市[港湾課、水産課]、県、沖縄総合事務局）

(1) 港湾・漁港整備事業の実施

ア　平良港は、海上交通ルートによる避難、救助及び輸送を行う上で、極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波後に機能麻痺を生じないよう、漲水地区において、耐震強化岸壁が整備されており、その背後に耐震強化岸壁と一体となって機能する臨時ヘリポートや緊急物資ストックヤード等に対応した防災緑地、臨港道路の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

イ　漁港については、規模や航路の状態から被災時には拠点漁港の補助的役割を担うための物資保管準拠点となりうるよう、耐震強化岸壁、緑地、背後道路等の整備に努める。

(2) 応急復旧体制の確保

港湾管理者は、関係機関と連携し、発災時の港湾機能の維持・継続のための体制強化を図る。また、港湾の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保を図るため、建設業者等の協定締結者との体制強化を図る。

漁港管理者は、関係機関と連携し、発災時の漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、漁港の危険物の除去、航路啓開、応急復旧等に必要な人員及び資機材等の確保に関する建設業者等との協定の締結等必要な対策を講ずる。

港湾管理者は、緊急輸送等に必要な航路等の機能を確保するため、航路等の水域沿いの港湾施設を管理する民間事業者等に対して施設の維持管理状況の報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行う。また、施設の維持管理が適切に行われず、災害時に船舶の航行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、適正な維持管理のための措置を講ずるよう命じ、又は勧告を行うものとする。

５　空港施設整備事業（実施主体：市[空港課]、県、空港管理者）

空港管理者は、地震・津波災害に際して空港施設の被害を最小限にくい止めるために、施設の耐震性及び耐浪性の確保等を推進するとともに、必要な物資、資機材、人員等の輸送拠点としての機能が早期に発揮できるよう災害予防事業を推進する。

(1) 装備・資機材等の整備

ア　化学消防車、防火水槽、化学消火薬剤等の消防設備及び資機材の整備を図る。

イ　担架、医薬品等の救急用資機材の整備を図る。

(2) 防災組織及び活動体制の整備

ア　空港関係機関で構成する自衛消防組織の強化に努める。

イ　関係機関の協力を得るため、消火救難活動に関する応援協定等を締結する。

(3) 防災組織の普及・開発

ア　航空に関する防災知識の普及を図る。

イ　消火救難活動に必要な知識、技能を習得するため、平常時から被害想定に基づいた訓練を実施する。

ウ　安全運航の徹底を図るための指導を行う。

６　農地防災事業の促進（実施主体：市[農村整備課]、県）

地震・津波時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害や周辺ため池等の決壊や津波の浸水等による二次災害として表面化する。これらの対策として、地震・津波に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進する。

７　海岸保全施設対策（実施主体：市[港湾課、水産課]、県、港湾管理者）

従来の津波、台風及び高潮等を念頭に置いた海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。

なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分配慮するものとする。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でもその復旧を迅速に行うことができるように、あらかじめ対策をとるとともに、効果を十分発揮するよう適切に維持管理する。

参考資料１－５　海岸保全区域一覧

８　上水道施設災害予防対策（実施主体：市[水道総務課、水道工務課]、県、企業局）

地震・津波による上水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに給

水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 水源地の津波対策並びに施設の耐震性及び液状化対策の強化

白川田水源地は津波による被災リスクがあることから、被害対策を講ずる。

水道施設の新設、拡張及び改良等に際しては十分な耐震設計、耐震施工及び液状化対策を行うとともに、施設の維持管理に際しては適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

また、配水系統の相互連結や緊急給水手段の確保により供給システムの強化を推進する。

(2) 広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するための県企業局及び他市町村水道事業体からの市内における広域的な応援・受援を円滑かつ的確に実施できるように、「沖縄県水道災害相互応援協定」に基づく実践的な運用体制をより整備・点検する。

参考資料６－１　九州・山口９県災害時相互応援協定等

９　下水道施設災害予防対策（実施主体：市[下水道課]、県）

地震・津波による下水道施設の被害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに排水を再開できるように次の対策を行う。

(1) 施設の耐震性、液状化対策の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するよう努めるとともに、自家発電装置の整備（停電対策）や設備の二元化、液状化対策等の災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 広域応援体制の整備

県は、「九州・山口ブロック下水道事業災害時支援に関するルール」に基づき、速やかな支援要請と的確な受け入れ体制等を整備する。

10　高圧ガス災害予防対策（実施主体：市、県、那覇産業保安監督事務所、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会宮古支部）

地震・津波による高圧ガス災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、市、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会宮古支部等は、それぞれ連絡を密にし、高圧ガス供給及び消費施設の耐震性の強化、LPガス容器の転倒防止対策、耐震性機器の設置促進、並びに安全機器の普及等を推進する。

11　電力施設災害予防対策（実施主体：沖縄電力(株)離島カンパニー宮古支店）

(1) 電力施設災害予防対策の基本方針

電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

(2) 電力施設災害予防事業の実施

ア　防災訓練の実施

災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施するとともに、国及び地方自治体が実施する防災訓練には積極的に参加する。

イ　発電設備

電気設備の耐震等の設計は、発電所設備の重要度及びその地域で予想される地震動や津波高などを勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準に基づいて設計を行う。

ウ　送配電設備

(ｱ) 架空電線路

風圧及び不平均張力による荷重に対応出来るように設計する。

(ｲ) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

エ　変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度やその地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気設備に関する技術基準によって行う。

建物の耐震設計は、建築基準法によって行う。

オ　通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

12　通信施設災害予防計画（実施主体：市[総務課、情報政策課]、県、各電気通信事業者）

市、県、各電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずる等万全の措置を期するものとする。

特に、通信局舎等の耐震性、停電対策、危険分散、通信経路の多ルート化、バックアップ、運用体制及び関係機関の連携等の面から検討し、大規模災害時にも重要通信を確保できるように措置する。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(1) 市及び県における予防計画

ア　災害用情報通信手段の確保

市及び県は、以下について考慮の上、災害用情報通信手段の確保等を行う。

(ｱ) 代替手段等の確保

・各電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的活用

・携帯電話、衛星通信・衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の移動無線の災害時活用体制の確保（アマチュア無線の活用は、ボランティア性に配慮）

(ｲ) 冗長性の確保

・無線ネットワークの整備・拡充及び相互接続等によるネットワーク間の連携

・有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化、関連装置の二重化

(ｳ) 電源の確保

・非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術から耐震性・耐浪性のある場所への設置等

・ＩＰ電話を利用する場合のネットワーク機器等の停電対策

(ｴ) 確実な運用への準備

・災害時の利用を重視した無線設備の定期的な総点検

・情報通信手段の管理及び運用体制の点検

・災害用の無線電話等の機器の運用方法等の習熟

・非常通信の取扱い及び機器の操作の習熟等、他の防災関係機関等と連携した通信訓練

・通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）

・移動無線等の輻輳時の混信等の対策（非常時運用要領の策定及び関係機関間の調整等、周波数割当等が必要な時は総務省と事前調整）

イ　情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、市は、市防災情報システム追加拡充及び最新設備への更新等を推進するものとする。

ウ　通信設備等の不足時の備え

市は、災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

エ　停電時の備え及び平常時の備え

市は、災害時における通信確保の重要性にかんがみ、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するとともに、無線設備や自家発電設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所及び浸水被害を受けない場所への設置等を図ることについて十分考慮するものとする。

(2) 各電気通信事業者等の予防計画

ア　電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防止するため、次の防災計画を推進するものとする。

(ｱ) 主要な電気通信設備が設置されている建物については、耐震、耐浪及び耐火対策を行う。

(ｲ) 主要な電気通信設備については、予備電源設備を設置又は予備電源車を確保する。

イ　伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。

(ｱ) 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。

ウ　回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講ずるものとする。

(ｱ) 回線の設置切替方法

(ｲ) 可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保

(ｳ) 離島等への孤立化防止用無線電話機による災害緊急通信の確保

(ｴ) 災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保

(ｵ) 可搬型基地局装置による通話回線の確保

13　放送施設災害予防計画（実施主体：各放送機関）

各放送機関は、災害時における放送の確保を図るため、以下の予防措置を講じ、万全を期するものとする。

(1) 放送施設及び局舎等の防災設備基準に基づく措置

(2) 放送施設を放送法令に規定する技術基準に適合するように維持する措置

(3) 災害時対応訓練等による能力の向上、災害時の連絡・参集体制等の確立

(4) その他必要と認められる事項

14　通信・放送設備の優先利用等の事前措置（実施主体：市[情報政策課]、県、関係機関）

(1) 優先利用の手続き

市、県及び関係機関は、通信設備の優先利用（基本法第 57 条）及び優先使用(同法第 79 条)について、電気通信事業者及び放送局とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2) 放送施設の利用

市長及び県知事は、防災上緊急かつ特別の必要があるときに、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を速やかに行えるように、手続きの円滑化等についてあらかじめ協議して定めておくものとする。

第２款　都市基盤の整備

土地利用や基盤施設の整備を、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりの面から推進するため、各地域の防災環境を整備するための事業を総合調整して実施する。

１　防災対策に係る土地利用の推進（実施主体：市[都市計画課]、県）

(1) 防災対策に係る土地利用に関する事業の基本方針

地震災害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を促進するための基本方針は、以下のとおりである。

ア　防災上危険な市街地の解消

土地区画整理事業や市街地再開発事業等を推進し、防災上危険な密集市街地の解消を図るほか、避難等の機能を有する道路や公園等の都市基盤施設を整備する。

イ　新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等に際しては、防災の観点から調整・指導を行い、安全性の高い市街地の形成を図る。

また、土地区画整理事業等による防災上重要な都市基盤施設の先行整備等を行う。

(2) 防災対策に係る土地利用に関する事業の実施

ア　土地区画整理事業

事業実施中の地区は、防災上必要な都市基盤施設の整備を急ぐとともに、市は、新規に事業を予定している場合、防災上の観点から県の指導を受けて適切に実施していく。

イ　市街地再開発事業等

市は、市街地の防災性を考慮し総合的な都市再開発に取り組み、建築物の耐震化及び不燃化を促進する。また、避難路や広場等を整備することにより、都市防災の機能確保を図る。

ウ　新規開発に伴う指導

低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等での開発行為に際しては、液状化や斜面災害を防止するとともに、防災に配慮した土地利用となるよう規制・誘導策の導入を計画的に行う。

２　都市基盤施設の防災対策に係る整備（実施主体：市[防災危機管理課、都市計画課]、県、各ライフライン事業者）

(1) 都市基盤施設の防災対策に関する基本方針

都市の防災構造上重要な都市基盤施設の整備を推進する。また、地震・津波による甚大な被害が予測され、都市防災構造化対策を緊急かつ総合的に実施すべき都市部の地域については、道路・公園、砂防、港湾・漁港等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業計画を策定し、都市部の地域における防災対策を推進する。なお、都市部以外の地域については、必要に応じて事業計画を定めるものとする。

(2) 防災対策に係る都市基盤施設の整備に関する事業の実施

地震に強い都市構造の形成を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア　防災上重要な道路の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難区域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市部の地域の道路については多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通を円滑に確保するため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

イ　緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業等との連携や、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止や延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を推進する。

ウ　避難地・避難路の確保及び誘導標識等の設置

避難場所となる都市基幹公園、住区基幹公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ下水処理場等のオープンスペースを利用した避難地及び避難路を確保するとともに、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ　ライフライン等の共同溝等の整備等

ライフライン施設の地震による被害を最小限に止めるため、電線、水管等の公益物件を収容するための共同溝等の整備を推進する。

また、市、県及び各ライフライン事業者は、上下水道、電気、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性、耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散及び代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

さらに、大規模な地震・津波が発生した場合の被害想定結果に基づいて主要設備の耐

震化、耐浪化、液状化対策、地震後の復旧体制の整備及び資機材の備蓄等を行う。

特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化や津波への安全性確保を進める。

その他、廃棄物処理施設については、災害時の電力や熱の供給等を可能とする始動用緊急電源や電気・水・熱の供給設備の設置等に努めるほか、広域処理を行う地域単位で処理能力に一定の余裕を確保するなど災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

オ　防災拠点機能の確保

避難場所となる都市公園等は、災害応急対策活動の場として防災機能をより一層効果的に発揮させるため、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、災害用トイレ及び臨時ヘリポート等の整備を推進する。

３　地震火災の予防（実施主体：市[消防本部、都市計画課、建築課]、県）

(1) 地震火災予防の基本方針

今後予想される大規模地震による延焼火災の防止を図るための基本方針は、以下のとおりである。

ア　不燃化の推進

地震被害想定等により、地震火災の危険度が高い地区について、建築物の不燃化を推進する。

イ　消火活動困難区域の解消

１、２に記した事業のほか、都市防災構造総合推進事業や街路整備事業等により消火活動の困難な区域を解消する。

ウ　延焼遮断帯等の形成

広幅員の道路、公園、空地等を確保することにより延焼遮断帯を形成する。

エ　地震に強い消防水利の確保

消火栓の被害を想定した地震に強い消防水利・耐震性貯水槽等を計画的に整備する。

(2) 地震火災予防事業の実施

地震火災の防止を図るための具体的な事業の内容は、以下のとおりである。

ア　防火・準防火地域の指定

商業地域及び近隣商業地域については、防火地域又は準防火地域の指定を地震火災の危険度が高い地区を重点に積極的に実施し、不燃化を促進する。

イ　公営住宅の不燃化推進

市営住宅、その他公営住宅についても、市街地特性等を考慮して建替えによる住宅不燃化の推進を図る。

ウ　耐震性貯水槽等・消防水利の整備

地域における消防力や消防水利の充足状況を勘案し、耐震性貯水槽や自然水利・プール等の活用体制の整備を推進する。

４　津波に強いまちの形成（実施主体：市[都市計画課、港湾課、水産課]、県）

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点を踏まえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

(1) 最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。

このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

(2) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

(3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
　特に、津波到達時間が短い地域では、概ね５分程度の避難を可能とする。
　ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。
(4) 地域防災計画と都市計画の有機的な連携を図るため、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努める。
　また、都市計画を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。
(5) 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。
　なお、比較的発生頻度の高い津波に対しては、港湾･漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。
(6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。
(7) 浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いまちの形成を図る。
　なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
(8) 公共施設や要配慮者に関する施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。
　また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。
(9) 緊急輸送ルートを早期かつ確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点（空港、港湾、漁港、臨時ヘリポート、ターミナル等）について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。
(10) 災害により本市が被災した場合、平良港漲水地区耐震強化岸壁と一体となって機能する背後緑地に臨時ヘリポートを設置し、海上輸送と連携した空からの緊急物資輸送ラインを確保することで被災時の緊急事態に対応する。

第３款　建築物の対策

既存建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第 123 号)」に基づく「沖縄県耐震改修促進計画」及び「宮古島市耐震改修促進計画」（平成 26 年７月）により耐震診断・耐震改修を推進するほか、津波への安全性確保の促進に努める。

１　建築物の耐震化の促進（実施主体：市[都市計画課、建築課、教育施設班]、県、沖縄総合事務局、教育委員会）

市は、「沖縄県耐震改修促進計画」及び「宮古島市耐震改修促進計画」に基づき、地域内の住宅、特定建築物の耐震化目標の達成に向け、市有施設等の耐震化の現況を把握し、県と連携して、計画的な耐震化を図る。
　また、県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の所有者・管理者に対し、診断結果の報告を指導し、結果を公表する。市は必要に応じて県に協力する。
　その他、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策及び津波への耐浪性確保対策等を促進する。

２　ブロック塀対策（実施主体：市[都市計画課、道路建設課、建築課、教育施設班]、県）

宮城県沖地震では、ブロック塀や石垣の倒壊によって多くの死傷者を出し、自動販売機を含む屋外重量転倒危険物の危険性が改めて示された。

本市の場合、台風による強風対策として、ブロック塀や石垣が多数設置されており、これらの倒壊による被害を防止するため、以下の対策を実施検討する。

(1) 調査及び改修指導

市は、ブロック塀等の地震による倒壊危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣の構築を奨励する。

特に地震・津波発生時の避難、消防活動及び緊急輸送を確保するため、避難路や緊急輸送道路の沿道、消防活動困難区域及び津波浸水想定区域の周辺等を重点に、ブロック塀等の倒壊による道路閉塞を防止する。

(2) 指導及び普及・啓発

市は、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及・啓発を行う。

第４款　危険物施設等の対策

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における地震・津波を想定した保安体制の強化を講ずるとともに、防災教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及徹底を図るものとする。

１　危険物災害予防計画（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部等）

(1) 危険物製造所等に対する指導

消防機関は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対し、立入検査や保安検査等を実施し、法令基準の維持適合についてその確認を行うとともに、適宜、地震・津波災害予防上必要な指導を行う。

(2) 防災保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱い者に対し、地震･津波を想定した保安教育を実施するとともに、消防機関は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(3) 危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、以下の対策を講じ地震・津波災害の予防に万全を期する。

ア　火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状や数量等を十分把握し、地震・津波による火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ　危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に実施できるよう、地震・津波を想定した管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行う等危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ　保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、地震・津波の際にもその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

エ　保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市及び消防機関等に対する通報体制を確立する。

オ　従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて地震・津波に対する教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

２　毒物劇物災害予防計画（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部等）

(1) 方針

地震・津波災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等の不測の事態に備えて、以下について徹底を図る。

ア　毒物及び劇物の取扱状況等の把握

イ　毒物及び劇物の地震津波発生時の危害防止規定の策定

ウ　耐震等の定期点検及び補修の実施

エ　防災教育及び訓練の実施

オ　災害対策組織の確立

(2) 対策

県は、地震・津波災害時における毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し以下の指導を行い、万全を期するものとするが、市はこれに協力するものとする。

ア　毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

イ　地震・津波発生時の危害防止のための応急措置規程等を策定するよう指導する。

ウ　毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する地震防災上の指導体制の確立を図る。

エ　毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する耐震設備の指導を実施する。

オ　毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

３　火薬類災害予防計画（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、(社)沖縄県火薬類保安協会等）

地震・津波時の火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、県警察本部、第十一管区海上保安本部及び(社)沖縄県火薬類保安協会等は相互に連携し、保安体制の強化や火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

(1) 火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

ア　火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、地震・津波への保安の監督指導を行わせる。

イ　火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所には、必要に応じ立入検査を実施し、地震・津波への保安体制の強化を図る。

(2) 火薬類消費者の保安啓発

ア　火薬類消費者への地震・津波の保安講習会等を開催することにより保安啓発を図る。

イ　火薬類消費者の保安指導を実施し、地震・津波への自主保安体制の強化を図る。

４　有害化学物質等漏出災害予防計画（実施主体：市[環境衛生課]、県）

事業場においては、多種多様の有害化学物質等が使用・製造・保管されている。地震・津波の発生に伴うこれらの有害化学物質等の飛散・流出を防止し、市民の健康や生活環境を保全するため、以下の有害化学物質等漏出災害予防対策を進める。

(1) 有害化学物質等取扱事業場における状況把握及び情報提供体制の整備

市内事業場で使用されている有害化学物質等の種類、量、排気、排水等の処理状況などを定期的に調査し、取扱状況を的確に把握するとともに、その情報をデータベース化し、

防災関係機関等からの問い合わせに対応ができる体制を整備する。

(2)　「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく事業者指導

「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の対象施設の設置者に対して、立入調査等により次の内容等について指導を進める。

ア　対象施設、処理施設等の適正な管理及び有害化学物質等の適正な管理

イ　地震・津波発生に伴う有害化学物質飛散流出時の体制の整備

第３節　地震・津波に強い人づくり

第１款　防災訓練計画

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、県、市、防災関係機関及び市民が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

１　防災訓練の実施に係る基本方針

本市の地震・津波防災訓練の基本方針は、以下のとおりとする。

(1) 実戦的な活動ノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標や成果の総括を重視し、参加者がより実戦的な防災活動のノウハウや防災資機材の操作方法等を獲得することを第一とする。

(2) 地域防災計画等の検証

市の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

(3) 訓練内容の具体化

訓練の種別ごとに想定される災害状況等を踏まえて、目的、内容、訓練方法（時期、場所、要領等）及び検証方法（訓練の効果、課題分析等）等を具体化した訓練とする。

(4) 多様な主体の参加

市民等の防災意識を広く啓発するため、大規模な地震・津波を想定した訓練においては、市、県及び防災関係機関が連携して、多数の市民や事業所等が参加するように努める。

また、男女のニーズの違いへの配慮、要配慮者、観光客及び外国人への支援等、災害時の活用に必要となる多様な視点を普及するため、婦人団体、教育機関、自主防災組織、観光協会、福祉関係団体、ＮＰＯ・ボランティア等、民間企業等と連携する。

２　各防災訓練の実施に係る事項（実施主体：市[防災危機管理課、消防本部、福祉部、市民生活課、観光商工課、教育総務課]、関係部局、防災関係機関）

防災訓練の実施に際しては、総合防災訓練のみならず、以下のような個別の目標を設けた訓練を実施する。

(1) 地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練

(2) 広域応援に際しての受け入れ・応援派遣等の訓練

(3) 傷病者等を念頭に置いた救出・医療訓練

(4) 避難所における要配慮者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練

(5) 物資集配拠点における集配訓練

(6) 民間企業・ＮＰＯ・ボランティア等との連携訓練

(7) 避難行動要支援者等の避難支援、観光客・外国人等の避難誘導訓練

(8) 学校施設等における通信連絡体制の確保と避難誘導訓練

３　総合防災訓練（実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関）

(1) 総合防災訓練

市は県との連携の下、広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、市全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

市や防災関係機関は、地域特性や被害想定等を踏まえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。特に離島である本市及び橋梁の決壊等により

孤立するおそれのある伊良部島等においては、孤立化を想定した自活体制の確保や、応援の要請・受入等をテーマとした訓練を実施する。

ア　実施時期

毎年１回以上適当な時期（防災月間等）に行うものとする。

イ　実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮の上、関係機関と協議の上、決定する。

ウ　参加機関

県、市及び防災関係機関

エ　訓練の種目

訓練の種目は概ね次のとおりとする。

(ｱ) 避難訓練及び避難行動要支援者避難支援訓練
(ｲ) 水防訓練
(ｳ) 救出及び救護訓練
(ｴ) 炊き出し訓練
(ｵ) 感染症対策訓練
(ｶ) 輸送訓練
(ｷ) 通信訓練
(ｸ) 流出油等防除訓練
(ｹ) 広域応援要請訓練（情報伝達訓練）
(ｺ) その他

(2) 訓練実施後の評価

訓練実施後に評価を行い、応急対策上の問題点や改善点など、今後の課題を整理し、必要に応じて改善を行うものとする。

(3) 広域津波避難訓練

市は、市民の津波避難行動に特化した市内全域を対象とする広域的な実践訓練を津波防災の日（11 月５日）などに実施する。これにより、市民等の津波防災意識の啓発、津波避難計画の検証等を行う。

なお、主な検証のポイントは以下のとおりとする。

ア　津波情報の伝達方法、津波避難場所、避難経路等の課題

イ　津波避難困難地域の把握

ウ　避難行動要支援者の避難支援、福祉避難所及び災害拠点病院等への移送等の円滑性

(4) 災害対策本部運営訓練

市は、災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する。

なお、訓練のねらいは以下のとおりとする。

ア　災害想定、各部の所掌事務、リソースの理解促進

イ　本部会議及び各部の実践力の向上

ウ　防災計画・マニュアルの検証

(5) 複合災害訓練

市は、県及び防災関係機関等と連携して、本市の地域特性を踏まえて、様々な複合災害が発生する可能性や発生した場合の状況等についての机上訓練を行い、複合災害ごとの対応計画の策定や見直しを検討する。

また、発生の可能性が高い複合災害については、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練に努める。

(6) 大型クルーズ船事故災害訓練

大型クルーズ船の事故災害発生を想定した施設管理者・利用者及び関係機関による机上シミュレーション訓練等を実施する。

４　防災訓練の成果の点検（実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関）

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組を確立する。

５　地域防災訓練等の促進（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施を踏まえた地震津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第２款　地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

地震・津波災害を念頭においた市、県及び関係機関の職員並びに地域住民に対する防災知識の普及・啓発は、以下のとおり実施するものとする。

１　防災知識の普及・啓発（実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関）

市は、地域の防災的知見から防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するよう努める。

(1) 普及・啓発の時期や内容等

市、県及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、県の地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を市民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及・宣伝に努める。

ア　７日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策

イ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震・津波発生時にとるべき行動、避難場所での行動

ウ　災害時の家族内の連絡体制の確保

エ　緊急地震速報受信時の対応行動

オ　地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

(2) 効果的な普及・啓発方法

防災知識の普及・啓発にあたっては、報道機関等の協力を得るほか、ビデオ、疑似体験装置等の訴求効果の高いものを活用する。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成を促進するため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく提供するように努める。

(3) 気象台の役割

気象台は、県や市、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること、震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報について知識の普及・啓発に努める。

また、地震及び津波に関する情報を住民が容易に利活用できるよう、県や市、その他防災関係機関と連携し、地震情報、津波警報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

さらに、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県や市、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。

２　各種防災教育の実施（実施主体：市[防災危機管理課、消防本部、学校教育課]、県、教育委員会、防災関係機関）

防災関係機関は、地域住民や関係職員の災害発生時における適正な判断力の養成と防災体制の構築を目的とし、以下における防災教育の徹底を図る。

市は、県、教育機関、民間団体等と密接に連携し、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進する。

また、防災教育を実施する際は、必要に応じて教育機関の協力を得るものとする。

(1) 防災研修会・防災講習会

災害対策関係法令等の説明・実習等を行い、関係法令や地域防災計画等に基づき、円滑な災害対策が実施できるよう、災害時の防災活動要領等の習得を図るための研修会を行う。

また、受講者の属性（職種・年令層等）を考慮した防災講習会を実施し、災害発生の原因や対策等に係る科学的・専門的知識の習得を図る。

(2) 防火管理者教育

消防法第８条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく初期消火及び通報避難訓練の実施、消防設備、その他消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うための教育を実施し、地震火災予防対策の強化を図る。

(3) 学校教育・社会教育

幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校における学校教育は、児童・生徒の発達段階に合わせ、また、青年会、女性団体、子ども会、ＰＴＡ、老人クラブなどの社会教育団体の属性等を考慮して、それぞれ実施することとし、防災に関する基礎的知識、災害の発生の原因及び避難方法や救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育の徹底を図る。

市は、学校における防災教育の指導内容を体系的に整理して防災教育の指導時間を確保するほか、教育関係者と連携して、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる地震・津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の地震・津波防災への理解向上に努める。

特に、小・中学校等において「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解の促進を図る。

また、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校における防災計画やマニュアルの策定を促進するほか、公民館等の社会教育施設等を活用した地域コミュニティにおける多様な主体が参加する防災教育の普及を推進する。

(4) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織及び事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて、地震活動及び地震発生原因についての知識の普及・啓発を図る。

また、防災知識の普及・啓発や、各種訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

３　災害教訓の伝承（実施主体：市[防災危機管理課、生涯学習振興課]、県）

過去に発生した大災害の教訓等を確実に後世に伝えていくため、災害教訓等の伝承の重要性を啓発するとともに、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含む各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に公開するよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくほか、市民等が災害の教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第３款　自主防災組織育成計画（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

地震・津波への対応力を強化するためには、自分達の地域は自分達で守ろうという隣保協同の精神に基づき、地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立することが重要となる。

自主防災活動をより効果的に行うためには、地域ごとに住民が連帯して自主防災組織を結成し、日頃から訓練を積み重ねておく必要がある。このため、市は地域住民などによる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成強化を図るものとする。

また、各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーの育成に努める。

１　自主防災組織整備計画の策定

地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、その役割及び活動、市の行う指導、支援方針等を具体的に明らかにするものとする。

２　住民の防災意識の向上

住民に対する防災意識の向上、地域における自主防災組織の結成、住民参加の推進等を図るため、パンフレット等資料の作成や周知、講演会等の開催について積極的に取り組むものとする。

３　組織の編成単位

住民の防災対策の推進における最も適正な規模としては、基本的に以下の地域を単位とし、市と協議の上、自主防災組織を設置するものとする。

(1) 住民が真に連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。
(2) 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

４　組織づくり

既存の自治会等の自治組織を自主防災組織へ育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを推進するものとする。

(1) 自治会等の自治組織に活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織として育成する。
(2) 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り、自主防災組織として育成する。
(3) 女性団体、青年団体、ＰＴＡ等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

５　活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、市は自主防災組織による地域の規模及び態様を十分生かした具体的な活動計画の策定を推進、支援するものとする。

６　活　動

(1) 平常時の活動
　ア　防災に関する知識の普及
　イ　防災訓練の実施
　ウ　防災資機材の備蓄
　エ　防災リーダーの育成
(2) 地震時の活動
　ア　災害情報の収集・伝達
　イ　責任者等による避難誘導

ウ　出火防止
エ　救出救護
オ　給食給水

７　資機材の整備

市は、消火、救助及び救護に必要な防災資機材等の整備を促進するため、自治会等各集落などで結成される自主防災組織に必要な援助を行うものとする。

８　活動拠点整備等

市は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、地震・津波時においては、避難、備蓄の機能を有する活動拠点施設の整備を図るものとする。

９　組織の結成の促進と育成

(1) 自主防災組織の結成促進と育成

市は、県が実施する自主防災リーダー養成研修や自主防災資機材の整備等の支援を受けて、自主防災組織の結成を促進し、育成する。

(2) 消防団との連携

市は、自主防災組織と消防団との連携等を通じて、地域の防災コミュニティの充実を図るとともに、住民の自主防災組織や消防団への参加や、日常的な訓練の実施を促進する。

ア　防災研修への参加等による防災リーダーの育成
イ　多様な世代や女性が参加しやすい環境整備

第４款　消防職・団員の充実（実施主体：市[消防総務課]）

１　消防職員の充実

消防職員は消防活動の中枢を担っているため、以下について充実強化を図る。

ア　消防職員の適正数の確保の強化を図る。
イ　消防職員の資質の向上を図るため、通常の研修や大規模災害等を想定した、緊急消防援助隊による九州ブロック訓練等派遣を含めた、消防防災体制の強化を図る。

２　消防団員の充実

消防団は、地域の消防防災のリーダーとして、平常時・災害時を問わず地域に密着して住民の安心と安全を守る重要な役割を担っている。特に、大規模災害時には、消防署や自主防災組織と連携して住民の避難支援等を行うことが期待されている。

一方、市内の消防団員数の人口比率は、県内他市町村と同様に全国平均と比較すると低水準であるため、市は、以下の取組を実施し、消防団員の充実強化を図る。

ア　市消防団定数条例の引き上げ、機能別消防団の導入促進
イ　市民への消防団活動の広報
ウ　消防学校及び消防本部等による消防団の訓練の充実強化
エ　青年層、女性層及び被雇用者等の消防団への参加促進等

第５款　企業防災の促進（実施主体：市[防災危機管理課]、県、事業者）

１　事業者における防災対策の強化

各事業者は、災害時に企業が果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、損害保険等への加入や融資枠の確保等に

よる資金の確保、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

２　県・市の支援

市及び県は、こうした事業者等の取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災の推進に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、条件整備に取り組むものとする。

また、市及び県、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

さらに、企業のトップから一般職員までの各階層の職員の防災意識の向上を図るとともに、優良企業表彰や企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや防災対策に係る各種支援を実施する。

第６款　地区防災計画の普及等（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

１　地区防災計画の位置づけ

市の一定の地区内の居住者及び事業者等が、災害対策基本法第 42 条第２項に基づき防災活動、訓練、備蓄等の地区防災を共同で市防災会議に提案した場合、市防災会議は市地域防災計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を市地域防災計画に定めることができる。

なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

２　地区防災計画の普及

市及び県は、市内の各地区の共助による計画的な防災活動を推進するため、内閣府の「地区防災計画ガイドライン」や地区防災計画の事例等を活用し、自主防災組織や事業者等に地区防災計画の作成方法、手順、提案の手続き等を普及・啓発する。

第４節　地震・津波災害応急対策活動の準備

市、県及び防災関係機関は、「第３部 災害応急対策計画」に記載する対策を災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

なお、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたって、市及び県は公共用地・国有財産の有効活用を図るものとする。

第１款　初動体制の強化

（実施主体：市[防災危機管理課、教育総務課]、県、防災関係機関）

突然発生する災害に、市、県及び防災関係機関が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を災害発生後素早く把握し、防災関係機関として所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。

そこで、以下の点を重点に初動体制の強化を図る。

(1) 市職員の動員配備対策の充実

市職員（要員）を迅速かつ的確に確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、職員が災害発生後速やかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア　市職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の防災対策に専念できるよう、職員はもちろんその家族にも防災対策に係る知識の普及・啓発を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

イ　災害対策職員用携帯電話の拡充

地震が発生する場合、市内全域で等しく揺れを体感する可能性は低く、職員自身の体感では小さい揺れでも、他の地域で大きな震度を記録していることもある。このような場合、いち早く市災害対策本部長をはじめ各対策部長等と連絡を行い、災害対策本部要員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員、関係部局の災害担当職員等に携帯電話等を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を整える。

ウ　執務室等の安全確保の徹底

市職員の勤務時間中に地震が発生したとき、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化や危険物品の撤去など執務室等の安全確保を徹底する。

(2) 市災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

ア　市庁舎等の耐震性の確保

市災害対策本部設置予定庁舎の耐震性を確保し、非構造部材を含めた耐震対策等により発災時に必要と考えられる安全性を確保するよう努め、円滑に災害対策本部を設置し、運営できる体制を整備する。

また、災害対策拠点となる施設及び設備について、耐震性や津波への安全性、非常電源、燃料貯蔵設備、非常通信手段等を整備する。

イ　市「災害対策本部事務局マニュアル」の習熟

地震・津波や風水害等の大規模災害が発生した際に、災害対策本部の事務局担当職員が、災害対策本部の設置、職員の動員、災害情報・被害情報の収集・整理、応援要請等の対策を円滑かつ適切に講じられるように、実施すべき活動内容や手順等を整理した「災害対策本部事務局マニュアル」の習熟を図る。

ウ　市災害対策本部職員用物資の確保

市災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも３日分の水、食料、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(3) 災害情報の収集・伝達体制の充実

被害情報（被害情報や応急対策活動の実施状況等）を迅速に把握するため、以下の対策を推進する。

ア　情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設・設備等の整備を一層進めていくことが必要であり、市は以下の対策を推進する。

(ｱ) 被災地から直接市へ情報が伝達できる体制を充実するため、更なる通信施設等の整備に努める。

(ｲ) 市防災情報システムの設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の更新・強化を進めるとともに、沖縄県防災情報システム（Ｌアラート）の活用を進める。

(ｳ) 地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策のひとつとして、防災ＧＩＳ（地理情報システム）の導入を進める。

(ｴ) 学校等（幼稚園含む。）への地震・津波等の情報発信を迅速かつ的確に行うための災害情報伝達設備の整備強化に取り組む。

イ　通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、各電気通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

ウ　連絡体制等の確保

各関係機関との連絡手段・窓口、役割分担、夜間休日の対応体制等の確保

エ　情報収集要領の作成

市から県への被災状況の報告ができない場合における、県調査隊等を活用した情報収集の手段、情報の内容等を検討し、情報収集要領としてまとめておく。

(4) 情報分析体制の充実

収集した災害情報を的確に分析・整理する人材の育成及び専門家の意見活用体制を整備する。

(5) 災害対策実施方針の備え

市及び県は、収集した災害情報をもとに、災害対策本部において速やかに災害対策の実施方針を打ち出せるように、策定の手順や方法等を検討しておく。

(6) 複合災害への備え

後発災害の発生が懸念される場合にも要員・資機材を適切に配分し、また、外部への応援を早期に要請できるように対応計画の策定に努める。

第２款　活動体制の確立

（実施主体：市[防災危機管理課]、国、県、宮古島警察署）

多岐にわたる災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の点を重点に活動体制の確立を図る。

(1) 市職員の防災対応力の向上

平常時から、地震・津波等をはじめとする災害応急対策活動に十分備え、実際の災害時に的確に実施するために、以下の対策を推進する。

ア　職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。

また、防災に関する記事、レポート等を全ての部局に配付するとともに、広報紙等に防災関係記事を掲載し、職員の防災への理解を深める。

イ　市防災担当職員及び災害担当職員の養成

防災担当部局の防災担当職員は防災業務の要であり、災害対策の統制活動が求められ

る。また、各部局における災害担当職員は、担当部局において応急対策のリーダーシップが求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

(ｱ) 国等の実施する防災研修会、防災関係学会（地域安全学会、土木学会等）等に積極的に職員を派遣する。

(ｲ) 災害を体験した都道府県等への視察及び意見交換会の開催等を行う。

(ｳ) 防災担当専門職員を養成する。

ウ　民間等の人材確保

市及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するように努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

(2) 物資及び資機材の確保体制の充実

迅速かつ的確な災害応急対策の実施には、膨大な数の救出救助用資機材（チェーンソー、のこぎり、ジャッキ、かけや及び重機等）、消火用資機材（消火器及び可搬ポンプ等）、医薬品、医療用資機材、食料、水及び生活必需品等の確保が必要となる。

そこで、以下のとおり、市内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を確保できる体制の確保を推進していく。

なお、市及び県等は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄し、又は災害時に迅速に調達できる体制等の整備に努める。

ア　救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会単位での確保を柱とした整備を推進する。

(ｱ) 県の補助を活用した、自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

(ｲ) 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

(ｳ) 救助工作車等の消防機関への整備促進

(ｴ) 資機材を保有する建設業者等と市との協定等締結の促進

(ｵ) 各市立施設における救出救助用資機材の整備促進

イ　消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を図る。

(ｱ) 県の補助を活用した、自主防災組織用の消火用資機材の補助

(ｲ) 家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

ウ　医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、必要があるときは業者の保有する医薬品等を災害発生直前の価格で調達できる体制を整えておくものとする。

エ　食料・水・被服・寝具等の生活必需品の確保体制の充実

食料・水・被服・寝具等の生活必需品については、災害発生後３日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講ずる。

なお、大規模な地震・津波発生時には物資等の調達が困難となることを想定し、地震被害想定調査による避難者数や女性及び要配慮者が必要とするものに配慮して十分な量の備蓄を行うほか、物資の性格、地震・津波の危険性及び避難場所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置など、効果的な体制を選定する。

(ｱ) 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等における、食料・水・被服・寝具など生活必需品の７日分の備蓄に関する啓発

(ｲ) 食料・水・被服・寝具等の生活必需品等の県備蓄品の市における適正な備蓄保管の推進
(ｳ) 市における食料・水・被服・寝具等の生活必需品の備蓄・点検・補充の推進
(ｴ) 市及び県による貯水池への緊急遮断弁や飲料水兼用耐震性貯水槽の設置促進等
(ｵ) 大手流通業者等（大型小売店舗等）との協定等締結の促進、流通備蓄量や生産拠点の被災リスクの把握
(ｶ) 公的備蓄ネットワーク（県内のどこで災害が発生しても迅速に所要量を供給できる相互利用体制）の構築
(ｷ) 乳幼児、高齢者等に配慮した食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備
(ｸ) 市による給水車（一般車両に給水タンクを積載したものを含む。）、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の確保及び市民等へのポリ容器等の備蓄促進
(ｹ) 通信手段の途絶や市の機能麻痺等を想定し、市からの要請を待たずに県が避難所等へ避難者の食料等を供給する場合の受入体制の整備

オ　輸送手段の確保

(ｱ) 車両の確保

市は、所有車両について災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結し、地震災害後に速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

(ｲ) 船舶の確保

所有船舶については、災害後の運用計画を作成しておくものとする。

また、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部所属船艇、自衛隊保有船舶及び漁船等については、応援要請の方法等について事前協議を図っておく。

(ｳ) 航空機の調達

一般交通途絶等に伴い、緊急に航空機による輸送が必要な場合を想定し、県を通じ自衛隊、海上保安庁、在日米軍及び緊急消防援助隊への航空機輸送の要請手続き等について、日頃から連携を図り、整備しておくものとする。

(ｴ) 燃料の調達

沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合及び島内サービス・ステーション等と、緊急輸送体制確保のための優先供給の協力体制について協議しておく。

(3) 応援体制の強化

被害が甚大で市において対応が困難な場合、県内他市町村への応援要請や、外部からの応援を求める必要がある。協定締結等の連携強化にあたっては、実効性の確保に留意する。

ア　他市町村の相互応援協力協定締結の推進

様々な地震・津波の被害想定による被災パターン等を踏まえ、災害応急対策に係る市町村間の相互応援を迅速・確実に行える体制を強化する必要がある。

このため、他市町村との相互応援協力協定の締結を推進する。

また、市の対応能力を超える遺体の火葬処理及び災害廃棄物の処理等に対処するため、県が行った被害想定調査による被災パターン等を考慮した広域処理体制の構築を県に要請する。

以上の点を踏まえて、被災地周辺地域となった場合に後方支援基地としての機能を発揮できるように必要な準備を実施しておく。

イ　市内関係業界や民間団体との連携体制の充実

官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、災害時の連携が円滑に行えるように市内関係業界及び民間団体との間で応援協力協定を締結し、人的・物的協力の具体的な内容や手順等を明確化する。

ウ　専門ボランティアとの連携体制の充実

災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。

(ｱ) 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専

門ボランティアやボランティア団体の事前登録並びにボランティアの活動拠点等の整備を促進する。

(ｲ) 市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、求められるマンパワーの要件及び活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

エ　応援機関等の活動拠点候補地のリストアップ

応援機関が集結し活動する場合、活動の拠点となる場所を迅速に確保する必要がある。そこで、公共施設を中心に活動拠点の候補地を、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワーク等を考慮してリストアップし、関係機関と情報共有しておき、災害時に必要な宿営、ヘリポート及び物資搬送設備を確保するなど、できるだけ迅速に対処できるようにする。

オ　自衛隊との連携の充実

被害想定結果等を踏まえて災害派遣要請の実施が想定される分野、緊急時の連絡体制及び受け入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して連携体制を充実させる。

カ　応援・受援の備え

市、県及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、以下の点を明確にした応援計画及び受援計画を策定し、事前の準備に努める。

・県や応援自治体等との総合調整を行う応援受入担当者（本部班）の設置
・応援業務担当窓口（各部班）の明確化
・応援先・受援先の指定
・応援・受援に関する連絡・要請の手順
・災害対策本部との役割分担、連絡調整体制
・応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の集積・輸送体制等
・地域内輸送拠点の確保

なお、被災都道府県からの応援の求めを受けた県が、本市に対して被災市町村への応援を求めた場合、県と協力し被災市町村への支援を行う。市は、連絡調整等県との一体的な支援体制の整備に努める。

(4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模災害発生時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等多様かつ大量の輸送需要が生ずる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保と併せて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

ア　交通規制計画の作成等

緊急通行車両が交通渋滞で機能麻痺しないよう、重要路線等の交通規制計画を作成する。それに併せて、必要な災害時交通規制用情報板の整備、交通誘導のための警備業者との協力協定の締結及び交通施設の耐震性確保等を図る。

イ　重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を沖縄総合事務局開発建設部及び建設業協会など関係団体の協力も得て確保する。また、協議会の設置等により、道路管理者相互の連携の下で道路啓開等を迅速に実施する計画の策定に努める。

ウ　緊急輸送基地の選定及び整備

県は、輸送を効率的に行うためには、各主体がそれぞればらばらに被災地に入るよりも、被災地外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸・海・空から物資等が集積することを念頭に置いて、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した宮古空港、下地島空港、平良港を緊急輸送基地に選定し、備蓄拠点の機能も検討しつつ整備していくこととする。

エ　臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になされるよう、各離島及び孤立予想

集落ごとに１箇所以上、地震・津波の危険性や緊急輸送ネットワークを考慮した臨時ヘリポート等を確保し、災害時の運用方法、必要な機材等を確保するよう努める。

オ　緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速な確認が可能となる。

そこで、第３部「災害応急対策計画」に基づき、使用する可能性の高い車両をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

カ　災害交通規制の周知

宮古島警察署は、災害時の交通規制実施時の運転者の義務等を市民に周知する。

キ　運送事業者との連携確保

市及び県は、緊急輸送調整業務への運送事業者等の参加、運送事業者等による物資集積拠点の運営（運送事業者等の施設活用を含む。）について以下の視点から検討し、必要な体制等の整備を推進する。

・被災者の輸送に必要な情報項目、輸送対象者、要請方法等
・物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理や発注方法の標準化
・物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
・輸送車両への優先的な燃料供給等の環境整備
・輸送協定を締結した民間事業者等の車両の緊急通行車両の事前届出の普及

ケ　緊急輸送活動体制

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県及び市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

(5) 広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報（対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等）を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。

そこで、以下の体制を早急に整える。

ア　プレスルームの整備

報道機関を通じての広報については、市、県及び防災関係機関からの情報を迅速かつ的確に発信するため、プレスルームを指定し、設備を充実する。

イ　災害時の報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

災害時に県からの情報が的確に報道機関を通じて提供できるよう、報道機関との間で災害時の広報に関する意見交換会を開催する。

ウ　インターネットを通じた情報発信に関する検討

情報化の進展に伴い、インターネット、ワンセグ、ツイッター及びフェイスブック等といった新しい情報伝達手段が普及してきている。

そこで、市、県及び防災関係機関からの情報をこうした手段を用いて伝達する方法や伝達内容等について検討を進める。

エ　手話通訳者・外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者や外国人に対して的確な情報を伝達できるよう、手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

(6) 防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及・啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及

び情報通信等のベースキャンプともなる。

このため、自治会・町内会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区・中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していく。

(7) 公的機関等の業務継続性の確保

市、県及び防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

特に、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の改訂等にあたっては、少なくとも首長不在時の明確な職務の代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、以下の各種データ等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

ア　戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報、測量図面及び情報図面等データ

イ　不動産登記の保全等

第３款　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

（実施主体：市[防災危機管理課、消防本部、福祉部、市民生活課、観光商工課、教育総務課、学校教育課]、県、関係機関）

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細かな事前措置を施していく必要がある。

また、民間事業者に委託可能な業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくことで、民間事業者のノウハウや能力等を活用し、災害時に迅速かつ効果的に対策を進めることが可能となる。

そこで、各々について以下の対策を講じていくこととする。

(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

市民の生命・財産への被害を最小限とするためには、情報の伝達、避難誘導、救出救助、緊急医療、消防活動及び二次災害防止活動の各段階においてきめ細かな事前措置を施していく必要があるため、以下の対策を積極的に推進する。

ア　地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

地震による被害をより効果的に防止するため、緊急地震速報及び地震活動の見通しに関する情報や地震回数に関する情報等を住民に迅速に知らせる体制を整える。

イ　津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波浸水予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

ウ　避難誘導対策の充実

危険な建物及び地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導に関する対策を市、県、社会福祉施設、学校、不特定多数の者が出入りする施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで、市は施設管理者等と連携して、以下の対策を推進していくこととする。

(ｱ) 社会福祉施設、公立学校その他の公共施設の耐震補強と避難体制の再点検

(ｲ) 医療機関、社会福祉施設、私立学校、ホテル・旅館、観光施設、不特定多数の者が利用する施設等の避難体制の再点検
(ｳ) 高齢者、障がい者及び外国人等の要配慮者のための避難マニュアルの作成
(ｴ) 耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進
(ｵ) 避難路沿線施設の耐震性についての点検及び改修促進

エ　救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者及び危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、市は、以下の対策を推進していくこととする。

(ｱ) 市（消防本部含む。）、警察及び自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施（総合防災訓練に含む。）
(ｲ) 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

オ　緊急医療対策の充実

大規模な地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速かつ的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。

そのため、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。なお、当面は県として以下の対策を推進する。

(ｱ) 地震・津波の被害想定、初動期を念頭においた緊急医薬品等の備蓄の推進
(ｲ) 災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び市内医療機関の医療従事者による医療救護班による緊急医療活動訓練の実施（総合防災訓練に含む。）

また、総合的な緊急医療対策のための検討項目は、次の項目とする。

(ｳ) 第２次救急医療施設への軽傷患者の過集中の防止対策
(ｴ) 医療機関の被災状況、稼働状況及び医薬品に関する情報その他円滑な緊急医療活動に関する情報を一元化し提供するための対策
(ｵ) 地震・津波の危険性、被害想定の予測負傷者を踏まえた市内医療機関等における応急医療体制の整備及び３日分の医薬品・医療資機材・非常電源用燃料等の備蓄並びにヘリポートの整備
(ｶ) 災害時に国の非常本部等が選定する広域後方医療施設への傷病者の搬送を中継する広域搬送拠点を、県内の既存の飛行場、自衛隊基地、大規模空地等から選定する。

また、広域搬送拠点には、傷病者の搬送に必要なトリアージや救急措置等を行うＳＣＵの機能整備、ＳＣＵの設置・運営に協力する医療機関の指定、協力する医療機関へのＳＣＵ設置に必要な医療資機材等の整備等を推進する。

※ＳＣＵ（エス・シー・ユー）：ステージング・ケア・ユニットの略で、広域搬送拠点に隣接して設置する臨時医療施設のこと。

(ｷ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握できる広域災害・救急医療情報システムの整備及びシステム操作等の研修・訓練の推進
(ｸ) 災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的に医療活動を展開できる体制の確立（ＤＭＡＴから中長期的な医療を担うチームへの引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの策定等）
(ｹ) 慢性疾患患者の円滑な広域搬送体制の確保（関係機関との合同訓練等を含む。）

カ　消防対策の充実

市は、市内の消防団員比率、自主防災組織カバー率の低さ等を踏まえ、同時多発火災の発生に迅速に対処できるよう、以下の対策を推進していく。

(ｱ) 消防本部、消防団及び自衛隊との合同消火訓練の実施（総合防災訓練に含む。）
(ｲ) 耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車及び救助工作車等消防用施設・設備の整備促進
(ｳ) 自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

(ｴ) 消防救急無線のデジタル化・運用
(ｵ) 消防本部を通じての防災管理制度に基づき、消防管理者として大規模な建築物等の管理を行う者の選任、防災管理に係る消防計画の作成及び防災管理点検の実施等の促進

キ　建築物・宅地の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、市民の安全を確保するため、被災建築物、被災宅地の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

ア　学校の防災拠点化の推進

以下の点に留意し、学校が地域の避難所等の防災拠点として機能するため、必要な対策を講ずる。

(ｱ) 無線設備の整備
(ｲ) 教職員の役割の事前規定
(ｳ) 調理場の調理機能の強化
(ｴ) 保健室の緊急医療機能（応急処置等）の強化
(ｵ) シャワー室、和室、簡易ベッド及び車いす用トイレの整備
(ｶ) 学校プールの通年貯水（消火用、断水時の生活用水用）及び浄化施設の整備
(ｷ) 給水用・消火用井戸、雨水利用施設、貯水槽、非常用電源、テレビ・ラジオ及び備蓄倉庫の整備
(ｸ) 施設の耐震化及びバリアフリー化
(ｹ) 災害時活用に向けての太陽光発電設備の機能強化

イ　緊急避難場所・避難所の指定・整備

(ｱ) 緊急避難場所・避難所の指定

市は、各種災害から危険を回避するための指定緊急避難場所及び被災住民が一時滞在するための指定避難所を指定する。指定にあたっては、災害対策基本法施行令で定める指定緊急避難場所及び指定避難所の基準に適合するように留意する。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定、取り消し又は当該施設の重要な変更を行う場合は県知事への通知及び公示を行うほか、指定緊急避難場所や円滑に避難するために必要な情報を防災マップ等で住民等に周知する。

(ｲ) 避難場所・避難所の整備

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の安全性の強化に努めるほか、内閣府の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成 25 年８月）」を参考に指定避難所の環境整備に努める。

また、学校を指定避難所に指定する場合は、教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所としての利用方法等について教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ウ　福祉避難所のリストアップ

市は、避難所内の一般避難スペースでのケアが困難な高齢者・障がい者等を専用に受け入れる福祉避難所を指定しておく。

また、県は、社会福祉施設の被災により、高齢者・障がい等の要配慮者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受け入れ候補施設を事前にリストアップし、受入体制を協議しておく。

エ　家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、住民や各機関それぞれが備蓄する食料・水・被服・寝具等生活必需品により生活の確保を図る体制を構築するため、これに備えた事前の準備が必要である。このため、家庭、社会福祉施設、医療機関及びホテル・旅館等に対し

て、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね最低７日間）、食料・水・被服・寝具等生活必需品を各々において備蓄するよう、普及・啓発を行う。

オ　応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

市は、災害により住家を失った人に対し迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、地震・津波被害想定による被災戸数から仮設住宅の必要量を算定し、建設候補地をリストアップしておく。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、また、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

カ　物価の安定等のための事前措置

市及び県は、災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握等を行うこととしている。これらの活動を迅速に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ｱ) 災害発生時に価格を監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

(ｲ) 災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

キ　文教対策に関する事前措置

市及び県は、災害発生時に文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。

(ｱ) 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等）及び学校職員の行動方針等の検討

(ｲ) 時間外災害発生時の児童、生徒及び学生の被災状況の把握方法の検討

(ｳ) 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

(ｴ) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

ク　児童・生徒・園児等の保護等の事前措置

市及び県は、学校等において、災害発生時における保護者との連絡、児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努める。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

ケ　広域一時滞在等の事前措置

市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難や一時滞在が可能となるよう、以下の事前措置の実施に努める。

(ｱ) 他県、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定の締結

(ｲ) 災害時の避難者の移送や受入等についての実施要領の作成

(ｳ) 一時滞在施設の選定、施設の受入能力等の把握

(ｴ) 総務省の全国避難者情報システム等を活用した、広域避難者・一時滞在者の所在地等の情報を避難元及び避難先の県及び市町村が把握する体制の整備

(ｵ) 放送事業者等と連携した、広域避難者・一時滞在者へ生活情報等を伝達する体制の整備

コ　家屋被害調査の迅速化

市は、県が行う家屋の被害認定の担当者のための研修等に職員を参加させて、災害時の生活再建支援金の支給等に必要な罹災証明の発行を迅速化する。

また、罹災証明発行業務実施体制の整備、他市町村や関係団体との応援協定の締結等に努める。

さらに、必要に応じて応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した家屋被害調査・判定を早期に実施できるよう情報共有体制の整備に努める。

サ　災害廃棄物処理計画の策定

市は、国の災害廃棄物対策指針（平成 26 年３月）及び沖縄県災害廃棄物処理計画（平成 29 年３月策定）に基づき、仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等を具体化した災害廃棄物処理計画を策定する。

シ　非常災害指定時の消防用設備等の基準の検討

著しく異常かつ激甚な非常災害で避難所、応急仮設住宅、臨時医療施設が著しく不足する場合には、災害対策基本法第 86 条の２及び第 86 条の３により、消防法第 17 条の規定が除外される災害に指定される場合がある。

このような災害時に、臨時の避難所や応急仮設住宅等を速やかに確保できるように、市（消防本部）は、消防法に準ずる消防用設備等の設置・維持基準を検討しておく。

第４款　災害ボランティアの活動環境の整備

（実施主体：市[学校教育課、福祉政策課]、県、教育委員会、宮古島市社会福祉協議会）

(1) ボランティア意識の醸成

ア　学校教育における取組

ボランティア精神の芽を育てるには、幼少期からの教育や体験に勝るものはなく、学校教育に積極的に取り入れていくものとする。

イ　生涯学習を通じての取組

市及び市社会福祉協議会は、社会教育活動の中でボランティア講座等を開催して、ボランティアへの理解と実践への機会の創出を図る。

(2) ボランティアの育成等

ア　ボランティアの育成

市は、ボランティアが効果的な活動を実施するため、市社会福祉協議会と連携して、平常時からボランティアの育成に努めるものとする。

イ　専門ボランティアの登録等

(ｱ) 市及び県は、災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療業務、看護業務、介護業務、通訳、無線通信及び被災建築物応急危険度判定等の専門的な資格や技能を有する者（以下「専門ボランティア」という。）を平常時から登録し、把握に努めるものとする。

(ｲ) 市及び県は、ボランティアとして登録されている専門ボランティアに対し、防災に関する知識及び技術の向上を図るため、研修及び訓練等に努めるものとする。

ウ　ボランティアコーディネーターの養成

市及び県は、日本赤十字社沖縄県支部、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会と連携し、災害時にボランティアを指導し、効果的な活動が行えるようボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

(3) ボランティア支援対策

ア　市及び県は、県・市社会福祉協議会と連携して、殺到するボランティアの受付場所、受付要員及び活動拠点について準備・指定しておくものとする。

イ　市及び市社会福祉協議会は、災害後のボランティアニーズについて想定しておき、初動期のボランティア活動が迅速に行われるようにしておくものとする。

ウ　市及び市社会福祉協議会は、ボランティア（団体）を登録・把握するとともに、ボランティア活動を支援していくものとする。

また、ボランティアが被災地において相互に連携して迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、ボランティア相互の連絡体制等のネットワークを確保するものとする。

エ　県及び県社会福祉協議会は、ボランティアが安心して活動できるようボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努めるものとする。

市は、ボランティア保険の加入に際して、保険料負担の支援を検討する。

オ　市及び県は、行政・ＮＰＯ・ボランティア等（中間支援組織を含む。）の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等

について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

カ　市及び県は、県・市社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、市及び県は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

第５款　要配慮者の安全確保計画

（実施主体：市[福祉部]、県、沖縄総合事務局）

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及・啓発、災害時の情報提供、避難誘導及び救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要である。

このため、平常時から地域において、要配慮者の支援体制を整備しておくことが重要である。

特に、避難行動要支援者には事前の避難支援プランを策定するなど、特に配慮するとともに、避難場所での健康管理や応急仮設住宅への優先的入居等を行える体制等の整備に努める。

(1) 社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設、幼稚園及び保育所における要配慮者の安全を図るためには、以下の対策を講じておくことが必要である。

ア　市防災計画への位置づけ

市は、災害発生時の、要配慮者の避難対策等について、施設管理者、市及び福祉関係団体等の対応や連携協力方法等を地域防災計画に定めるものとする。

特に、津波浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等については、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記しておく。

イ　施設・設備等の整備及び安全点検

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に避難できるよう、また、施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の整備や常時点検に努めるものとする。

ウ　地域社会との連携

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは対応が不十分であり、常に施設と地域社会との連携が図られ、災害時において地域住民の協力が得られる体制づくりを行うものとする。

エ　緊急連絡先の整備

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

オ　災害用備蓄等の推進

長時間にわたりライフラインや医療品、食料等を確保できない事態を想定し、非常電源、医療品及び非常用食料等の確保に努めるものとする。

カ　要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(2) 在宅で介護を必要とする市民の安全確保

心身に障がいを有する者（児童を含む。以下同じ。）、介護を要する高齢者については、身体諸機能の障がいによる移動困難及び判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても、生活環境の面から防災上の特別の配慮を必要とする。

ア　避難行動要支援者避難支援プランの推進

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するために、避難行動要支援者避難支援プランの推進に努めるものとする。

また、個人のプライバシーに配慮しつつ、避難行動要支援者の名簿等の情報を関係機関と共有し、また、本人の同意を得ることにより、または、市条例の定めにより、市計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に提供し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

避難行動要支援者名簿の作成・活用及び避難支援プランの策定にあたっては、災害対策基本法及び「避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針」（平成 25 年８月　内閣府）に基づくものとし、また、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

イ　防災についての普及・啓発

広報等を通じ、要配慮者をはじめ、家族、地域住民に対する啓発活動を行う。

(ｱ) 要配慮者及びその家族に対する普及・啓発

・日常生活において常に防災に対する理解を深め、また日頃から対策を講じておくこと。

・地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加すること。

(ｲ) 地域住民に対する普及・啓発

・地域在住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平常時から準備すること。

・発災時には要配慮者の安全確保に協力すること。

ウ　緊急通報システムの整備

・災害時に要配慮者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

(3) 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、高齢者や障がい者、外国人等のように災害発生時には自力で避難することが困難な人々が多く出入りしていることから、これら要配慮者の安全を確保するためには、日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

ア　施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に要配慮者が安全で円滑に施設等から避難できるよう、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づき、施設や付属設備等の整備に努めるものとする。

イ　施設及び設備等の安全点検

施設の管理者は、災害発生時における施設自体の崩壊や火災の発生を防止するため、施設や付属設備等の常時点検に努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の作成

ア　市長は、市に居住する要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。以下同じ。）のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならないものとする。

避難行動要支援者の対象範囲は、次のとおりとする。

(ｱ) 身体障害者手帳１・２級（肢体不自由、視覚、聴覚）を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）

(ｲ) 療育手帳Ａを所持する知的障がい者
(ｳ) 精神障害者保健福祉手帳１級を所持する者で単身世帯の者
(ｴ) 難病患者（腎臓機能障害、呼吸機能障害があり、入院していない者
(ｵ) 要介護認定３～５を受けている者
(ｶ) 自立支援医療費受給者（精神通院）
(ｷ) 第１次計画の災害時要援護者名簿に登録されている者
上記(ｱ)～(ｷ)のいずれかに加え、かつ下記①～③のいずれかに該当する者。
①　生活基盤が自宅にあること。
②　近隣に家族等支援者がいないこと
③　その他、本人や家族、地域住民が支援を必要と考えた者

イ　避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する以下の事項を記載し、又は記録するものとする。
(ｱ) 氏名
(ｲ) 生年月日
(ｳ) 性別
(ｴ) 住所及び居所
(ｵ) 電話番号その他の連絡先
(ｶ) 避難支援を必要とする事由
(ｷ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

ウ　市長は、アの避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、要配慮者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

エ　市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、アの避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。

オ　市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防機関、宮古島警察署、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。
ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りでない。

カ　市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、本人の同意を得ることなく、オの関係者その他の者に対し、名簿情報を提供できるものとする。

キ　市長は、オ又はカにより名簿情報を提供するときは、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

ク　オ又はカにより名簿情報の提供を受けた者その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

ケ　避難支援者の安全確保対策
地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置について、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体での話し合い、ルールや計画作りを進める。

参考資料７－18　避難行動要支援者名簿（様式）
資料８－２　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

第６款　観光客・旅行者・外国人等の安全確保

（実施主体：市[観光商工課、市民生活課]、県、各交通機関等）

市、県、防災関係機関、観光施設、宿泊施設及び交通施設（航空機、フェリー、クルーズ客船、バス等）等の管理者は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

(1) 観光客・旅行者等の安全確保

ア　避難標識等の整備、普及

市、観光施設、宿泊施設及び交通施設等の管理者は、避難誘導標識の配置、管理施設への海抜表示及びハザードマップの掲示等を推進するほか、県、観光協会、交通機関（航空機、フェリー等）、レンタカー会社及びガソリンスタンド等と連携して、地震・津波発生時の避難行動や避難場所等の情報を、ホームページや観光マップ等を利用して観光客や旅行者等へ周知する。

イ　観光客・旅行者・宿泊客の避難誘導・帰宅支援体制の整備

観光施設、交通施設、旅館・ホテル等の施設管理者は、地震・津波災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を事前に整備しておくなど、観光・宿泊客の安全を確保することにとどまらず、交通機関の被災等で、帰宅困難となった多数の観光客等が待機できるよう平常時から食料・水・被服・寝具等生活必需品の備蓄に努めるものとする。

市は、津波避難計画の策定において、観光客、宿泊客等が多い時期を想定し、観光施設、宿泊施設、交通施設等の管理者と連携して、円滑に誘導する体制や避難場所、避難経路等を確保する。

また、県と連携して、観光客等に津波警報や避難情報等を即時配信できるシステムの導入に努める。

ウ　クルーズ客船による訪日外国人旅行者への防災情報の提供

市、観光協会等は、パンフレット・チラシ・Ｗｅｂ等により、クルーズ客船による訪日外国人旅行者向けの災害、特に津波に対する基礎知識や指定緊急避難場所、避難行動等の防災情報の提供に努める。

また、旅客船社、販売代理店等に対し、上陸前の防災情報の提供を働きかける。

エ　観光関連施設の耐震化促進

市及び県は観光関連団体と連携し、観光関連施設の耐震診断及び改修に係る広報及び相談、支援策の実施に努める。

(2) 外国人の安全確保

市は、国際化の進展に伴い、本市に居住・来訪する外国人に対して、言語・文化・生活環境の異なる外国人の災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

ア　外国人への防災知識の普及

ハザードマップや避難誘導標識等への外国語の併記や、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人に配布する等の方法により、外国人に対し防災知識の普及・啓発を図るものとする。

イ　外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

(3) 観光危機管理体制の整備

ア　観光危機管理の普及、対策の促進

県は、観光危機管理を促進するための指導者等を育成するとともに、市及び観光関連団体等と連携して観光危機管理に関する知識等の普及・啓発を図る。

イ　観光危機情報提供体制の整備

県は、国、市及び観光関連団体等と連携し、地震・津波等の観光危機発生時に観光客が必要とする各種情報を収集し、要支援観光客や交通手段などにも配慮しつつ総合的かつ迅速に、情報発信を行える体制を整備する。

また、危機発生時に、県、市、(一財)沖縄観光コンベンションビューロー、観光関連団体・事業者等間の通信を確保できるよう、非常用通信手段の整備に努める。

第５節　津波避難体制等の整備

本市は、大小６つの島々で構成され、多くの観光客が訪れる。

一方、市内には記録によれば明和の大津波（1771 年八重山地震津波）により、大きな被害を受けた地域も存在し、住民、漁業関係者、海水浴客、釣り人、観光客及び要配慮者等を津波被害から守るため、避難体制の強化等を推進する必要がある。

１　津波避難計画の策定・推進（実施主体：市[防災危機管理課、消防総務課等]、県）

(1) 市における対策

県は、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成 14 年３月津波対策推進マニュアル検討委員会）及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 26 年 9 月）に基づき、市町村の津波避難計画の策定に資するため、以下の事項について定めた沖縄県津波避難計画策定指針を策定しており、本市においては、これらの指針その他各自で定める避難指針、津波浸水想定結果及び海抜高度図等を基に、地域の実情に応じた実践的な津波避難計画を策定し、住民等への周知を図る。

なお、計画の策定や修正にあたっては、実際の災害対応、防災演習・訓練等の検証結果を反映し、より効果的な内容にしていくものとする。

(2) 津波避難計画の項目（案）

ア　津波浸水予測図（津波到達予想時間も含む。）
イ　避難対象地区・人口（観光客等も含む。）・避難所要時間等
ウ　避難困難地区・人口等
エ　避難場所（収容対象地区・収容人口含む。）及び避難路等
オ　職員の参集基準等の初動体制
カ　避難勧告及び指示等の発令基準、津波警報及び避難情報の伝達内容及び手段等
キ　津波対策の教育及び啓発
ク　避難訓練
ケ　観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策、要配慮者の避難対策その他留意すべき事項

(3) 要配慮者、不特定多数の者が利用する施設等の管理者

観光・宿泊施設、交通施設(空港、フェリー・バス等のターミナル等)、医療・福祉施設、学校、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、観光客や施設利用者等の円滑な避難体制を中心とした防災マニュアルを策定し、訓練を実施する。この際、多数の避難者の集中や混乱等も想定した内容とする。

(4) 避難計画の留意点

ア　徒歩避難の原則

津波発生時の避難は、徒歩を原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、避難困難区域や避難行動要支援者の避難支援者等で、避難所要時間が５分又は津波到達予測時間を越えるなど自動車等の利用が不可欠な場合においては、市は避難者が自動車等で安全かつ確実に避難できることを確認した上で、徒歩以外の避難手段を設定する。この場合、宮古島警察署と十分な調整を図るとともに、各地域での合意形成、津波避難道路であることを周知する標識の整備、津波発生時の行動の周知等を徹底し、自動車避難に伴う危険性の軽減策を徹底する。

イ　消防防災関係職員等の避難原則

消防職員、消防団員、警察官、市職員など津波浸水想定区域内で防災対応や避難誘導にあたる者は、当該地域の津波到達予測時間に余裕をもった時間内に避難することを原則として、当該時間内に可能な活動の手順や避難判断基準等を平常時の津波防災訓練等の検証結果等を踏まえて定めておく。

２　津波危険に関する啓発（実施主体：市[防災危機管理課等]、県、教育委員会）

(1) 市における対策

市は、県が調査あるいは保有している津波危険に関するデータや海抜表示等に係るガイドライン、海抜高度図等を活用して市民にわかりやすく公表することによって、津波危険に関する啓発を行う。

また、県と連携し、津波の危険性や津波警報・避難指示等の内容や避難方法等について、積極的な防災教育や防災訓練等を通じて、住民及び船舶等が迅速かつ的確な避難行動をとれるよう、広く普及・啓発するものとする。

また、市は県の指針等を踏まえ、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実及び避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの課題を整理し、総合的な津波対策を検討する。

(2) 津波避難対策普及・啓発の内容

ア　市は、住民等を対象に以下の項目について繰り返し普及・啓発を行う。

(ｱ) 津波浸水想定区域（想定の限界や不確実性含む。）

(ｲ) 津波危険への対処方法（適切な避難場所及び避難路、津波警報等の意味及び精度、移動手段、率先行動等を含む。）

(ｳ) 過去の津波災害事例や教訓（明和の大津波（1771 年八重山地震津波等））

(ｴ) 津波の特性（波の押し・引き、遠地地震等）

イ　普及・啓発の方法は、以下に例示する各種手段・機会を活用して実施する。

(ｱ) 学校、幼稚園、保育園、消防署での職員、生徒、児童、園児及び保護者を対象とした教育

(ｲ) 漁業関係者、海水浴場関係者を対象とした説明会

(ｳ) 津波危険地域に立地する施設関係者（特に観光・宿泊施設関係者、要配慮者関連施設、不特定多数の者が利用する施設等）を対象とした説明会

(ｴ) 津波危険地域の各町内会、自治会単位での説明会及び地域の防災リーダー（消防団、自主防災組織等）への研修会

(ｵ) 広報誌

(ｶ) 防災訓練

(ｷ) 防災マップ（津波ハザードマップ）

(ｸ) 統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置（避難場所や避難階段等を蓄光石等の夜間でも認知できる手法に配慮して表示するよう努める。）

(ｹ) 電柱・電信柱や公共施設等への海抜、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

(3) 広報・教育・訓練の強化

ア　津波ハザードマップの普及促進

市の津波避難計画を反映した津波ハザードマップの作成・公表を促進するとともに、防災教育、訓練、広報その他土地取引における確認等を通じてハザードマップの内容の理解を促進する。

イ　津波避難訓練の実施

市は、津波浸水想定結果及び海抜高度図等を基に、最大クラスの津波高や津波到達予想時間を踏まえ、防災関係機関、社会福祉施設、医療機関、学校、住民、防災リーダー及び要配慮者等が参加する実践的な避難訓練を実施する。

ウ　津波防災教育の推進

市は、県及び教育関係者と連携して、過去の津波災害の脅威や教訓等を伝承する機会を定期的に設けるほか、学校教育をはじめ様々な場面で活用できる津波防災教育プログラムや危機意識を共有できるリスクコミュニケーション手法を整備し、市民の津波防災への理解向上に努める。

３　津波に対する警戒避難体制・手段の整備（実施主体：市[防災危機管理課等]、県）

本市の自然環境、地理条件、津波対策の現況等を考慮し、津波への警戒・避難体制の向

上や津波避難困難地域の解消等を図るものとする。

(1) 危険予想区域住民に対する情報伝達体制の整備

市は、沖縄県防災情報システム等により、気象庁が発表した地震情報や津波警報等を迅速に入手するものとする。

津波危険地域及び住家に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

地震情報、津波警報、避難勧告等が住民の迅速かつ的確な避難行動に結びつくよう、要配慮者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備しておく。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、市防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、沖縄県防災情報システム（Ｌアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

(2) 監視警戒体制等の整備

津波危険に対し警報等の把握、海岸地域の監視装置の設置等、監視警戒体制を整備する。

(3) 避難ルート及び避難ビルの整備

ア　避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね５分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から５分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、住民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

イ　避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

ウ　津波避難ビルの整備等

津波避難困難地域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さと構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

エ　指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(ｱ) 市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないものとする。

(ｲ) 市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないものとする。

(ｳ) 市長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

オ　津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、浸水想定区域外の高台や避難施設等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所（避難生活用の施設）と混同しないよう、市民への周知と理解を促進する。

カ　津波避難困難地域の解消

市は、県の津波避難困難地域予測結果を基に、地域の特性や避難体制の実情等を踏まえて津波避難困難地域を設定する。また、津波避難困難地域の解消に効果的な対策を検討し、対策の実施に努める。

４　**津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備**（実施主体：市[防災危機管理課、施設を管理する課]、県）

津波災害警戒区域（津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域）については、津波防災地域づくり法により以下の対策を講ずる。

ア　本計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ　津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を本計画に定める。

ウ　本計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

エ　津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

資料８－１　津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

第６節　食料等備蓄計画

大規模な災害に備え、自助・共助を基本に、市民による日頃からの家庭内備蓄を促進するとともに、流通在庫備蓄の確保、公的備蓄の推進を図る。

また、近年国内外からの観光客が大幅に増加していることから、観光客等帰宅困難者用の備蓄を推進する。

１　食料・飲料水及び生活必需品の備蓄（実施主体：市[防災危機管理課]、市民、事業所）

(1) 市の備蓄

ア　市が行う公的備蓄は、緊急性があり、かつ災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの約３日間、避難者に必要不可欠な食料・飲料水、生活必需品等を備蓄する。

備蓄にあたっては、被害想定による避難者数や女性、乳幼児、高齢者等要配慮者に配慮する。また、物資の性格、災害危険性、避難場所・避難所の分布等を考慮して、集中備蓄、分散備蓄、備蓄拠点の設置等、効果的な体制を選定する。

備蓄品は、定期的に保存状態、在庫状況、賞味・使用期限等を確認し、必要に応じて備蓄品の更新を図る。

イ　賞味・使用期限が１年未満となった食料・飲料水及び生活必需品については、自主防災組織等の訓練、防災講演会、小・中・高等学校の学校教育、市開催イベント等における防災啓発品として活用し、市民１人ひとりの防災意識の高揚を図る。

また、備蓄食料の更新時には、食品ロス削減の観点から、状況に応じ、フードバンク等への提供による生活困窮者等への支援として有効活用を図る。

(2) 個人備蓄

市民は、最低でも３日分、可能な限り７日間分以上の家庭内備蓄を行う。

市は、広報紙や自主防災組織の活動等を通じた啓発に努め、各家庭や地域における備蓄を促進する。なお、普段から購入しているペットボトル飲料水や食料品、生活必需品等を活用すること（ローリングストック方式）により、備蓄を行うことが可能であることを啓発する。

(3) 流通在庫備蓄

市は、発災時における物資確保のため、大手流通業者等（大型小売店舗等）と協定を締結し、流通在庫備蓄を推進する。

２　災害用資機材等の備蓄（実施主体：市[防災危機管理課、関係各課]）

市は、燃料、発電機、救出救助資機材、消火用資機材等について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握し、不足する資機材等については、関係機関や民間事業者と連携して必要な量を備蓄する。

３　医薬品・衛生資材等の備蓄（実施主体：市[防災危機管理課、関係各課]）

(1) 医薬品・衛生資材等の備蓄

市は、関係団体等と協定を締結し、医薬品・衛生資材等の備蓄を進める。

(2) 簡易トイレ・仮設トイレの備蓄等

市は、避難場所等に配備するための簡易トイレ・仮設トイレの備蓄の推進及び調達体制を整備するとともに、トイレ用品を備蓄する。

４　観光客等帰宅困難者用の備蓄（実施主体：市[防災危機管理課、観光商工課]）

大規模な災害が発生し、公共交通機関が停止した場合、観光客等多数の帰宅困難者の発生が予想されるため、市は、観光客等帰宅困難者のための食料、物資等の備蓄を行う。

(1) 備蓄品目

備蓄食、飲料水、毛布、多言語拡声装置等

(2) 備蓄場所

市が管理する備蓄倉庫

第２章　災害予防計画（風水害等編）

災害予防計画（風水害等編）は、災害の発生を未然に防止するために、治山事業等による市域の保全、防災に関する教育訓練の実施、災害用食料・物資資材の備蓄、気象・水防・消防・救助救急施設の整備、火災予防及びその他災害への予防対策について定め、その実施を図るものとする。

第１節　治山計画

第１款　治山事業（実施主体：市[みどり推進課]、県）

１　現況

宮古島市は琉球石灰岩からなる平坦な島で、山地は少なく最も高い地点でも標高 113m であり、大きな河川湖沼などもなく、森林面積は島の総面積（204.20k ㎡）のうち約 16.5%（約 33.6k ㎡）を占めるにすぎない。しかし、産業、生活用水のほとんどを地下水に頼っていることから水源かん養機能としての森林のもつ多面的な役割は極めて重要である。

２　山地災害危険地区

本市の山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区が２箇所、地すべり危険地区が１箇所で、計３箇所となっている。

参考資料１－３　山地荒廃の現況（山地災害危険地区一覧）

３　対策

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第５条第１項の規定により、地域森林計画を定め計画的に事業を推進する。

特に、以下の事項に重点を置き、緊急かつ計画的に実施する。

(1) 保安林の浸食防止及び強化
(2) 森林の水源かん養機能の強化
(3) 山地災害危険地対策
(4) 生活環境保全林の整備強化

第２節　土砂災害予防計画

第１款　砂防関係事業（実施主体：市[防災危機管理課、道路建設課、施設を管理する課]、県）

１　土砂災害危険箇所・警戒区域等

本市では、地すべり危険箇所（地すべりにより、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与えるおそれのある箇所）は２箇所、急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度 30°かつ高さ５m 以上の急傾斜地で人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所）は２箇所があり、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域が１箇所が指定されている。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年

法律第 57 号）に基づく土砂災害警戒区域は、「急傾斜地の崩壊」が７箇所、「地すべり」が２箇所指定されている。

参考資料１－２　土砂災害危険箇所の現況

２　対策

市は、土砂災害警戒区域ごとにおける警戒避難体制の整備やハザードマップの周知・啓発を進める。

第２款　警戒避難体制の整備

（実施主体：市[防災危機管理課、都市計画課、建築課、施設を管理する課]、県）

１　監視装置等の整備等

市は、県等と連携して、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置並びに風倒木流出防止対策など、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

２　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定及びそれに伴う措置

(1)　土砂災害警戒区域

ア　県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域等として指定する。

イ　当該区域の指定を受けた関係市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報発令及び伝達に関する事項、避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難路に関する事項、災害対策基本法 48 条第１項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地、救助に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項について、市町村地域防災計画に定め、住民に周知するよう努めるものとする。

ウ　避難確保計画の作成

本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、訓練を実施しなければならない。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

(2)　土砂災害特別警戒区域

県知事は市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生ずるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずる。

ア　住宅宅地分譲地及び社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ　建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ　土砂災害時に著しい損壊が生ずる建築物に対する移転等の勧告

エ　勧告による移転者への融資及び資金の確保

資料 8－2　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

第３節　高潮等対策計画

（実施主体：市［港湾課、農村整備課］、県、沖縄総合事務局）

高潮等の災害対策については、高潮対策の強化マニュアル（内閣府、平成 13 年）に基づいて、次の対策を推進する。

１　高潮防災施設の整備

(1) 現況

本市の沿岸に位置する住宅地や産業地域、農業用地等では、海岸護岸は既成しているが、防護機能が不十分なものや老朽化している施設があり、老朽海岸施設の老朽度について点検等を行い、特に重要な施設から老朽化海岸施設の改修等を計画的に推進する必要がある。

また、台風の規模や進路などの気象条件によっては宅地や農耕地等に大きな被害をもたらしており、海岸保全施設の整備を促進する必要がある。

(2) 危険区域

高潮等の危険が予想される区域は、国土交通省水管理・国土保全局及び港湾局、農林水産省農村振興局及び水産庁が所管する海岸保全区域（沖縄県水防計画に定める「重要水防区域内で特に危険と予想される区域（海岸）」を含む。）が指定されている。

参考資料1-1　重要水防区域内・外の危険予想区域の現況

(3) 対策

ア　海岸を防護するため、管理または海岸法第２条の海岸保全施設の必要な海岸について同法第３条の海岸保全区域の指定を促進する。

イ　施設の改築や補強により既存保全施設の機能の強化を図る。

ウ　海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との連携や利用面等に考慮して、防護を必要とする区域の海岸保全施設の整備を促進する。

エ　高潮防災施設の適切な点検・管理を行う。

オ　越流した水が長時間背後地に湛水するおそれがある地区について、背後地の内水対策を行う。

カ　コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を行う。

キ　港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進する。

２　警戒避難体制の整備

市は、沖縄県高潮被害想定調査結果（平成 18 年度～平成 19 年度）、津波・高潮ハザードマップ作成マニュアル（内閣府ほか、平成 16 年）等を活用して、高潮避難計画を検討し、高潮ハザードマップの作成・普及を実施する。

第４節　建築物等災害予防計画

（実施主体：市［都市計画課、教育総務課、建築課］、県）

風水害、大火災等による建造物の災害を防御するため、以下の項目について、防災建造物の建設を促進し、建造物被害の減少を図るものとする。

１　市街地再開発対策

市及び県は、市街地における延焼火災等の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、密集市街地の再開発を促進する。

２　建築物の適切な維持保全と耐風対策の促進

市及び県は、建築物の防火及び避難等の機能確保のため、適切な維持保全の周知に努めるとともに、建築物の耐風及び耐火対策を促進するものとする。

３　公共建築物の耐風及び耐火対策

市及び県は、公共建築物のうち老朽化施設については、建替え又は補強等によって、耐風、耐水、耐浪及び耐火対策を進めるものとする。

特に、体育館や公民館等、災害時の避難所となる公共施設については、開口部への雨戸設置、屋根の飛散防止等、耐風対策などを優先的に行うものとする。

４　公共建築物の定期点検及び定期検査

市及び県は、公共建築物については、建築設備等の定期点検及び検査を実施し、防火・避難等の機能を確保するものとする。

第５節　火災予防計画（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島地方気象台）

火災の発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

１　消防力・消防体制等の拡充強化

市及び県は、火災予防に関しては以下の指導又は措置を講じ、消防力・消防体制等の拡充強化を図る。

(1) 消防教育訓練の充実強化

教育訓練計画に基づき、消防職員、消防団員及び消防関係者の資質向上を図る。

(2) 消防制度等の確立

消防計画、消防相互応援協定等の効率的運用を推進する。

(3) 消防体制の充実・指導

消防団の体制強化を図る。

(4) 消防施設・設備の整備促進

消防水利及び消防車両等の整備促進を図る。

２　火災予防査察・防火診断

市及び県は、火災の発生拡大を防止し、確実な住民避難の実施を図るため、消防用設備等（消火設備・警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設）及び防火管理体制の査察を行う。

(1) 特定防火対象物等

市は、特定防火対象物の用途等に応じて立入検査を計画的に行い、特定防火対象物の状態を常に把握しておくとともに、消防用設備等の設置や管理面の不備が認められる施設の管理者に対して、設備改善の指導を徹底する。

消防機関は、防火対象物定期点検報告制度により、点検報告義務のある一定の防火対象物について、防火管理の徹底及び避難・安全基準の強化等を図る。その他の防火対象物についても、自主点検による報告制度を推進し、管理権限者の自主的な防火安全対策の向上を図る。

(2) 一般住宅

市及び消防機関は、住宅用火災警報器等の普及促進、高齢者世帯の住宅防火診断、火気の取扱い指導及び住宅防火啓発活動等を推進する。

３　消防施設の整備拡充

市は、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、海水等の自然水利の活用、水泳プール及びため池等の指定消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

第６節　林野火災予防計画

（実施主体：市[みどり推進課、消防本部]、県、宮古島警察署）

林野火災の予防、警戒及び鎮圧を行い、火災による災害の拡大防止を図るため、次の対策を講ずる。

１　林野火災対策の推進

(1) 県、消防機関、林野行政機関、自衛隊及び県警察その他関係機関で構成する林野火災対策推進協議会を設置して、総合的な林野火災対策の連絡調整を図るとともに、林野火災総合訓練等の推進体制を確立する。
(2) 市は、延焼範囲が拡大し、広域にわたる消防活動を行う場合の消防機関相互間の指揮統制及び情報連絡体系など、林野火災消防活動計画の整備を図る。

２　出火防止対策

(1) 市及び県等は、火災への注意を喚起するため、山火事防止の標柱及び標板等の設置に努める。
(2) さとうきび葉等の焼払いに起因する林野火災の多発にかんがみ、適正な火入れの指導、特に強風、乾燥時における火気の取扱についての指導を強化する。
(3) 市は、森林又はこれに接近している土地における火入れについて森林法等に基づく規制措置の適正な実施を確保するための指導を強化する。
(4) 火入れに際しての消火設備、監視員の配置及び防火線の設定等についての指導をはじめ、火災の発生や延焼が起こりやすい気象状況のときの火入れ中止の指導等を徹底する。

第７節　危険物等災害予防計画

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、事業所における保安体制の強化、法令の規定する基準の遵守を徹底するとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに防災思想の普及・啓発の徹底を図るものとする。

第１款　危険物災害予防計画

（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部等）

１　危険物製造所等に対する指導

市（消防本部）は、消防法に規定する危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物製造所等」という。）に対して立入検査及び保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、適宜、災害予防上必要な指導を行う。

２　危険物運搬車両に対する指導

市（消防本部）は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者

及び運転者に対して移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせるとともに、必要に応じ警察官と協力して路上取締りを実施し、運転者への直接指導を行う。

３　保安教育の実施

危険物製造所等の管理者及び監督者は、取扱者に対して保安教育を実施するとともに、市（消防本部）は管理者が行う保安教育訓練について、必要な指導・助言を行う。

４　危険物製造所等の予防対策

危険物製造所等の管理者は、防災体制の構築及び危険物施設の管理・点検等について、以下の対策を講じ、災害の予防に万全を期する。

(1) 火災・爆発等の防止対策

取り扱う危険物の性状及び数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 危険物施設の管理・点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正に行えるよう、管理・点検・巡視基準を定め、必要に応じ修正を行うなど、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

(3) 保安設備の維持

危険物の火災・爆発・流出等に係る保安又は防災の設備について、定期的に点検確認を行うなど、常にその機能が維持されるよう必要な指導を講ずる。

(4) 保安体制の整備・確立

危険物製造所等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と市（消防本部）等に対する通報体制を確立する。

また、移動タンク貯蔵所の管理者は、移送時における事故に対処するため、応援要員の確保及び派遣方法を定め、あらかじめ移送経路における市（消防本部）等の関係機関への通報先を定めておく。

(5) 従事者に対する教育訓練

危険物製造所等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

５　化学車及び消防機材の整備

市（消防本部）に化学車及び消防機材等の配置整備を図り、また事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

第２款　毒物劇物災害予防計画

（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部等）

１　方針

災害時に毒物劇物が流出又は散逸する等不測の事態に備えて、以下の事項の徹底を図る。

(1) 毒物及び劇物の取扱状況等の把握
(2) 毒物及び劇物危害防止規定の策定
(3) 定期点検及び補修の実施
(4) 安全教育及び訓練の実施
(5) 事故対策組織の確立

２　対策

県は、災害時における毒物劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者、特定毒物

研究者及び業務上取扱者（以下「毒物劇物営業者等」という。）に対し、以下の指導を行い、万全を期するものとし、市はそれに協力する。

(1) 毒物劇物営業者等に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

(2) 毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、毒物劇物営業者等に対し、保健所、警察署又は市（消防本部）に届出をさせるとともに、危害防止のための応急措置を講ずるよう指導する。

(3) 毒物劇物を大量に使用する事態の現況把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。

(4) 毒物劇物営業者等に対し、必要に応じて立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。

(5) 毒物劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物又は酸素類を大量に使用する業者及び有機燐剤類の特定毒物営業者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

第８節　上・下水道施設災害予防計画

上・下水道施設の老朽施設・管路施設等の点検・補修を進めるとともに、浄水場については浸水防止対策を講じ、被災時の復旧用資機材管理や被災者への応急給水施設等の整備を図る。処理場（浄化センター）については、浸水防止対策、耐浪化、耐風化及び停電対策を講ずるとともに被災時の復旧用資機材の整備を図る。

第１款　上水道施設災害予防計画（実施主体：市[水道工務課]、県）

１　施設の防災性の強化

市は、水道施設の新設・拡張・改良等に際しては、日本水道協会発刊の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針・解説」等により設計するほか、高潮等の浸水、土砂災害のリスク等を考慮して、配水系統の相互連結や緊急給水手段の確保を図る。

２　広域応援体制の整備

「沖縄県水道災害相互応援協定」による水道事業者及び水道用水供給事業者間の災害応援を円滑に実施できるよう、実施要領の整備、資機材等の整備及び訓練等を実施する。

第２款　下水道施設災害予防計画（実施主体：市[下水道課]、県）

１　施設の強化及びバックアップ施設の整備

市及び県は、下水道施設の施工にあたっては、高潮等の浸水や土砂災害等のリスクを考慮するとともに、自家発電装置の整備（停電対策）を行い、災害に強い下水道の整備を図る。

これらの整備においては、下水道危機管理マニュアル作成の手引き（日本下水道協会）に基づく。

２　広域応援体制の整備

下水道施設の災害が発生した場合に迅速に対応できるよう広域応援体制の整備を推進する。

第９節　ガス、電力施設災害予防計画

第１款　高圧ガス災害予防計画

（実施主体：那覇産業保安監督事務所、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会）

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、国、県、市、公安委員会及び(一社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連携し、保安体制の強化、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に規定する基準の遵守が徹底されるよう必要な対策を講ずるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

１　高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

(1) 高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう当該施設を維持させ、保安の監督指導を行う。
(2) 高圧ガス製造所等については、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

２　高圧ガス消費者における保安対策

(1) (一社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安・啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。
(2) 消費者の保安に係る販売事業者の監督体制の強化を図る。

３　路上における指導取締の実施

高圧ガス運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締を実施する。

４　高圧ガス保安推進月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス保安推進防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

第２款　電力施設災害予防計画（実施主体：沖縄電力(株)離島カンパニー宮古支店）

沖縄電力㈱は、「災害予防計画（地震・津波編）　第２節　第１款の 11」に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、電力施設の安全性の確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害時等にも電力の安定供給を図る施設や体制等の整備を計画的に進める。
また、風水害の被害想定及び防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第 10 節　災害通信施設整備計画

第１款　通信施設災害予防計画

（実施主体：市[総務課、情報政策課]、県、沖縄総合事務局、医療機関、電気通信事業者）

市、県、医療機関、電気通信事業者は、災害時の通信の確保を図るため、通信施設に次の予防措置を講ずるなど、万全の措置を期するものとする。

１　災害通信施設の整備

市及び県は、「災害予防計画（地震・津波編）　第２節　第１款の 12」に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害等の危険性や暴風等を考慮した市防災情報システム等の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散及び代替施設の確保等を図り、大規模な風水害時等にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

２　救助・救急、医療及び消火活動に関する通信手段の確保等の計画

(1) 通信手段の確保

市、県及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。

(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備

市、県及び医療機関等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

３　通信事業者における予防計画

各通信事業者は、「災害予防計画（地震・津波編）　第２節　第１款の 12」に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮して、通信施設の安全性確保、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の確保等を図り、大規模な風水害時等にも重要通信を確保する施設や体制等の整備を計画的に進める。

また、風水害等の想定、防災訓練の結果等を踏まえて、防災業務計画を定期的に検証し、見直しを実施する。

第２款　通信・放送設備の優先利用等（実施主体：市[情報政策課]、県、関係機関）

市、県、通信事業者及び放送機関等は、「災害予防計画（地震・津波編）　第２節　第１款の 13」に定める地震・津波対策のほか、風水害を想定した通信設備及び放送設備の優先利用手続き等を整備しておく。

第 11 節　不発弾等災害予防計画

（実施主体：市[防災危機管理課]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局、自衛隊、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部）

不発弾の爆発等による災害の発生及び拡大を防止するため、不発弾等処理体制に万全を期し、関係機関の協力・連携による不発弾等の処理の円滑化を図るとともに、不発弾等の関係事業者及び市民一般に対し不発弾等に関する知識の普及徹底を図る。

１　不発弾の処理体制

不発弾等の処理は、概ね以下によるものとする。また、処理のながれを参考資料に示す。

参考資料3－27　不発弾処理業務の流れ

(1) 陸上で発見される不発弾等の処理

ア　発見者は、最寄りの交番又は宮古島警察署に通報し、宮古島警察署を通じて県警察本部に発見届出をする。

イ　県警察本部長は、発見届出の都度、陸上自衛隊第 15 旅団長（第 101 不発弾処理隊）に処理要請を行う。

ウ　第 101 不発弾処理隊は、必要に応じ現場調査を行い弾種及び発見場所の状況等を勘案して撤去計画を立てる。

エ　小型砲弾等比較的危険度が少なくて移動可能な弾種は、第 101 不発弾処理隊により回収し、一時保管庫へ搬入する。
オ　爆弾等危険度が高いものは、発見現場で信管離脱後、一時保管庫へ搬入する。
カ　信管離脱作業は危険を伴うため、以下の対策を講じた上で実施する。
(ｱ) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、避難計画等について協議するための処理対策会議を開催し、処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
　なお、関係機関は、責任分担覚書き等を交換し、任務責任等を明確にするものとする。
(ｲ) 避難範囲を定め、その区域への交通を規制し、地域住民を避難させる。
(ｳ) 副市長を本部長とする現地対策本部を設置する。
(2) 海中で発見される不発弾の処理
ア　海中で不発弾が発見されたときは、発見者から通報を受けた第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、県知事、市長又は港湾管理者等は、海上自衛隊沖縄基地隊司令に処理要請を行う。
イ　沖縄水中処分隊は現地調査を行い、関係機関と調整の上、撤去計画を立てる。
ウ　危険度が少なく移動可能なものは沖縄水中処分隊により回収撤去し、一時保管庫へ搬入する。
エ　危険度が高く移動困難なものは、現地対策本部を設置し、発見現場で爆破処理する。
オ　爆破処理作業は、非常に危険を伴うので、次の対策を講じた上で実施する。
(ｱ) 市は、関係機関と撤去日時、交通規制、通行船舶規制、避難計画等について協議するための処理計画について十分な調整を図り、周知徹底する。
(ｲ) 危険範囲を定め、その地域への船舶及び住民等の立ち入りを規制する。
(ｳ) 副市長を本部長とする現地対策本部を設置する。

２　関係機関の協力体制の確立

国、県、市その他関係機関等の協力体制を確立し、不発弾等の調査、探査及び発掘処理工事の安全かつ円滑な推進を図るものとする。

３　不発弾に関する防災知識の普及・啓発

(1) 市及び消防本部、不発弾磁気探査事業者等の関係機関は、県等が開催する講習会や研修に参加し、勉強会を通じて、不発弾の特性及び火薬類取締法等の関係法令に関する防災知識を習得する。
(2) 市民一般に対しても、不発弾の危険性について周知を図るため広報活動を行う。

第 12 節　火薬類災害予防計画

（実施主体：県、宮古島警察署、那覇産業保安監督事務所、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、(一社)沖縄県火薬類保安協会等）

火薬類による災害の発生を防止するため、国、県、市、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部及び(一社)沖縄県火薬類保安協会等は連携し、保安体制の強化及び火薬類取締法に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安教育の徹底を図るものとする。

１　火薬類製造所、貯蔵所及び消費場所等の保安対策

(1) 県は、火薬類製造所、貯蔵所の所有者、管理者及び占有者に対し、法令の規定する基準に適合するよう、当該施設を維持させ、保安の監督指導を行わせる。
(2) 県は、火薬類製造所、貯蔵所、消費場所に必要に応じて立入検査を実施し、保安体制の

強化を図る。

２　火薬類消費者の保安啓発

(1) 県は、火薬類消費者への保安講習会等を開催することにより、保安啓発を図る。
(2) 県は、火薬類消費先の保安指導を実施し、自主保安体制の強化を図る。

３　路上における指導取締の実施

県は、火薬類運搬車両の事故を防止するため、路上における指導取締りを実施する。

４　火薬類による危害予防週間の実施

県は、火薬類危害予防週間を通じ、火薬類の総合的な安全対策を推進する。

第 13 節　文化財災害予防計画

（実施主体：市[生涯学習振興課]、県教育委員会）

建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。また、史跡、名勝、天然記念物については、山火事による被害のおそれがある。

このほか、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、次により災害予防の徹底を図るものとする。

(1) 市教育委員会は、管内文化財の防災計画を策定し、平常時から宮古島警察署及び市（消防本部）機関と連携し、災害予防対策を実施する。
(2) 県は、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体の防災思想を普及・啓発する。
(3) 市及び県は、文化財の指定地内に居住する所有者に火気使用の制限を指導する。
(4) 市は、防災施設の必要な指定文化財について年次計画をもって防災施設の設置を促進する。
(5) 県は、市文化財担当職員講習会を開催して、防災措置について指導する。
(6) 暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行う。

参考資料2－5　市内文化財一覧表

第 14 節　農業災害予防計画

（実施主体：市[農政課、農村整備課]、県、沖縄総合事務局）

農業災害予防のため、農地農業用施設の保全及び防災営農の推進は、以下によるものとする。

１　ため池等整備事業

(1) 土砂崩壊防止工事

市及び県は、農地、農業用施設及び他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、土砂崩壊の危険性のある地域を中心に事業を推進する。

(2) 老朽ため池等整備工事

市及び県は、市内に所在するかんがい用水溜池で、老朽化等により豪雨時に破堤し、多大な被害を招くおそれのある溜池等については、緊急度の高いものから順次補修事業を実施するほか、統廃合の検討を行う。

２　農地保全整備事業

市及び県は、降雨によって浸食を受けやすい農地の浸食・崩壊を未然に防ぐための事業を推進する。

３　防災営農の確立

(1) 指導体制の確立

市及び県は、本市の農業に影響を与える各種災害を回避・克服して、農業生産力及び農業所得の向上を図るため、関係機関、団体の統一的な指導体制の確立を図る。

ア　指導組織の統一及び指導力の強化

県は、宮古農林水産振興センターへの指導・調整の強化と、関係諸機関との連携及び指導体制の強化を図る。

また、市及び県は、各種の防災研修を強化し、指導力の向上を図る。

イ　防災施設の拡充

市及び県は、各種の防災実証展示施設の充実により、防災対策の普及・啓発を図る。

(2) 営農方式の確立

市及び県は、本市の農業の当面する諸問題に積極的に対応しつつ、亜熱帯農業における防災営農技術の確立を図る。

また、県の試験研究機関にあっては、病害虫、風水害に強い抵抗性品種の育成及び栽培技術による防災営農の確立に努める。

第 15 節　食料等供給計画

（実施主体：市[防災危機管理課]、県、企業局、県病院事業局、沖縄総合事務局、日本赤十字社、関係機関）

市及び県は、食料等供給計画については「災害予防計画（地震・津波編）　第４節　第２款の(2)」に定める地震・津波対策のほか、高潮等の浸水、土砂災害や暴風等の危険性を考慮した備蓄を行い、大規模な風水害等の直後にも避難者等の食料、飲料水、生活必需品を供給する体制を確保する。

第 16 節　気象観測体制の整備計画

（実施主体：県、沖縄総合事務局、宮古島地方気象台、関係機関）

風水害等による被害を未然に防止し、あるいは軽減するため、雨量・水位等の気象観測施設の整備を行う必要がある。

このため、観測施設を有する機関は、当該施設及び観測体制の整備を推進するとともにこれらの施設による観測資料の活用・提供等に積極的に協力するものとする。

１　宮古島地方気象台における気象業務体制の整備

宮古島地方気象台は、気象庁防災業務計画に基づき、気象、高潮、高波、地震・津波及び火山現象等の災害に関する気象業務体制の整備及び充実を図る。

(1) 観測施設の整備充実

宮古島地方気象台は、宮古島市周辺域の降雨状況等を監視するため、雨量計や潮位観測施設などを適切に整備配置し、関係行政機関、市及び県等と協力して観測体制の充実に努める。

(2) 観測資料等のデーターベースの構築
宮古島地方気象台は、災害発生時等において、防災気象情報を補完するための観測資料等を防災機関等へ適時・適切に提供できるよう、過去の観測資料等を収集・整理しデーターベース化を図る。
また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市や市民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

２　主要関係機関における気象観測体制の整備

市、県及び関係機関における観測施設の整備は年々充実しているが、これらの機関においては現有施設の十分な活用を行うとともに、雨量計（自記、テレメーター等）及び水位計（自記、テレメーター等）の整備充実を図る。
また、風水害等の警戒避難に必要な観測情報を、リアルタイムに市や市民等に提供する体制やシステムの整備を推進する。

第 17 節　水防、消防及び救助施設等整備計画

（実施主体：市[消防本部]、県、船舶関係者、石油等危険物取扱者）

水防、消防及び救助施設等の現況、管理及びその整備は次によるものとする。

１　水防施設等

水防法の規定により、県及び水防管理団体は、市内における水防を十分に果す責任を有し、水災の防御及びこれに因る被害を軽減するため、必要に応じて水防倉庫及び水防機材等の水防施設を整備するものとする。

２　消防施設等

消防施設等については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）、消防水利の基準（昭和 39 年消防庁告示第 7 号）及び関係法令等に基づいて整備拡充する。
市は、国庫補助対象施設以外の施設等について、県費補助支援を要請し、必要施設の整備を行う。

３　流出危険物防除資機材

石油類等の大量流出事故が発生した場合に迅速に処理対応できるよう事前に市、県、船舶関係者及び製油所及び油槽所等の石油等危険物取扱者は、大量に流失した危険物による災害の拡大防止等に必要な、以下の資機材等の整備を図る。
(1) 流出危険物の災害防止に必要なオイルフェンス、むしろ、応急木材、作業船等
(2) 流出危険物の回収及び処理に必要な油処理剤、油吸着剤並びに吸引ポンプ、バージ等
(3) 流出危険物から火災が発生した場合の消防活動に必要な化学消防車、化学消火剤及び消火器具等
(4) 流出危険物による災害の拡大防止に必要なガス検知機及び通信機器等

第 18 節　避難誘導等計画

（実施主体：市[防災危機管理課、教育総務課、福祉部、市民生活課、観光商工課]、県、関係機関）

危険な建物、地域から安全な場所に市民や旅行者等を避難させるため、避難誘導、収容に

関する対策を、市、県、社会福祉施設、学校及び不特定多数の者が出入りする施設等において、それぞれ確立していくこととする。

１　避難体制の整備

(1) 避難体制の再点検

ア　市立社会福祉施設、市立幼稚園・小・中学校、その他市管理施設における避難体制の再点検

イ　社会福祉法人、学校法人、観光施設・ホテル・旅館経営者、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者等に対する避難体制の再点検の指導

(2) 避難所等の整備及び周知徹底

ア　避難所の選定

イ　避難所の開設及び運営方法の確立

ウ　避難所の安全確保

エ　住民への周知

オ　警報、避難情報等の伝達内容・手段、避難誘導体制の整備

カ　避難の勧告等の基準の設定

キ　高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成

ク　避難経路の点検及びマップの作成

ケ　避難心得の周知（携帯品、その他心得）

(3) 社会福祉施設、病院、学校、観光・宿泊施設、不特定多数の者が出入りする施設等の管理者の実施すべき対策

ア　避難計画の作成

イ　避難誘導体制の整備

２　避難場所の整備等

(1) 避難所の指定、整備

市は、災害時の避難に備え、以下により避難所の整備をしておくものとする。

ア　避難所は、公立の学校、公民館、旅館等とし、できるだけ炊き出し可能な既存建物を使用するものとする。

イ　避難所として使用する建物については、バリアフリー設備を確保するとともに定期的にその現況を調査するものとする。

ウ　避難場所の選定にあたっては、高潮等の浸水予測、土砂災害警戒区域・危険箇所等を考慮するものとする。

エ　避難所に適する施設がないところについては、簡易宿泊施設及び天幕を設置する場所を選定しておくものとする。

オ　市内に適当な場所がない場合は、県及び関係者と協議して避難所の予定施設又は場所を定めるものとする。

カ　避難所の予定施設又は場所については、あらかじめ土地、建物、所有者又は管理者の了解を得ておくものとする。

キ　避難所の予定施設となっている学校について、太陽光発電設備が整備されている場合は、災害時の非常用電源としての機能強化を図る。

(2) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

ア　市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないものとする。

イ　市長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならないものとする。

ウ　市長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

参考資料2－1　避難所・避難場所・福祉避難所一覧

第 19 節　交通確保・緊急輸送計画

（実施主体：市[市民生活課、道路建設課]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局）

交通確保・緊急輸送計画は、「災害予防計画（地震・津波編）　第４節　第２款の(4)」に定める地震・津波対策のほか、市、県及び関係機関は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等による道路施設の被害を想定した交通の安全、緊急車両の通行を確保する体制を整備し、大規模な風水害等の際にも、交通の安全や緊急輸送を確保する。

各道路管理者は、道路の浸水や土砂崩れ等を速やかに把握するため、監視・観測装置、パトロール体制、道路管理者間相互及び警察等とのリアルタイムな情報共有体制を整備する。

第 20 節　要配慮者安全確保体制整備計画

（実施主体：市[福祉部]、県、沖縄総合事務局）

「災害予防計画（地震・津波編）　第４節　第５款」に定める対策のほか、市、県及び関係機関は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する高齢者、障がい者等の避難支援体制を整備し、風水害時等にも要配慮者の安全を確保する。

特に、高潮等の浸水予測範囲や土砂災害等の災害危険箇所については、水防法や土砂災害防止法等に基づいて、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達に関する事項、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を明記し、危険箇所内の要配慮者の円滑な避難体制の整備を徹底する。

第 21 節　台風・大雨等の防災知識普及計画

（実施主体：市[防災危機管理課、消防本部]、県、宮古島地方気象台）

「災害予防計画（地震・津波編）　第３節　第２款」に定める対策のほか、市、県及び関係機関は、台風や大雨、火災等に対する教訓、訓練、広報を充実・強化し、風水害等への市民等の防災意識や対応力の維持・向上を図る。

過去に本市に甚大な被害をもたらした台風の教訓を再認識し、災害の教訓を風化させないことが重要である。

被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るよう努める。

また、水害･土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用や防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携による高齢者の避難行動に対する理解の促進を進める。

さらに、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できる

ような取組を推進する。

1　台風教育

(1) 講演会

市、県及び気象台は、防災気象講演会やお天気教室等を定期的に開催し、市民向けの台風や大雨等の気象災害の知識を普及する。

気象台は、県や市その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及するものとする。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民のとるべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

(2) 防災教育

市及び県は、幼稚園、小・中学校、高等学校の学校教育等において、台風・大雨等の災害の基礎知識や避難行動等についての防災教育を徹底することや、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(3) 災害教訓の伝承

ア　台風災害の蓄積と公開

市及び県は、市内の過去の大規模な台風災害に関する資料、文献及び映像等をライブラリー化し、市民への災害記録や教訓等の周知に努める。また、災害発生箇所の保存やモニュメント等の設置に努める。

イ　台風災害の経験・教訓等の伝承

市及び県は、過去の大規模台風災害等の検証や記念事業（シンポジウム、現地歩き、展示会、被災者の語り部等）を定期的に実施し、災害等の教訓を後世に伝える。

2　消防・防火教育

(1) 消防教育

消防教育は、消防職員・消防団員等に対して消防学校で行う専門教育、市において実施する一般教育及び施設管理者等の資質向上を図るため市消防本部が実施する防火管理者講習会等とする。

ア　専門教育

(ｱ) 消防職員教育

・初任教育

新規採用職員及び未教育職員に対し消防職員として必要な基礎的教育を行う。

・専科教育

現任の消防職員に対し特定の分野に関する専門的教育を行う。

・幹部教育

幹部及び幹部昇任予定者に対し消防幹部として一般的に必要な教育を行う。

(ｲ) 消防団員の教育

・基礎教育

消防団員として、必要な基礎的教育を行う。

・幹部教育

主として、班長以上の階級にある者を対象に、消防団幹部として必要な一般的知識と技能を行う。

・特別教育

特別の知識技能を修得させるため、必要な教育を行う。

(ｳ) その他の教育（１日）

消防学校長が必要と認めた場合に行う。

イ　一般教育

一般教育は、各市町村において、消防職員及び消防団員ごとに、それぞれ所要の教育

計画を定めて実施するものとする。

(2) 防火講習会等

ア　防火管理者講習

防火管理に関する知識の普及・啓発を図るため、法令に基づき新規講習を年１回以上実施するとともに、防火管理体制の強化拡充を図るものとする。

イ　火災防御検討会

特異火災の発生に備えて火災防御検討会を開催して、防御活動及び予防対策に万全を期するものとする。

(3) 防火知識の普及

「火災予防週間」等において各関係機関の協力を得て、防火知識の普及・啓発を図るものとする。

３　台風時の孤立化等対策

台風時には航空機や船舶等が欠航し、本市への食料、物資等の流通も停止することがある。このため台風接近に備え、市民や事業者等が十分な食料や生活必需品等を事前に確保するよう啓発を行う。

また、平常時から大規模災害による長時間の孤立を想定し、受援までの間、各離島内での防災対策による自活体制を構築する必要性について認識し、各家庭や事業所での食料・水・被服・寝具等の生活必需品等について１週間分以上の備蓄を促進する。

第 22 節　防災訓練計画

（実施主体：市[防災危機管理課、消防本部]、県、関係機関）

風水害等を想定した防災活動要領の習熟、防災関係機関の連携の強化、防災意識の高揚及び技術の習得等のため、市、県及び関係機関は、防災訓練を実施する。

訓練実施にあたっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、市において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、女性の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

１　総合防災訓練

市は、県と連携の下、広域的な台風・大雨等の被害を想定した総合防災訓練を実施し、防災関係者及び市民に風水害への心構えと防災活動を認識、修得させるとともに、防災関係機関の協力体制の確立強化を図るものとする。

なお、実施時期や実施場所等については、「災害予防計画（地震・津波編）第３節第１款」によるものとする。

２　各種防災訓練

(1) 消防訓練

消防活動技術の向上を図るため、消防ポンプ操法大会等を実施する。

(2) 非常通信訓練

沖縄地方非常通信協議会は、災害が発生した場合、非常通信が十分な効果を発揮できるように、協議会において計画する非常通信訓練計画に基づき訓練を実施する。

(3) 職員参集訓練

市は、非常配備体制を確保するため、職員の参集訓練を実施する。

参集にあたっては、交通機関、交通用具の使用を制限または禁止し、勤務時間内外の条件を加えた訓練を実施する。

第 23 節　自主防災組織育成計画

（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

「災害予防計画（地震・津波編）　第３節　第３款」に定める地震・津波対策のほか、市、県及び関係機関は、高潮等の浸水、土砂災害、暴風等に対する自主防災組織等の活動体制を整備し、風水害への地域防災力を確保する。

特に、高潮等の浸水予測範囲や土砂災害警戒区域等の災害危険箇所については、危険箇所内の避難誘導や避難行動要支援者等の避難支援を円滑に行えるように自主防災組織等の協力体制の整備を促進する。

また、地域防災のリーダーとして自主防災組織の核となる人材の養成や、消防団員の候補者となりうる住民や企業就業者への研修を行い、市内の自主防災組織の組織化や、消防団員の確保に努める。

第 24 節　災害ボランティア計画

（実施主体：県、市[福祉政策課]、宮古島市社会福祉協議会）

「災害予防計画（地震・津波編）　第４節　第４款」に定める地震・津波対策のほか、市、県及び関係機関は、大規模な風水害等が発生した場合に県内外から駆けつける災害ボランティアが活躍できる環境を整備し、災害ボランティアとの協力体制を確保する。

特に風水害時には、建物内に堆積した泥の排除等、各家庭の清掃等への協力要請が多数想定され、これらの活動が円滑に行えるように必要な資機材等の調達体制等を確保しておく。

第 25 節　道路・航空機事故災害予防計画

（実施主体：市[空港課、消防本部]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局）

１　道路事故災害予防

(1) 危険箇所の点検・補修

道路管理者は、道路構造物や沿道斜面等を定期的に点検・調査し、異常箇所の補修・改良、危険箇所の防災対策を行う。

(2) 体制・資機材の整備等

道路管理者及び宮古島警察署は、大規模事故発生時の情報収集・伝達、交通規制、復旧等を速やかに行うため、情報の連絡、提供体制、対策資機材等の整備に努める。

2　航空機事故災害予防

(1) 対策資機材等の整備

空港管理者及び航空運送事業者等は、空港及び周辺での航空機事故発災時における消火、救難、救助・救急及び医療活動等必要な施設や資機材等の整備及び備蓄に努める。

(2) 協力・応援体制の整備

空港管理者、警察及び市等は、航空機の墜落等の事故が発生した場合の情報連絡、消防、救助、避難誘導等の協力体制を整備しておく。

(3) 防災訓練

空港管理者及び関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第 26 節　海上災害予防計画

（実施主体：市［消防本部］、県、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、沖縄総合事務局）

1　航行の安全確保等

(1) 海上における船舶の航行に危険が予想される場合は、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部等と協力して、港内や狭水道など船舶の輻輳する海域における航行管制及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

また、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(2) 沖縄総合事務局は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律により、一定規模以上の船舶やけい留施設の管理者・保管施設の設置者に対し、「油濁防止緊急措置手引書」及び「有害液体汚染防止緊急措置手引書」の作成、備え置き等を指導する。

2　災害応急対策への備え

(1) 情報連絡体制の整備

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、沖縄総合事務局、市及び県は、大規模海難や油等流出事故が発生した場合に、沿岸の住民、事業者、漁業協同組合及び港湾・漁港管理者及び船舶等に緊急情報を収集・伝達する体制を確立しておく。

(2) 消防、救助体制の整備

警察及び市は、海上捜索活動を実施できる船舶等の整備に努める。また、市及び消防機関は、消防艇等の消防用機械・資機材等の整備に努めるとともに、海水等を消防水利として活用する施設の整備に努める。

(3) 油防除作業体制の整備

市及び県等は、迅速かつ的確な油防除ができるように、油防除マニュアルの作成や防除資機材の整備に努める。

(4) 訓練等

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、沖縄総合事務局、市及び県等は、大規模な海難事故や油の大量流出事故等を想定して、海上消火、海難救助及び流出油防除等の訓練を実施するとともに、海難事故や油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

また、クルーズ客船の事故を想定した消火、救助、救急、避難収容等の訓練を実施する。

第３部　災害応急対策計画

第１章　災害応急対策計画（地震・津波編）
第２章　災害応急対策計画（風水害等編）
第３章　災害応急対策計画（共通編）

第１章　災害応急対策計画（地震・津波編）

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第１章災害応急対策計画（地震・津波編）では、地震・津波防災に関する組織、地震情報・津波警報等の伝達を記載し、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等については、第３章災害応急対策計画（共通編）で記載する。

第１節　組織計画

１　宮古島市災害対策本部

宮古島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織等は、「宮古島市災害対策本部条例（平成 17 年 10 月 1 日）」、「宮古島市災害対策本部運営要綱」及び本計画の定めるところによるものとする。

参考資料 4－4　宮古島市災害対策本部条例

(1) 災害対策本部長

ア　災害対策基本法第23条及び宮古島市災害対策本部条例の規定に基づき市災害対策本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

イ　本部に災害対策本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

ウ　本部長が出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意志決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意志決定を行うものとする。この場合において、代理で意志決定を行った者は、速やかに以下に示す所定の決定権者に報告し、その承認を得るものとする。

１：市長 → ２：副市長 → ３：教育長 →４：総務部長 → ５：消防長

(2) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

ア　気象庁が宮古島市の全域又は一部の地域で震度５弱以上が観測された旨発表したとき。
（災害対策本部の自動設置発令）

イ　気象庁が宮古島・八重山地方に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく津波警報又は大津波警報を発表したとき。
（災害対策本部の自動設置発令）

ウ　地震又は津波により、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。

エ　市域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する地震又は津波災害が発生したとき。

(3) 災害対策本部の組織

ア　災害対策本部の組織編成及び所掌事務は、参考資料の資料３－１及び３－２のとおりとする。ただし、必要に応じてこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

イ　本部事務局は次のとおりとする。

本部事務局の構成

部	班
総務対策部	本部班、総務班、財政班、総務協力班
企画政策対策部	企画班、秘書広報班、情報政策班、企画協力班
支援対策部	本部支援班

ウ　各部から本部連絡員を本部事務局に派遣する。また、必要に応じて関係機関から本部派遣員を求める。本部連絡員は、所属の部の災害情報、被害状況及び応急対策の状況等をとりまとめ、本部事務局を通じて本部長に報告し、必要に応じて本部長の指令を所属の部に伝達する事務等を行う。

参考資料３－１　宮古島市災害対策本部組織図

参考資料３－２　宮古島市災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構

(4) 災害対策本部会議の開催

本部長（市長）は、本部を設置したときには、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部員室に参集する。本部会議の開催場所、報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

ア　本部会議の構成

災害対策本部会議の構成は、次のとおりとする。

本部会議の構成

本 部 長	市長
副本部長	副市長、教育長
本 部 員	副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、観光商工部長、振興開発プロジェクト局長、福祉部長、生活環境部長、農林水産部長、建設部長、教育部長、生涯学習部長、消防長、上下水道部長、伊良部支所長、議会事務局長、会計管理者

イ　本部会議の開催場所

本部会議の開催場所は原則として宮古島市役所平良庁舎（３階会議室）とする。

なお、平良庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、次の施設から使用可能な場所に設置する。

１：消防本部庁舎 → ２：上野庁舎 → ３：城辺庁舎

ウ　報告・協議事項等

・各部の配備体制に関すること。
・緊急措置事項に関すること。
・被害状況に関すること。
・応急対策に関すること。

エ　主な協議事項

・本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
・自衛隊、沖縄県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること。
・避難勧告等の発令、警戒区域の指定に関すること。
・災害救助法の適用に関すること。
・激甚災害の指定に関すること。
・市民向け緊急声明の発表に関すること。
・応急対策に要する予算及び資金に関すること。

・国、県等への要望及び陳情等に関すること。
・その他災害対策の重要事項に関すること。

(5)　災害対策本部の設置に至らない場合の措置

ア　災害警戒本部の設置

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するまでには至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置し、災害警戒体制をとるものとする。

イ　災害警戒本部の設置基準は、以下のとおりとする。

(ｱ) 気象庁が宮古島市の全域又は一部の地域で震度４が観測した旨発表したとき。（災害警戒本部の自動設置発令）

(ｲ) 気象庁が宮古島・八重山地方に気象業務法に基づく津波注意報を発表し、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。

(ｳ) 強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで、津波災害に備え避難の必要を認めるとき。

(ｴ) 地震又は津波により、市の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。

(ｵ) 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要があるとき。

ウ　災害警戒準備体制

災害警戒本部の設置前における初動体制、又は、災害警戒本部の設置に至らない規模の災害の発生及び発生が予想される場合に、防災担当者（防災危機管理課職員・消防本部）による災害警戒準備体制をとる。

(ｱ) 気象庁が宮古島・八重山地方に気象業務法に基づく津波注意報を発表したとき。

(ｲ) 津波のおそれがあると判断し、警戒を要するとき。

２　災害時の市職員の配備

(1) 夜間及び休日等における配備

各班の配備編成計画により参集が必要な市職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

(2) 災害時の職員配備基準及び体制の流れ

災害時の職員配備の流れとその判断基準は以下のとおりである。

災害時の職員配備体制の流れ

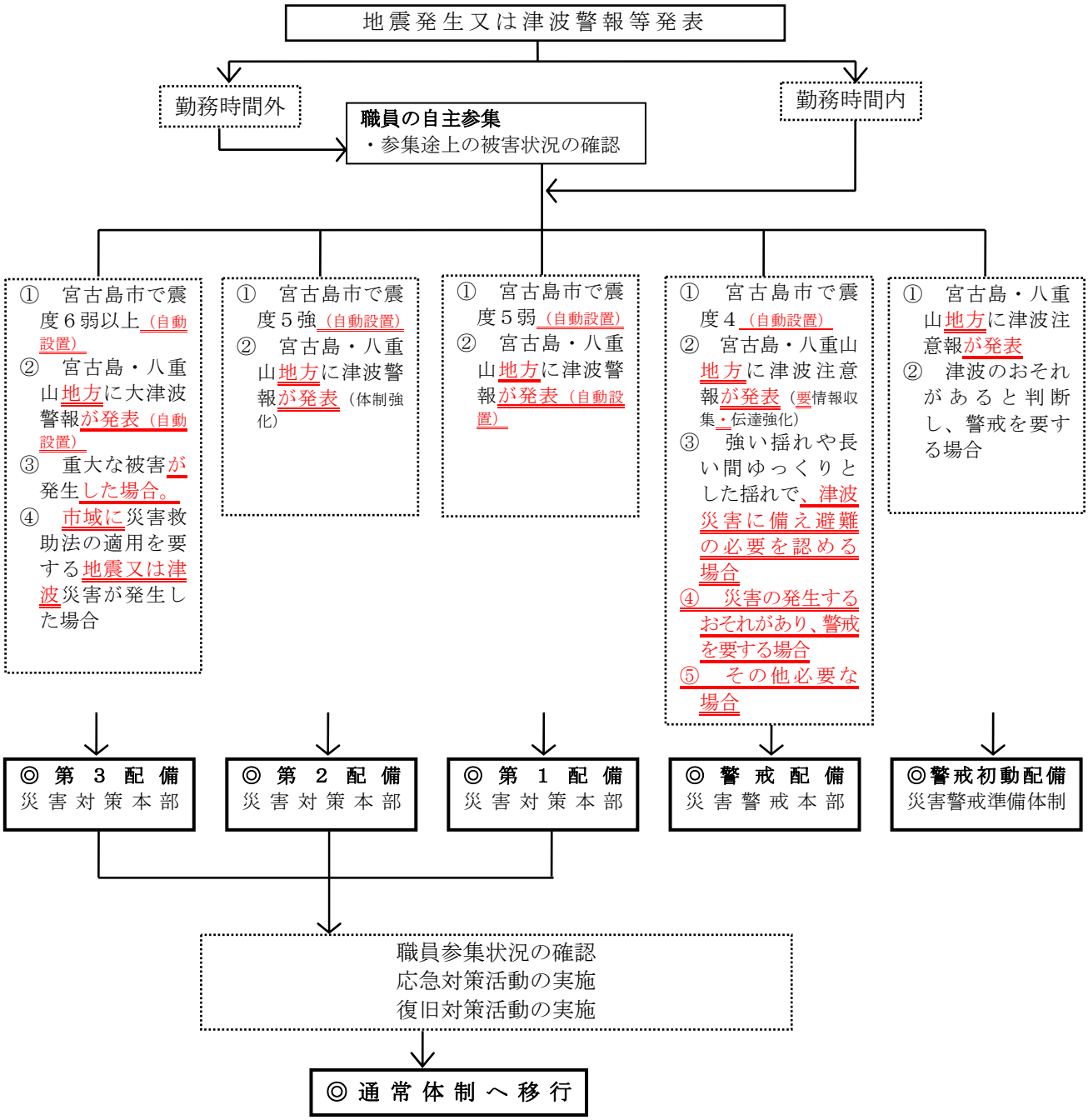

宮古島市地震・津波災害時の職員配備体制基準表

配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
警戒初動配備 （災害警戒準備体制）	○気象庁が宮古島・八重山地方に津波注意報を発表した場合 ○津波のおそれがあると判断し、警戒を要する場合	1　各部・班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく 2　その他の職員は待機の体制をとる
警戒配備 （災害警戒本部）	○気象庁が宮古島市の全域又は一部の地域で震度４が観測された旨発表した場合 ○気象庁が宮古島・八重山地方に津波注意報を発表し、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 ○強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで津波災害に備え、避難の必要を認める場合 ○地震又は津波により、市の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合 ○災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため、警戒体制をとる必要がある場合	1　各部・班の警戒本部要員は配置につく 2　その他の職員は待機の体制をとる
第　1　配　備 （災害対策本部） 《情報収集伝達体制》	○気象庁が宮古島市の全域又は一部の地域で震度５弱が観測された旨発表した場合 ○気象庁が宮古島・八重山地方に津波警報を発表した場合	1　情報の収集・伝達の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第　2　配　備 （災害対策本部） 《応急活動体制》	○気象庁が宮古島市の全域又は一部の地域で震度５強が観測された旨発表した場合 ○気象庁が宮古島・八重山地方に津波警報を発表し、体制等を特に強化して対処する必要がある場合	1　災害応急活動の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第　3　配　備 （災害対策本部） 《非常体制》	○気象庁が宮古島市の全域又は一部の地域で震度６弱以上が観測された旨発表した場合 ○気象庁が宮古島・八重山地方に大津波警報を発表した場合 ○地震又は津波により、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生した場合 ○市の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用を要する地震又は津波災害が発生した場合	1　全職員が配置につく

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

参考資料３－３　配備体制・担当
参考資料５－１　気象庁震度階級関連解説表
参考資料７－１　災害対策配備要員名簿（様式）
参考資料７－２　災害対策配備要員報告書（様式）

(3)　災害対策本部を設置したときの通知及び公表
災害対策本部を設置したときは、以下の要領で通知、公表するものとする。

通知先又は公表先	担 当 部 班	通知又は公表方法
県	総務部本部班	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク又は電話、ＦＡＸで通知
本部構成員	総務部本部班	庁内電話その他庁内ＬＡＮ等迅速な方法で通知
各部班	総務部総務班	庁内電話その他庁内ＬＡＮ等迅速な方法で通知
関係機関	企画政策部 秘書広報班	電話、ＦＡＸで通知
市民	総務部本部班	報道機関を通じて公表

3　災害対策本部の廃止

災害対策本部は、以下の場合に廃止するものとする。

ア　予想された災害の危険が解消したと認められたとき。

イ　災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるとき。

なお、災害対策本部を廃止したときは、２(3)の要領により通知するものとする。

4　国・県の災害現地対策本部との連携

市は、国・県の災害現地対策本部が設置されたときは、災害現地対策本部と連携して、災害応急対策を実施することとする。

5　防災関係機関の協力体制

本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は市内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連絡協力を図り応急対策の実施に努めるものとする。

また、市は防災関係機関の長に対し、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を市の災害対策本部への派遣要請を行うものとする。

6　災害応急対策に従事する者の安全の確保

市災害対策本部長（市長）は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施しなければならないものとする。

7　本部の暫定的運営

勤務時間外に災害が発生した場合、直後は多くの職員参集が見込めない状況が想定されるため、所定の職員が揃い災害対策本部が本格稼働するまで、暫定的な体制で優先度の高い災害対策業務から活動を開始する。

この暫定的な初動体制時の指揮命令権者は、原則、市長とするが、市長が登庁するまでの間は、参集できた者のうち最上席者の者を長とし、本部設置までの統括を行う。なお、活動中において上席の者が参集した場合には、指揮命令権者を上席の者に引き継ぐ。

職員の参集人数が増加し、各対策部・班での活動が可能となってきた時点で、災害対策本部による災害対策活動に移行する。

8　宮古島市災害等支援対策室

本市以外の市区町村で大規模な地震が発生し、支援が必要と認められるとき、宮古島市

災害等支援対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

(1) 対策室の組織

対策室の長は、総務部に属する管理職の中から市長が指名する。

対策室の室員は、総務部防災危機管理課、福祉部福祉政策課、建設部建築課、生活環境部地域振興課、伊良部支所、教育部学校教育課に所属する長が指名する職員とする。

対策室の庶務は、総務部総務課が行う。

(2) 所掌事務

対策室の所掌事務は、次のとおりとする。

ア　支援物資の受け入れ及び被災地への搬送に関すること。

イ　被災者の受け入れ及び生活福祉に関すること。

ウ　被災児童・生徒の教育支援に関すること。

エ　その他、被災地支援に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(3) 対策室の廃止

市長は、対策室を存続させる必要がなくなったと認められるときは対策室を廃止する。

第２節　地震情報・津波警報等の伝達計画

１　緊急地震速報

気象庁は、最大震度５弱以上の揺れが予想された場合に、震度４以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。気象庁は、緊急地震速報を日本放送協会（NHK）に伝達する。また、緊急地震速報は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による防災行政無線等を通して住民に伝達される。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

※震度６弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。

２　地震情報等の種類及び発表基準

気象庁は、次の地震情報を発表する。

(1) 震度速報

地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報する。

(2) 震源に関する情報

震度３以上の地震が観測されたとき、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表する。（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない。）

(3) 震度・震源に関する情報

震度３以上の地震が観測されたとき等に、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表する。

震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(4) 各地の震度に関する情報

震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

(5) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について、マグニチュード 7.0 以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で大規模な地震を観測した場合、地震の発生時刻、発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、津波の影響に関して、概ね 30 分以内に発表する。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

(6) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合、その震度１以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(7) 推計震度分布図

震度５弱以上が観測されたとき、各地の震度をもとに１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表する。

※地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び沖縄気象台・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度４以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料

・管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・沖縄気象台・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

３　津波警報等の種類及び発表基準

気象庁は、地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報を発表する。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報、又は津波注意報（以下「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ 15 分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した津波警報等（更新報）を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想高さ） 10m（５ｍ＜予想高さ≦10m） ５ｍ（３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ（１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ（0.2m≦予想高さ≦１ｍ）	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大規模な地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2)　津波情報

津波警報等を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表する。

津波情報の種類と発表内容

種　　類	内　　容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを５段階の数値（メートル単位）または２種類の定性的表現で発表。〔発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」を参照〕
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。

種　　類	内　　容
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞１ｍ	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１ｍ	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができている他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１ｍ	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１ｍ	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべて数値で発表）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

津波情報の留意事項等

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	内　　容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(4) 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分かれている。そのうち、宮古島市が属する津波予報区は、「宮古島・八重山地方」でその区域は「沖縄県（宮古島市、石垣市、宮古郡、八重山郡に限る。）」である。

また、津波警報及び津波注意報の標識は、以下のとおりである。

津波警報・注意報の標識

標識の種類	サイレン音	備　考
大津波警報	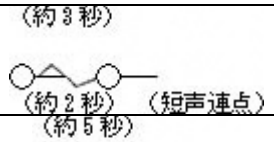	
津波警報		
津波注意報		
津波注意報及び津波警報解除		

（注）吹鳴の反復は適宜とする。

４　津波警報等の伝達

地震情報及び津波警報等の伝達系統は、次の頁の図のとおりである。

情報の発表を知り得た市、防災関係機関、団体等は、あらかじめ地域防災計画又は避難計画等に定められた方法により住民、観光客、従業員等に伝達する。また、気象業務法の特別警報に該当する震度緊急地震速報（震度６弱以上に限る。）及び大津波警報の場合については、市防災情報システム等を活用して直ちに市民等へ伝達する。

なお、津波警報等の解除はこの系統図の伝達体制に準ずる。

５　近地地震津波に対する自衛処置（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

市長は、気象庁の発表する津波警報・注意報によるほか、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、又は異常な海象を知った場合は、警察、消防機関等に連絡するとともに、市防災情報システムや広報車を用いて、沿岸住民に対し海岸から退避するよう勧告・指示するものとする。

また、警察、消防機関等の協力を得て、海岸からの退避を広報するとともに、潮位の監視等の警戒体制をとるものとする。

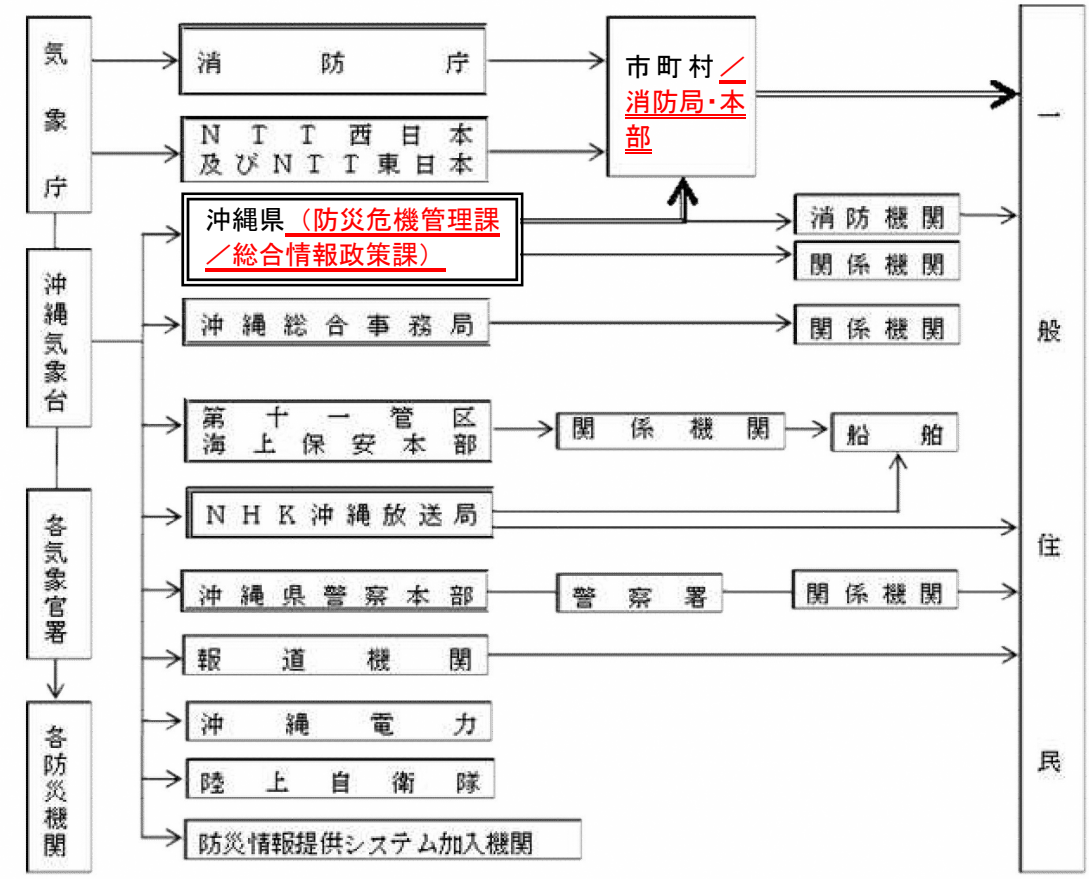

※　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号による伝達機関
※　二重線の経路は、気象業務法第 15 条によって特別警報の通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

地震情報及び津波警報等の伝達系統図

第２章　災害応急対策計画（風水害等編）

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

第２章災害応急対策計画（風水害等編）では、防災に関する組織、気象警報等の伝達を記載し、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等については、第３章災害応急対策計画（共通編）で記載する。

第１節　組織計画

１　宮古島市災害対策本部

宮古島市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織等は、「宮古島市災害対策本部条例（平成 17 年 10 月 1 日）」、「宮古島市災害対策本部運営要綱」及び本計画の定めるところによるものとする。

参考資料 4－4　宮古島市災害対策本部条例

(1) 災害対策本部長

ア　災害対策基本法第23条及び宮古島市災害対策本部条例の規定に基づき災害対策本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。

イ　本部に災害対策本部会議をおき、本部長、副本部長、災害対策本部の各部長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを招集する。

ウ　本部長が出張等による不在又は連絡不能で特に緊急の意志決定をする場合においては、下記の順位により所定の決定権に代わって意志決定を行うものとする。この場合において、代理で意志決定を行った者は、速やかに以下に示す所定の決定権者に報告し、その承認を得るものとする。

１：市長 → ２：副市長 → ３：教育長 → ４：総務部長 → ５：消防長

(2) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、次に掲げる場合に設置するものとする。

ア　市の全域又は一部の地域に、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風、大雨、又は高潮等の警報が発表され、かつ重大な災害が発生するおそれがあるとき。

イ　暴風、大雨その他の異常な自然現象により、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき。

ウ　大規模な火事、爆発その他これらに類する事故により、市の全域又は一部の地域に重大な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

エ　市の全域又は一部の地域に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を要する災害が発生したとき。

オ　上記のほか、市の全域又は一部の地域に発生した災害に対し特に強力かつ総合的な災害予防及び災害応急対策の実施を必要とするとき。

(3) 災害対策本部の組織

ア　災害対策本部の組織編成及び所掌事務は、参考資料の資料３－１及び３－２のとおりとする。「宮古島市災害対策本部等」の所掌事務及び組織機構によるものとする。ただし、必要に応じ

てこれと異なった組織体制をとることができるものとする。

イ　本部事務局は次のとおりとする。

本部事務局の構成

部	班
総務対策部	本部班、総務班、財政班、総務協力班
企画政策対策部	企画班、秘書広報班、情報政策班、企画協力班
支援対策部	本部支援班

ウ　各部から本部連絡員を本部事務局に派遣する。また、必要に応じて関係機関から本部派遣員を求める。本部連絡員は、所属の部の災害情報、被害状況及び応急対策の状況等をとりまとめ、本部事務局を通じて本部長に報告し、必要に応じて本部長の指令を所属の部に伝達する事務等を行う。

参考資料３－１　宮古島市災害対策本部組織図

参考資料３－２　宮古島市災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構

(4) 災害対策本部会議の開催

本部長（市長）は本部を設置したときには、速やかに本部会議を開催し、副本部長及び本部員は直ちに本部員室に参集する。本部会議の開催場所、報告・協議事項は、その都度災害の状況に応じて本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

ア　本部会議の構成

災害対策本部会議の構成は、次のとおりとする。

本部会議の構成

本 部 長	市長
副本部長	副市長、教育長
本 部 員	副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、観光商工部長、振興開発プロジェクト局長、福祉部長、生活環境部長、農林水産部長、建設部長、教育部長、生涯学習部長、消防長、上下水道部長、伊良部支所長、議会事務局長、会計管理者

イ　本部会議の開催場所

本部会議の開催場所は原則として宮古島市役所平良庁舎（３階会議室）とする。

なお、平良庁舎が大規模地震等の影響を受け使用できない場合は、次の施設から使用可能な場所に設置する。

１：消防本部庁舎 → ２：上野庁舎 → ３：城辺庁舎

ウ　報告・協議事項等

・各部の配備体制に関すること。
・緊急措置事項に関すること。
・被害状況に関すること。
・応急対策に関すること。

エ　主な協議事項

・本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
・自衛隊、沖縄県、他市町村及び公共機関への応援要請に関すること。
・避難勧告等の発令、警戒区域の指定に関すること。

・災害救助法の適用に関すること。
・激甚災害の指定に関すること。
・市民向け緊急声明の発表に関すること。
・応急対策に要する予算及び資金に関すること。
・国、県等への要望及び陳情等に関すること。
・その他災害対策の重要事項に関すること。

(4) 災害対策本部設置に至らない場合の措置

ア　災害警戒本部の設置

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置し、災害警戒体制をとるものとする。

イ　災害警戒本部の設置基準は以下のとおりとする。

(ｱ) 市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく暴風、大雨又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要があるとき。

(ｲ) 暴風、豪雨その他の異常な自然現象により市の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要するとき。

(ｳ) 上記のほか、災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のあるとき。

ウ　災害警戒準備体制

気象台から強風、大雨及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、防災担当者（防災危機管理課職員・消防本部）による災害警戒準備体制をとるものとする。

(ｱ) 市の全域又は一部の地域に気象業務法に基づく強風、大雨又は高潮等の注意報が発表されるなど、災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕があるとき。

参考資料３－４　風水害時の警戒準備体制
参考資料３－５　風水害時の災害警戒対策要員

２　災害時の市職員の配備

(1) 夜間及び休日等の勤務時間外における配備

各班の配備編成計画により参集が必要な市職員は、夜間及び休日等の勤務時間外に災害が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、所属の各部班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集するものとする。

(2) 災害時の職員配備基準及び体制の流れ

災害時の職員配備の流れとその判断基準は以下のとおりである。

災害時の職員配備体制の流れ

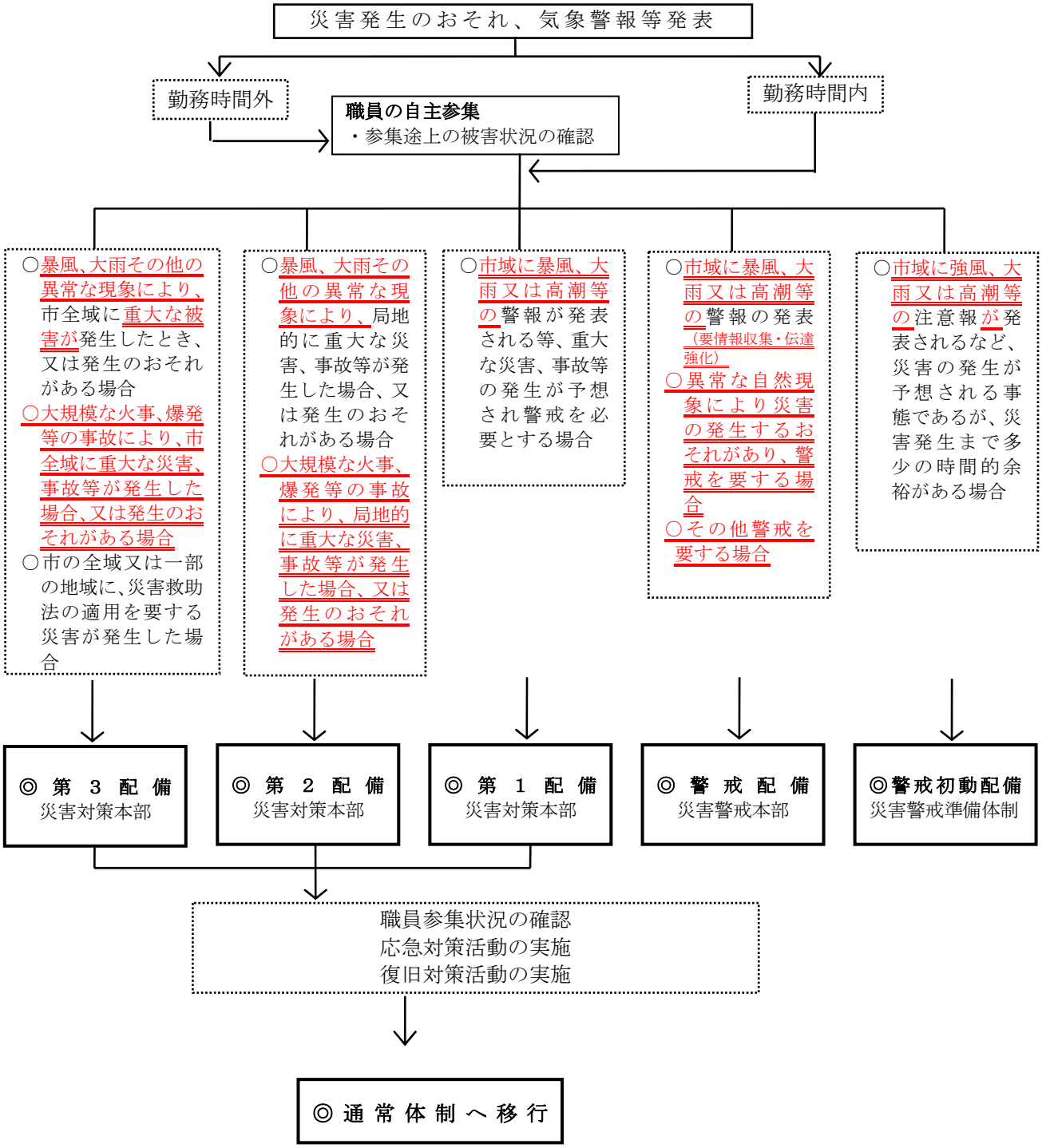

宮古島市風水害時等の職員配備体制基準表

配 備 体 制	配 備 基 準	配 備 要 員
警戒初動配備 （災害警戒準備体制）	○気象業務法に基づく暴風、大雨又は高潮等の注意報が発表されるなど、災害の発生が予想され、今後警報に切り替わる可能性が高い場合	1　各部・班の情報担当及び連絡担当要員は配置につく 2　その他の職員は待機の体制をとる
警戒配備 （災害警戒本部）	○気象業務法に基づく暴風、大雨又は高潮等の警報が発表されたのに伴い、災害に関する情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 ○暴風、大雨その他の異常な自然現象により市の全域又は一部の地域に災害の発生するおそれがあり、警戒を要する場合 ○災害予防及び災害応急対策の的確な実施のため警戒体制をとる必要のある場合	1　各部・班の警戒本部要員は配置につく 2　その他の職員は待機の体制をとる
第　1　配　備 （災害対策本部） 《情報収集伝達体制》	○気象業務法に基づく暴風、大雨又は高潮等の警報が発表される等、重大な災害、事故等の発生が予想され、警戒を必要とする場合	1　情報の収集伝達の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第　2　配　備 （災害対策本部） 《災害応急活動体制》	○暴風、大雨その他の異常な現象により、局地的に重大な災害、事故等が発生した場合、又は発生のおそれがある場合 ○大規模な火事、爆発等の事故により、局地的に重大な災害、事故等が発生した場合、又は発生のおそれがある場合	1　災害応急活動の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第　3　配　備 （災害対策本部） 《非常体制》	○暴風、大雨その他の異常な現象により、市全域に重大な被害が発生したとき、又は発生のおそれがある場合 ○大規模な火事、爆発等の事故により、市全域に重大な災害、事故等が発生した場合、又は発生のおそれがある場合 ○市の全域又は一部の地域に、災害救助法の適用を要する災害が発生した場合	1　全職員が配置につく

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

参考資料３－３　配備体制・担当
参考資料７－１　災害対策配備要員名簿（様式）
参考資料７－２　災害対策配備要員報告書（様式）

(3) 災害対策本部を設置したときの通知及び公表
災害対策本部を設置したときは、以下の要領で通知、公表するものとする。

通知先又は公表先	担 当 部 班	通知又は公表方法
県	総務部本部班	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク又は電話、ＦＡＸで通知
本部構成員	総務部本部班	庁内電話その他庁内ＬＡＮ等迅速な方法で通知
各部班	総務部総務班	庁内電話その他庁内ＬＡＮ等迅速な方法で通知
関係機関	企画政策部 秘書広報班	電話、ＦＡＸで通知
市民	総務部本部班	報道機関を通じて公表

3　災害対策本部の廃止

災害対策本部は、以下の場合に廃止するものとする。

ア　予想された災害の危険が解消したと認められたとき。

イ　災害発生後における応急措置が概ね完了したと認められるとき。

なお、災害対策本部を廃止したときは、２(3)の要領により通知するものとする。

4　国・県の災害現地対策本部との連携

市は、国・県の災害現地対策本部が設置されたときは、災害現地対策本部と連携して、災害応急対策を実施することとする。

5　防災関係機関の協力体制

本市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、防災関係機関は市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡・協力を図り応急対策の実施に努めるものとする。

また、市は防災関係機関の長に対し、各分野の応急対策が効率的に行えるよう、専門職員を市の災害対策本部への派遣要請を行うものとする。

6　災害応急対策に従事する者の安全の確保

本部長（市長）は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮して、災害応急対策を実施しなければならないものとする。

7　本部の暫定的運営

勤務時間外に災害が発生した場合、直後は多くの職員参集が見込めない状況が想定されるため、所定の職員が揃い災害対策本部が本格稼働するまで、暫定的な体制で優先度の高い災害対策業務から活動を開始する。

この暫定的な初動体制時の指揮命令権者は、原則、市長とするが、市長が登庁するまでの間は、参集できた者のうち最上席者の者を長とし、本部設置までの統括を行う。なお、活動中において上席の者が参集した場合には、指揮命令権者を上席の者に引き継ぐ。

職員の参集人数が増加し、各対策部・班での活動が可能となってきた時点で、災害対策本部による災害対策活動に移行する。

8　宮古島市災害等支援対策室

本市以外の市区町村で大規模な風水害又は大規模な事件・事故が発生し、支援が必要と

認められるとき、宮古島市災害等支援対策室(以下「対策室」という。)を設置する。

(1) 対策室の組織

対策室の長は、総務部に属する管理職の中から市長が指名する。

対策室の室員は、総務部防災危機管理課、福祉部福祉政策課、建設部建築課、生活環境部地域振興課、伊良部支所、教育部学校教育課に所属する長が指名する職員とする。

対策室の庶務は、総務部総務課が行う。

(2) 所掌事務

対策室の所掌事務は、次のとおりとする。

ア　支援物資の受け入れ及び被災地への搬送に関すること。

イ　被災者の受け入れ及び生活福祉に関すること。

ウ　被災児童・生徒の教育支援に関すること。

エ　その他、被災地支援に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(3) 対策室の廃止

市長は、対策室を存続させる必要がなくなったと認められるときは対策室を廃止する。

第２節　気象警報等の伝達計画

（実施主体：市[防災危機管理課]、県、沖縄気象台・宮古島地方気象台、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、宮古島警察署、関係機関）

災害の発生あるいは拡大を未然に防止するため、気象注意報・警報・特別警報及び気象情報等を迅速かつ的確に伝達する措置等については、次により実施する。

１　警報等の種類及び発表基準

警報等
- １　気象業務法に定める警報等
  - ア　気象特別警報・警報・注意報
  - イ　気象情報等
  - ウ　地方海上警報
- ２　水防警報等
- ３　消防法に定める火災警報等
- ４　県知事、市町村長が行う警報等
- ５　土砂災害警戒情報
- ６　記録的短時間大雨情報
- ７　竜巻注意情報
- ８　災害時気象支援資料

(1) 気象業務法に定める警報等

ア　気象特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときは「注意報」が、重大な災害が起こるおそれがあるときは「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

参考資料５－２　特別警報・警報・注意報発表基準

イ　気象情報等

気象の予報等に関し特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報の発表中に現象の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合

等に発表する。対象とする現象により、台風に関する情報、大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、潮位に関する情報等がある。

なお、台風情報で使用される台風の大きさ等は次のとおりとする。

台風の大きさ（風速 15m/ｓ以上の半径）		台風の強さ（最大風速）	
大　　型	500km 以上 800km 未満	強　　い	33m/s 以上 44m/s 未満
超 大 型	800km 以上	非常に強い	44m/s 以上 54m/s 未満
		猛　烈　な	54m/s 以上

注：上表の基準以外の台風は単に「台風」と表現する。

ウ　大雨警報の危険度分布等

警報、注意報や気象情報で災害に対して注意警戒を呼びかける。警報が発表された市町村域のうち、実際に土砂災害や水害発生の危険度が高まっている場所は、危険度分布で色分けして表示する。例えば大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）では、特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない状況である。内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」では「土砂災害に関するメッシュ情報において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする」とされている。

警報の危険度分布等の概要は次のとおりである。

警報の危険度分布等の概要

種　類	概　要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間降雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

エ　早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から明日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（本島中南部など）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間予報の対象地域と同じ発表単位（宮古島地方）で発表される。

大雨に関して、明日までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心

構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

オ　地方海上警報

海上の船舶の安全確保を図るため、定められた海域（海上予報区）に対して強風や視程障害等の現象の実況及び予想（24 時間以内）がある場合、沖縄気象台が発表する。

(ｱ) 地方海上予報区の範囲と細分名称

・沖縄気象台担当地方海上予報区
沖縄海域（SEA AROUND OKINAWA）

・細分名称
沖縄東方海上（SEA EAST OF OKINAWA）
東シナ海南部（SOUTHERN PART OF EAST CHINA SEA）
沖縄南方海上（SEA SOUTH OF OKINAWA）

(ｲ) 地方海上警報の種類と発表基準

地方海上警報の種類	発表基準
ｶｲｼﾞｮｳｹｲﾎｳﾅｼ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
ｶｲｼﾞｮｳﾉｳﾑｹｲﾎｳ 海上濃霧警報（英文 FOG WARNING）	濃霧により視程が 500m 以下（0.3 ｶｲﾘ以下）
ｶｲｼﾞｮｳｶｾﾞｹｲﾎｳ 海上風警報　（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.1m/s （28 以上～34 ﾉｯﾄ未満）
ｶｲｼﾞｮｳｷｮｳﾌｳｹｲﾎｳ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.4m/s （34 以上～48 ﾉｯﾄ未満）
ｶｲｼﾞｮｳﾎﾞｳﾌｳｹｲﾎｳ 海上暴風警報(英文 STORM WARNING)	最大風速が 24.5～32.6m/s （48 以上～64 ﾉｯﾄ未満）
ｶｲｼﾞｮｳﾀｲﾌｳｹｲﾎｳ 海上台風警報(英文 TYPHOON WARNING)	最大風速が 32.7m/s 以上 （64 ﾉｯﾄ以上）

(2) 水防警報等

ア　水防活動用警報等

水防活動に資するため水防機関に対して行われる水防活動用の警報・注意報は(1)のアに定める特別警報・警報・注意報が発表されたとき、これによって代替されるものとする。

水防活動用警報等	代替警報・注意報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用津波警報	津波警報又は津波特別警報（大津波警報）
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報又は高潮特別警報

イ　水防警報

水防警報とは、津波、高潮等によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(3) 消防法に定める火災警報等

ア　火災警報

市の区域を対象として、市長が消防法の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めたときにこれを発する。

イ　火災気象通報

県と沖縄気象台との「沖縄地方における火災気象通報に関する協定」に基づき、宮古

島地方気象台が宮古島地方に発表する「火災予防に関する気象通報」をもって火災気象通報にかえる。

(4) 県知事、市町村長が行う警報等

県知事は、気象台その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報を発表したときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について関係機関に対し必要な通知又は要請を行うものとする。

市長は、災害に関する予報又は警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報又は警報を知ったとき、若しくは自ら災害に関する警報をしたときは、地域防災計画の定めるところにより当該予報、警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他の関係ある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、市長は、住民その他の関係のある公私の団体に対し予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等について必要な通知又は警告を行うものとする。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険度がさらに高まったときは、市長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（宮古島市）を特定して警戒を呼びかける情報で、沖縄県と宮古島地方気象台から共同で発表される。なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

市長は、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、個別の土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所等の状況や気象状況も合わせて総合的に判断し、避難勧告等を発令するものとする。

また、本計画において、土砂災害警戒区域・危険箇所ごとに、自治会・自主防災組織及び要配慮者利用施設の管理者等への土砂災害警戒情報の伝達について規定するものとする。

(6) 記録的短時間大雨情報

県内（宮古島市）で大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しており、実際に災害発生の危険度が高まっている場所が警報の「危険度分布」で確認できる。

(7) 竜巻注意情報

気象台は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所が竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を各気象台が受け持つ一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

(8) 災害時気象支援資料

気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

２　警報等の発表及び解除等の発表機関

警報等の発表及び解除は次の機関で行うものとする。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
大雨注意報 強風　〃 波浪　〃 高潮　〃 大雨（土砂災害、浸水害）警報・特別警報 暴風　〃 波浪　〃 高潮　〃	宮古島地方気象台	沖縄県宮古事務所管内
記録的短時間大雨情報 竜巻注意情報	気象庁	沖縄県宮古事務所管内
火災警報	市長	宮古島市内
水防警報	県知事	指定した海岸
土砂災害警戒情報	県及び気象台	宮古島市内

※重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には、特別警報（大雨・暴風・波浪・高潮）が発表される。

3　気象警報等の伝達

(1) 気象警報等の伝達系統図

参考資料 3-6　気象警報等の伝達系統図に示す。

(2) 火災警報等の伝達系統図

参考資料 3-7　火災警報等の伝達系統図に示す。

(3) 地方海上警報等の伝達系統図

参考資料 3-8　地方海上警報等の伝達系統図に示す。

(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

参考資料 3-9　土砂災害警戒情報の伝達系統図に示す。

(5) 「ＮＴＴ西日本及びＮＴＴ東日本」に通知する警報等

ア　警報の種類

宮古島地方気象台が「ＮＴＴ西日本及びＮＴＴ東日本」に通知する警報の種類は、暴風、大雨、高潮及び波浪の警報並びに特別警報とする。

イ　通知の方法

気象庁と「ＮＴＴ西日本及びＮＴＴ東日本」をオンライン接続することにより宮古島地方気象台が発表する警報等をＮＴＴ西日本及びＮＴＴ東日本に通知する。

4　災害が発生するおそれのある異常現象発見時の措置

気象、水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況及び経過等できるだけ具体的な情報を、以下により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常現象とは、概ね次に掲げる現象をいう。

事　項	現象		
気象に関する事項	著しく異常な気象現象		強い突風、竜巻、激しい雷雨等
地象に関する事項	土砂災害関係	土石流	山鳴りがする、川が濁り始める等
		がけ崩れ	がけに亀裂が入る、小石がバラバラ落ちてくる等
		地すべり	地面にひび割れができる等

事 項	現象	
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

(2) 異常現象発見者の通報系統図
参考資料 3-10 異常現象発見者の通報系統図に示す。

(3) 異常現象発見時の通報要領

ア 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害の拡大を未然に防ぐため、その発見場所、状況、経過等をできるだけ具体的に市長、警察官又は海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を市長に通報する。

ウ 通報を受けた市長は、異常発見者の通報系統図によりその旨を気象庁その他関係機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し、事態の把握に努める。

第３章　災害応急対策計画（共通編）

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、防災に関する組織、地震情報・津波警報、気象警報等の伝達、災害情報等の収集、避難、水防、消防、救助、交通輸送等について計画し、その迅速な実施を図るものである。

特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動に重要な時間帯であるため、救命・救助活動及びこの活動のために必要な人的・物的資源を優先的に配分する。さらに、避難対策、食料・飲料水等の必要な生活支援を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、情報提供、二次災害の防止等の活動に拡大する。

第１節　災害通信計画

１　通信の協力体制

通信設備の所有者又は管理者は、災害時の通信が円滑かつ迅速に行われるよう相互に協力するものとする。

２　各種通信施設の利用（実施主体：市[総務課]、県）

災害情報等の伝達・報告、災害時における通信連絡は、通信施設の被害状況により異なるが、実情に即した方法で行うものとし、固有の通信施設を持っている機関についてはこれを利用する。

なお、他の機関における通信施設の利用については、事前に管理者と利用方法等必要な手続きを定めて災害時に利用するものとする。

(1) 電気通信業務用電気通信施設・設備の利用方法

利　用　設　備	利　　用　　方　　法
普通電話による通信	一時的には、加入電話の通常手続きにより通信を確保するが、施設の被害、その他によりその利用方法が制限される場合は、「非常電話」の取扱を受け、通話の優先利用を図るものとする。 なお、臨時電話が設置できる状況にあっては、被害地及び避難所に臨時電話を設置し、早急に災害通信体制の確保を図るものとする。
非常電話 （災害時優先指定電話）	災害時において、非常電話を優先利用するため、平常時から NTT 等電話取扱局との調整により「災害時優先指定電話」の指定を受けておくものとする。 また、災害時等における非常通話を利用する場合、102 番をダイヤルし「非常」をもって呼び出し、非常電話であることを表明する。
電報による通信	災害対策のため、特に緊急を要する電報は、「非常電報」と取扱を受け、電報の優先利用を図るものとする。 非常電報を申し込むにあたっては、頼信紙の余白に「非常」と朱書し、非常である旨を告げて頼信する。

参考資料 3－17　災害時優先指定電話

(2) 専用通信設備の利用

ア　業務用電気通信設備の利用ができなくなった場合、又は緊急通信にその必要がある場合には、専用通信設備の利用をあらかじめ協議して定めた手続きにより利用するものとする。

専用通信施設	通　信　方　法
市防災情報システム（屋外放送）	市防災情報システムの利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において通信連絡を行うものとする。
警察電話	沖縄県警察本部の警察有線電話を利用して、通信相手機関を管轄する各署、交番等を経て通信連絡をする。
警察無線電話	沖縄県警察本部の警察無線電話を利用し、警察電話に準じて通信連絡をする。
その他非常通信の利用	その他非常通信の利用は、各種災害で非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、市の専用通信設備の利用ができないか、又は利用することが著しく困難であるため、その非常通報の目的を達成することができない時に、非常通信設備を利用して通信連絡をする。

イ　県防災行政無線網（通常通信ルート）が使用できない場合、下記の非常通信ルートを使用し通信連絡をするとものとし、平常時から関係機関との意思疎通に努めるものとする。

非　常　通　信　ル　ー　ト	非常通信受付機関	担当部署・電話番号
宮古島市 → 宮古島警察署 → 沖縄県警察本部 → 県庁	宮古島警察署	警備課 0980-72-0110

(3) 通信設備優先利用の協定

市は、基本法に基づく通信設備の優先利用について、その必要と認める機関とあらかじめ協議しておくものとする。

(4) 放送要請の依頼

市は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等を行う場合においてテレビ又はラジオによる放送を必要とするときは、県に放送の要請を依頼するものとする。

ただし、人命に関するなどの特に緊急を要する場合は、直接放送機関に放送の依頼を行い、事後速やかに県にその旨を報告するものとする。

第２節　災害状況等の収集・伝達計画

１　実施責任者

(1) 市の役割

ア　市の地域内に発生した被害の状況を迅速かつ的確に調査収集し、県に報告するものとする。県に報告できない場合にあっては、国（総務省消防庁）に報告するものとする。

イ　被害が甚大なため被害の調査が困難なときは、関係機関に応援を求めて行うものとする。

(2) 消防機関の役割
　市（消防本部）は、火災等が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し消防機関への通報が殺到した場合は、直ちに国（総務省消防庁）及び県に報告するものとする。総務省消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告する。
(3) 県の役割
　県は、その所管する施設物について被害状況を調査するとともに、２の(1)に掲げる県内の被害状況を収集し、国（総務省消防庁）に報告するものとする。
(4) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割
　各機関は、その所管する施設等について被害状況の調査・収集・報告に努めるものとする。
(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の機関は、必要に応じ相互に被害情報の交換を行うものとする。

２　災害状況の収集（実施主体：市[全課]、県、宮古島警察署）
(1) 災害情報の種類
　市は、被害規模を早期に把握するため、以下の情報等の収集を行う。
　なお、情報の収集にあたっては、地理空間情報の活用や、他の機関と情報を共有し連携に努める。
・人的被害、住家被害及び火災に関する情報
・避難の勧告及び指示の状況並びに警戒区域の指定状況
・避難者数及び避難所の場所等に関する情報
・医療機関の被災状況及び稼働状況に関する情報
・道路の被害、応急対策の状況並びに道路交通状況に関する情報
・空港及びヘリポートの被害、応急対策の状況並びに航空機運行状況に関する情報
・電気、水道及び電話の被害並びに応急対策の状況に関する情報
・港湾及び漁港の被害、応急対策の状況並びに海上交通状況に関する情報
・大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況
(2) 市による災害情報の収集
　市は、以下の方法で情報収集を行う。
ア　航空機による情報
　発災直後に県警察本部、自衛隊、第十一管区海上保安本部宮古島保安部等の航空機により収集された情報を把握する。
イ　職員の参集途上による情報
　夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合にあっては、事前に自宅から職場までの参集ルートを設定しておき、その途上で情報を収集する。
ウ　住民等からの通報
　住民等からの通報、119 番通報の殺到状況等から災害情報を把握する。
　特に、情報の空白期間においては、119 番通報の殺到状況や周囲の状況等から被害情報を推定し県に報告する。
エ　小型無人機による情報
　発災直後に県警察本部、自衛隊の小型無人機により掌握された情報を掌握する。
(4) 市被災時の情報収集
　県は、市が被災したために、被害情報の収集及び県への報告ができない状況と認められる場合は、市に県調査隊、県職員を派遣し情報を収集する。

参考資料 7－3　災害概況調査票（様式）

３　災害発生時の第１次情報の報告（実施主体：市[総務課]、消防本部）
(1) 火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国(消防庁)へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について判明したもののうちから逐次報告するものと

する。
(2) 被害の有無に関わらず、地震が発生し、市の区域内で震度５強以上を記録した場合、又は津波により死者又は行方不明者が発生した場合は直ちに消防庁及び県に対し報告する。
(3) 消防本部は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
(4) 行方不明者の数については捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。
(5) 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。
(6) 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとし、県が人的被害の数について広報を行う際には、適切に行われるよう県に協力する。

４　災害報告（実施主体：市[総務課]）

災害状況等の収集報告は、本計画及び各対策部における災害報告要領によるものとする。

(1) 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

ア　災害概況即報
イ　被害状況即報
ウ　災害確定報告
エ　災害年報

(2) 報告要領

ア　災害概況即報

市は、災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）に災害即報様式第１号に基づく内容を県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。

イ　被害状況即報

市は、被害状況が判明次第遂次報告するもので災害即報様式第２号に基づく内容を、市から県に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあっては、総務省消防庁に報告するものとする。

なお、市が県と連絡がとれるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

ウ　災害確定報告

市は、被害状況の最終報告として、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第１号に基づく内容を県に報告する。

なお、報告にあたっては、地元警察（署、駐在所、交番）と密接な連絡を保つものとする。

エ　災害年報

市は、毎年１月１日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年４月１日現在で明らかになったものを災害報告様式第２号に基づき４月 15 日までに県へ報告する。

参考資料３－11　災害情報連絡系統図
参考資料３－12　防災関係機関の収集情報・連絡系統
参考資料３－18　県内防災関係機関一覧表
参考資料７－４　災害調査票（様式）

参考資料７－５　災害報告様式及び記載方法（様式）

第３節　災害広報計画

１　実施機関

市、県及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務、又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに、県及び市は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及・啓発に努めるものとする。

２　実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報及び交換を行うよう努めるものとする。

３　広報活動（実施主体：市[秘書広報課、情報政策課]、県）

(1) 市の役割

市は、災害情報及び被害状況等の広報を行う。

また、被災者に対して避難活動や生活の維持に必要な情報を報道機関の協力を得て、迅速かつ適切に提供するものとする。

ア　被害写真の収集

(ｱ) 現地に職員を派遣して災害現地の写真を撮影し、収集を図る。

(ｲ) 報道機関が撮影した写真について、必要があるときは協力を依頼する。

(ｳ) その他現地における資料の収集を図る。

イ　報道機関に対する情報等の発表

市において収集した災害情報等の報道機関に対する発表は、以下の事項について、適宜行うものとする。

なお、災害の規模が大きく、また長期間にわたる災害については、公表時間を定めて行う等の措置をとるものとする。

(ｱ) 災害の種別（名称）及び発生年月日

(ｲ) 災害発生の場所又は被害激甚地域

(ｳ) 被害の状況

(ｴ) 災害救助法適用の可否

(ｵ) 市における応急対策の状況

ウ　市民に対する広報

(ｱ) 風水害時の災害

なお、市における災害広報は、具体的には、段階に応じて以下のように行う。

①　警戒段階（台風等が接近し、大雨等が予想される時期）

- 用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置
- 台風・気象情報
- 水位情報（基準水位への到達、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等）
- 警報
- 災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等）
- 被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等）
- 道路・交通状況（渋滞、通行規制等）
- 公共交通機関の運行状況
- ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等）
- 避難情報（避難準備・高齢者等避難開始）

② 初動段階（暴風、浸水、土砂災害が予測される時期）
・ 避難情報（避難勧告・避難指示（緊急）とその理由、避難所等）
③ 応急段階（暴風、浸水、土砂災害等が収束した時期）
・ ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等）
・ 医療機関の状況
・ 感染症対策活動の実施状況
・ 食料、生活必需品の供給予定
・ 災害相談窓口の設置状況
・ その他住民や事業所のとるべき措置

(ｲ) 報道機関への要請

「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づいて、市は県に要請して報道機関を通じ市民や被害者に対して必要な情報、注意事項及び市の対策等の周知徹底を図る。

特に、緊急連絡事項はスポット放送を放送機関に依頼し周知を図る。

報道機関を通じて広報する内容は、概ね以下のとおりである。

① 不要不急の電話の自粛
② 被災者の安否
③ 空き病院の情報
④ 二次災害防止のためにとるべき措置
⑤ 交通情報
⑥ 食料・生活物資に関する情報
⑦ 電気・水道などの復旧の見通し

(ｳ) 住民からの問い合わせに対する対応

① 来庁者に対する広報窓口を設置する。
② 市ホームページ、エリアメール、行政チャンネル、ツイッター及びフェイスブック等を活用し、広報活動を行う。

(ｴ) 要配慮者に対する対応

① テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う。
② 手話及び外国語通訳を確保し、広報活動を行う。

(ｵ) 要配慮者等に配慮した広報

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

エ 被災者の安否に関する情報の提供

市長は、被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という。）について照会があったときは、安否情報を回答することができるものとする。この場合においては、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第４節　自衛隊災害派遣要請計画

１　災害派遣を要請する場合の基準

県知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条に基づき、以下の基準に基づいて自衛隊の災害派遣を要請する。

(1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
(2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。

2　災害派遣要請要求等（実施主体：市[防災危機管理課]、県、自衛隊）

(1) 県知事への派遣要請要求

市長は、基本法第 68 条の２に基づき、市域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で県知事に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(2) 防衛大臣等への通知

市長は、(1)の要求ができない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

なお、市長は、通知を行った場合は、速やかに、その旨を県知事に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、県知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

※防衛大臣の指定するもの：派遣命令者

参考資料 3－19　自衛隊の災害派遣要請系統図
参考資料 3－20　自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧
参考資料 7－6　自衛隊災害派遣要請依頼書（様式）

3　派遣部隊の活動内容（実施主体：自衛隊）

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難機関等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員及び装備等によって異なるが、通常、以下のとおりである。

(1) 被害状況の把握（偵察行動、小型無人機）
(2) 避難の援助（避難者の誘導、輸送）
(3) 避難者等の捜索救助
(4) 水防活動（土のう作成、運搬、積込み）
(5) 消防活動
(6) 道路又は水路の啓開（損壊、障害物の啓開、除去）
(7) 応急医療、救護及び防疫
(8) 人員及び物資の緊急輸送（救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送）
(9) 炊飯及び給水
(10) 物資の無償貸付け又は譲与（「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」総理府令第１号（昭和 33 年１月１日付）による）
(11) 能力上、可能なものについては危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去）
(12) その他（自衛隊の能力で対処可能なもの）

4　派遣部隊との連絡調整（実施主体：市[防災危機管理課]、県、自衛隊）

(1) 県は、救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を命じられた派遣部隊等の長と密接に連絡調整を行う。
(2) 自衛隊は、災害発生が予測される場合は直ちに要請に応じられるよう、県又はその他必要な関係機関に連絡幹部を派遣し、情報の交換、部隊等の派遣等に関して連絡・調整にあ

たる。
(3) 災害の発生が予想される場合、市及び県は自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し必要な情報の提供に努める。

5　市及び県の準備すべき事項（実施主体：市[防災危機管理課]、県、自衛隊）

自衛隊派遣に際しては、市及び県は以下の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするように協力するものとする。

(1) 災害地における作業等に関しては、市及び県と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
(2) 市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
(3) 派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を提供するものとする。
(4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料及び消耗品類は、特殊なものを除き、できる限り市において準備するものとする。
(5) 市及び県は、災害の応急対策活動、復旧活動並びに緊急患者空輸に必要な航空燃料の補給及び航空機用発電機等の使用について便宜を図るものとする。

6　災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等（自衛隊）

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア　警察官がその場にいない場合（自衛隊法第 94 条）
　(ｱ) 避難命令等（警察官職務執行法第４条第１項）
　(ｲ) 土地、建物等への立入（警察官職務執行法第６条第１項）
　(ｳ) 緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令（災害対策基本法第 76 条の３第３項）　（所轄警察署長への通知）
イ　市長その他市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合
　(ｱ) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令（災害対策基本法第 63 条第３項）　（市長へ通知）
　(ｲ) 他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等（災害対策基本法第 64 条第８項）　（市長へ通知）
　(ｳ) 住民等を応急措置の業務に従事させること（災害対策基本法第 65 条第３項）　（市長へ通知）

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、市町村が補償を行う。

ア　自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分（法第 64 条第８項において準用する同条第１項）により通常生ずる損失
イ　自衛官の従事命令（法第 65 条第３項において準用する同条第１項）により応急措置の業務に従事した者に対する損害

7　派遣部隊の撤収（実施主体：市[防災危機管理課]、県、自衛隊）

(1) 要請権者は、派遣部隊の撤収時期について自衛隊及び被災地関係者と充分な協議を行い、円滑な撤収に努めるものとする。
(2) 派遣命令者は、県知事から要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合には、速やかに部隊を撤収する。この際、市長、警察、消防機関等と周密に調整するとともに、その旨を県知事に通知するものとする。

8　経費の負担区分等（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

(1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、下記に掲げるものは、市及び県の負担とし、

細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議の上、決定するものとする。
ア　派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
イ　関係公共機関等の施設宿泊に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
ウ　岸壁使用料
(2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上、協定を行うものとする。

９　ヘリポートの準備（実施主体：市[防災危機管理課]）
市は、あらかじめ定めた緊急時のヘリポートをヘリポートの設置基準に基づいて設置、管理するものとして、災害時にはヘリポートの被害状況を確認し、離着陸可能な場所を県等に報告する。

参考資料 3－21　ヘリポートの準備要領

10　自衛隊の自主派遣（実施主体：自衛隊）
自衛隊法第 83 条第２項に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて、部隊等を派遣する。
災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。
部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は、以下のとおりである。
(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
(2) 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
(3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
(4) その他、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。
なお、大規模な災害が発生した際には、被災直後は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行うことがある。

11　近傍災害派遣（自衛隊）
自衛隊法第 83 条第３項に基づき、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。

第５節　広域応援要請計画

１　応援協定に基づく応援要請（実施主体：市[防災危機管理課]）
市は、市内に大規模な災害が発生し、市単独では十分な応急措置が実施できないと認めるときは、市の応援協定に基づき応援の要請を行う。

２　市の応援要請（実施主体：市[防災危機管理課]）
(1) 指定行政機関等の職員の派遣、あっせん
市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第 29 条及び 30 条

に基づき、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し職員の派遣を要請し、又は県に対し指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 他の市町村への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 67 条に基づき、他の市町村長に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(3) 県知事への応援の要求

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、基本法 68 条に基づき、県知事に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

3　県における応援要請（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

(1) 職員の派遣、あっせん

県知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、基本法第 29 条及び 30 条に基づき、指定行政機関の長、指定地方行政機関の又は指定公共機関に対し当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員、地方公共団体又は独立行政法人の職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 都道府県知事への応援の要求

県知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、応援を求める。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(3) 内閣総理大臣への応援の要求

県知事は、市への指示又は他の市町村の応援若しくは他都道府県への応援のみでは、応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、県又は被災市町村への応援を求める。

(4) 市への指示

県知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。

参考資料 6－1　九州・山口９県災害時相互応援協定等

4　防災関係機関における応援要請（実施主体：市[防災危機管理課、消防本部]、県、宮古島警察署）

(1) 警察

大規模災害発生時において、警察は、必要に応じ国に対して「警察災害派遣隊」の出動を要請し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を求めるものとする。

(2) 市（消防本部）

大規模災害発生時において、市は、消防組織法第 44 条に基づき、必要に応じ県を通じて総務省消防庁長官に対して「緊急消防援助隊」等の出動を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求めるものとする。

なお、航空応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、応援を要請するものとする。

(3) ライフライン事業者

大規模災害発生時において、ライフライン事業者は、必要に応じ応急対策に関し広域的応援体制をとる。

５　海外からの支援の受け入れ（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

市は、県の災害対策本部等から海外からの支援受け入れの連絡があった場合には、支援受け入れの要否を判断し、受け入れを決定した場合は県と連絡調整を図り、その受け入れ体制を整備する。

受け入れにあたっては、支援の種類、規模、到着予定日時、場所等を確認の上、その支援活動が円滑に実施できるよう、県と連携を図る。

６　市機能の支援（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

市の行政機能が喪失又は機能低下した場合に、以下のような県が実施する支援を連携して行う。

(1) 県調査隊の派遣

本市に対しヘリコプター等により県職員の調査隊が派遣された場合には、連携して被害情報を把握するとともに、県等からの支援について連絡調整を行う。

なお、県は市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合は、要請を待たずに派遣を行う。

(2) 県職員等の派遣

市の機能をバックアップするために必要な市内のニーズを把握し、県職員の派遣及び県保有資機材等の提供等を要請する。

また、必要に応じて、国及び防災関係機関等に対して県を通じ支援を要請する。

(3) 応援職員の調整

市は、県に対し応援職員の派遣を要請するとともに、本市における派遣職員の配置や輸送等の調整を県と連携し行う。

(4) 県による代行

県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合、市に与えられた以下の権限により実施すべき応急措置の全部または一部を市に代わって行うものとする。

ア　警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限

イ　他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限

ウ　現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

７　広域応援の受け入れ

(1) 応援受入担当者の指名

本部班は、応援受入担当者を指名し、県や応援自治体等との総合調整を行う。

(2) 受援調整会議の開催

応援受入担当者は、各部応援業務担当者等による受援調整会議を開催し、各部等の被災情報やニーズの共有、部門間の受援調整を行う。

第６節　避難計画

第１款　避難の原則

１　実施責任者

地震後の延焼火災や余震、風水害等による二次災害から避難するために避難準備・高齢

者等避難開始の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難の促進、立退きの勧告、指示及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は以下のとおりである。

ただし、状況により、関係法令に基づき避難のための立退きの勧告、指示、警戒区域の設定、避難の誘導、避難所の開設及び避難所への収容及び保護を、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に緊密な連携を保ち、住民等の避難が迅速かつ円滑に行われるように努めるものとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始の発令

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第 56 条	

(2) 避難勧告

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第 60 条	
県知事	災害全般	災害対策基本法第 60 条	市長ができない場合に代行

(3) 避難指示（緊急）

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第 60 条	
県知事	災害全般	災害対策基本法第 60 条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 61 条	市長から要請がある場合又は市長が避難の指示をするいとまのないとき
警察官	災害全般	警察官職務執行法第 4 条	
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条	警察官がその場にいないとき
県知事又はその命を受けた職員	津波、高潮、地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条	
水防管理者（市長）	津波、高潮	水防法第 29 条	

(4) 警戒区域の設定

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
市長	災害全般	災害対策基本法第 63 条	
県知事	災害全般	災害対策基本法第 73 条	市長ができない場合に代行
警察官 海上保安官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	市長から要請がある場合又は市長（委任を受けた職員含む）がその場にいないとき）
自衛官	災害全般	災害対策基本法第 63 条	市長（委任を受けた職員含む）、警察官等がその場にいないとき
消防吏員 消防団員	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定
警察官	火災	消防法第 28 条	消防警戒区域の設定 消防吏員・団員がいないとき又は要求があったとき
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	津波、高潮	水防法第 21 条	

実施責任者	災害の種類	根拠法	備考
警察官	津波、高潮	水防法第 21 条	水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたとき

(5) 避難の誘導

避難所への誘導は、避難勧告・避難指示（緊急）、避難準備・高齢者等避難開始の発令者及び警戒区域の設定者が行うものとする。

(6) 避難所の開設及び収容保護

避難所の開設及び収容保護は市長が行うものとする。なお、救助法が適用された場合における避難所の開設及び収容保護は、県知事の補助機関として市長が行うものとする。

また、広域避難等において市のみで対応不可能な場合は、県、近隣市村等の協力を得て実施する。

(7) 避難のための安全確保に関する措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内安全確保の安全確保措置を指示することができるものとする。

(8) 避難勧告・指示（緊急）等に関する助言

市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合等において必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができるものとする。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をするものとする。

(9) 電気通信設備等の優先的利用等

市長が、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用等し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができるものとする。

2　避難勧告等の運用（実施主体：市[防災危機管理課]）

(1) 避難勧告・指示等の種類

避難勧告・指示等の種類は、以下のとおりである。

種類	内容	根拠法
避難準備・高齢者等避難開始	一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの避難行動を開始することを求める。	災害対策基本法第 56 条
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告する。	災害対策基本法第 60 条
避難指示（緊急）	上記において、急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示する。	
警戒区域の設定	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、あるいは生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの制限、禁止、退去を命ずる。 なお、災害対策基本法第 116 条により従わなかった者には罰則が規定されている。	災害対策基本法第 63 条

(2) 避難勧告等の基準

市は、あらかじめ定めた客観的な基準等に応じて、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する。

(3) 避難勧告等の内容

避難措置の実施者は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域の設定において、以下の事項を明らかにして発するものとする。

ア　発令者

イ　対象区域

ウ　避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び警戒区域の設定の理由

エ　避難日時、避難先及び避難経路

オ　その他必要な事項

(4) 避難勧告等の伝達方法

避難措置の実施者は、当該区域の住民、学校、観光施設、事業所等に対して市防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、沖縄県防災情報システム（Ｌアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、サイレン、広報車、電話連絡、エリアメール、緊急速報メール等の手段によってその内容を伝達する。

なお、必要な通知又は警告をするにあたっては、要配慮者が避難勧告等を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならないものとする。

(5) 関係機関への通知

避難措置の実施者は、概ね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

ア　市長の措置
　・市長→県知事（防災危機管理課）
イ　県知事の措置
　(ｱ) 災害対策基本法に基づく措置
　　・県知事（防災危機管理課）→市長
　(ｲ) 地すべり等防止法に基づく措置
　　・県知事（海岸防災課）→所轄警察署長
ウ　警察官の措置
　(ｱ) 災害対策基本法に基づく措置
　　・警察官→所轄警察署長→市長→県知事（防災危機管理課）
　(ｲ) 警察官職務執行法（職権）に基づく措置
　　・警察官→所轄警察署長→県警察本部長→県知事（防災危機管理課）→市長
エ　自衛官の措置
　・自衛官→市長→県知事（防災危機管理課）
オ　水防管理者の措置
　・水防管理者→所轄警察署長

(6) 放送を活用した避難勧告等情報の伝達

市及び県は、市長が避難勧告等を発令した際には、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱」（平成 17 年 6 月 28 日）に基づき作成された様式及び伝達ルートにより、避難勧告等発令情報を県内放送事業者及び沖縄気象台に伝達する。

※様式及び伝達ルートについては、以下の参考資料のとおり。

参考資料 3－22　避難勧告・指示者、警戒区域の設定者、及び避難勧告等の伝達ルート
参考資料 7－7　避難勧告発令情報（様式）

3　避難の実施の方法（実施主体：市[防災危機管理課、福祉部、市民生活課、観光商工課]）

市は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の優先順位

避難にあたっては、要配慮者（幼児、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び外国人等）を優先させるものとする。

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は以下により、迅速かつ的確に行うものとする。

ア　避難にあたっては、避難誘導員を配置し、避難時の事故防止及び迅速かつ的確な避難体制の確保を行う。

イ　避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。

ウ　誘導にあたっては、混乱をさけるため、地域の実情に応じ避難経路を２箇所以上選定しておくものとする。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、宮古島市災害時避難行動要支援者避難支援計画に基づき、自主防災組織、自治会及び民生委員・児童委員等地域で支援を行い実施する。

社会福祉施設等の入所者及び利用者は、施設の管理者が避難誘導を行う。その場合、市は可能な限り支援を行う。

(4) 避難完了の確認

避難誘導の実施者は、避難地域において、避難誘導後速やかに避難もれ又は要救出者の有無を確かめるものとする。

４　避難所の開設及び収容保護（実施主体：市[防災危機管理課、市民生活課、福祉部]、県）

(1) 避難所の設置

市は、あらかじめ定められた施設に避難所を開設する。

ただし、これらの施設が利用できないときは、野外に仮設物、テント等を設置するものとする。

なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

(2) 福祉避難所の指定

市は、相談等を含む必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難ができる体制を整備した福祉施設等を福祉避難所として指定する。また、要配慮者の近隣住宅等を指定することもできる。

近隣住宅等の利用にあたっては、建物及び器物等の使用謝礼として支給することができる。

また、福祉避難所が不足する場合は、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設する等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

参考資料２－１　避難所・避難場所・福祉避難所一覧

(3) 広域避難

市は、被害が甚大なため市内の避難所の利用が困難な場合は、県と協議して他市町村の施設等へ広域避難を行うものとする。

(4) 設置及び収容状況報告

市長は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況（開設の日時、場所、収容人員、開設期間の見込）を県に報告しなければならない。

参考資料７－８　避難者カード・避難者名簿（様式）

５　避難者の移送（実施主体：市[市民生活課]、県）

災害が甚大な場合又は緊急を要する場合の避難者の移送は、「第 13 節　交通輸送計画」に定めるところによるものとする。

6　避難所の運営管理（実施主体：市[市民生活課]、県）

市は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。

(1) 避難所の運営

避難所の運営は、避難者による自治を原則とする。

市は、避難所の適切な運営管理を行うため、各避難所への情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、自主防災組織、自治会、ボランティア等の協力を得て実施することとする。

(2) 避難者に係る情報の把握

市は、避難所ごとに、収容されている避難者及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来る被災者等に係る情報の早期把握に努める。

また、指定避難所以外に避難している被災者、親戚・知人宅等に避難している被災者の所在も把握し、これらの被災者への情報伝達や問い合わせ等に対応する。

(3) 避難所の環境

市は、以下のとおり避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

ア　食事供与の状況やトイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。

イ　避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

ウ　運営にあたっては、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

エ　テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

オ　ペットの同行避難を考慮して、避難所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

7　避難長期化への対応（実施主体：市[市民生活課]、県）

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、仮設住宅のほか、必要に応じて、旅館やホテル、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等、利用可能な宿泊施設や住宅等の提供について避難者に情報提供し、避難所の早期解消に努める。

県はこれら施設の確保等について必要な支援を行う。

8　県有施設の利用（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

市は、避難所が不足する場合、県に対し県有施設の活用を要請することができる。

県は、市から県有施設の一時使用の要請があった場合、可能な範囲において提供する。

9　船舶の利用（実施主体：市[防災危機管理課]、県、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部）

大規模な災害により避難所が不足する場合、市は県に対し、一時的な避難施設として船舶の調達を要請することができる。

市から要請があった場合、県は、第十一管区海上保安本部に対して所有船舶の要請及び沖縄総合事務局運輸部に対して民間船舶の調達を要請するものとする。

10　被災者の生活環境の整備（実施主体：市[建設部]）

市は、災害が発生したときは、遅滞なく、避難所を供与するとともに、避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

また、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に対しても、そ

の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

11　在宅避難者等の支援（実施主体：市[防災危機管理課、市民生活課]）

市は、やむを得ず避難所に滞在できない在宅避難者や自主避難所等の状況を把握し、食料等必要な物資の配布、保健師の巡回健康相談等による保健医療サービスの提供、生活支援情報の提供等に努める。

第２款　津波避難計画

津波警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示（緊急）、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第１款　避難の原則」によるものとする。

１　実施責任者

津波から避難するための避難勧告・指示（緊急）等の発令及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第１款の「１　実施責任者」のとおりとする。

２　避難勧告・指示（緊急）等の発令（実施主体：市[防災危機管理課]）

避難勧告・指示（緊急）等の運用については、第１款の「２　避難勧告等の運用」のとおりとする。

市は、以下の点に留意して、津波浸水危険区域等に対し、避難指示（緊急）等の発令にあたる。

(1) 全国瞬時警報システム（J－ＡＬＥＲＴ）等から伝達を受けた津波警報等を、市防災情報システム等で住民等へ伝達を図る。

(2) どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、避難指示（緊急）のみを発令する。ただし、遠地地震による津波が到達すると予想されるときは、避難準備・高齢者等避難開始の発令を検討する。

(3) 強い揺れ（震度４程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示（緊急）を発令する。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の迅速かつ的確な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達する。

避難指示（緊急）等の判断の目安

〈避難指示（緊急）・警戒区域設定基準〉

災害の種類	基　　準
津　波	①　「宮古島地方」に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき（ただし、避難指示（緊急）の対象区域が異なる。） ②　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合

(4) 津波警報・避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人、観光客及び漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、市防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、沖縄県防災情報システム（Ｌアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ、コミュニティＦＭ放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手

段の活用を図る。

(5) 避難情報の伝達にあたっては、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど、津波の特性や、津波警報等が発表されている間は津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

(6) 解除の基準

避難指示（緊急）の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。

浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示（緊急）発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

３　避難場所（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

避難先は、津波浸水想定区域外の安全な高台とする。津波到達時間内に避難が困難な場合は、最寄りの津波避難ビル等とする。

※避難所一覧は、以下の参考資料のとおり。

参考資料２－１　避難所・避難場所・福祉避難所一覧

４　避難誘導（実施主体：市[防災危機管理課、市民生活課]、県）

(1) 住民等の避難誘導

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、交通規制の実施、障がい者・高齢者・居住外国人等の要配慮者の避難支援及び観光客等を含めた避難対象区域内の全ての避難誘導を行う。

５　船舶等の避難（実施主体：第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部）

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部等は、津波警報等の発表に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し、作業等の中止及び港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

６　避難所の開設・収容保護（実施主体：市[市民生活課]）

津波により住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第１款　避難の原則」のとおりとする。

第３款　風水害避難計画

大雨等の警報・注意報の発表に伴う対応及び留意事項は、以下のとおりとする。

なお、避難の勧告・指示、避難誘導、避難者の収容等の事項は、「第１款　避難の原則」によるものとする。

１　実施責任者

風水害から避難するための避難勧告・指示（緊急）等の発令及び住家を失った被災者のための避難所の開設並びに避難所への収容保護の実施者（以下「避難措置の実施者」という。）は、第１款の「１　実施責任者」のとおりとする。

２　避難勧告・指示（緊急）等の発令（実施主体：市[防災危機管理課]）

避難勧告・指示（緊急）等の運用については、第１款の「２　避難勧告等の運用」のとおりとする。

市は、次の点に留意して、高潮等の浸水予測範囲、土砂災害危険箇所等の住民及び要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難勧告・指示等の発令にあたる。

なお、周囲の状況等により避難することがかえって危険を伴う場合等は、基本法第 60 条に基づき、居住者等に対して屋内安全確保の安全確保措置を指示することができる。

(1) 全国瞬時警報システム（J－ＡＬＥＲＴ）等により伝達を受けた大雨警報、土砂災害警戒情報等を市防災情報システム等により住民等への伝達を図る。

(2) 避難勧告等の判断は、土砂災害警戒区域については土砂災害警戒情報を参考とする。また、地域の雨量、潮位、気象台や砂防関係者の助言、現場の巡視報告及び通報等も参考にして、総合的かつ迅速に行う。

(3) 県、気象台、沖縄総合事務局開発建設部は、市から求めがあった場合、避難勧告等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

避難勧告等により立退き避難が必要な居住者等に求める行動

警戒レベル	住民に行動を促す情報	住民が取るべき行動
警戒レベル５	災害発生情報 ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。
警戒レベル４	避難指示（緊急） ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令 避難勧告	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。
警戒レベル３	避難準備情報･高齢者等避難開始	・避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立退き避難する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。
警戒レベル２	注意報 ※気象庁が発表	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル１	警報級の可能性 ※気象庁が発表、平成 31 年度出水期からは「早期注意情報」に名称変更	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

〈避難準備・高齢者等避難開始基準〉

災害の種類	基　　準
暴　風	①　最大風速 20m/s 程度が観測され、今後更に強まる、危険な状態が見込まれる場合 ②　暴風警報が発表され、最大風速が 25m/s 以上予想された場合
浸　水	①　避難すべき区域で床下浸水や道路冠水が発生している ②　大雨警報（浸水対象）が発表され、避難すべき区域で浸水害が

災害の種類	基　　準
	発生するおそれがある場合
土砂災害※2	①　大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報※1で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）する場合 ②　数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
高　潮※2	①　高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合 ②　高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合 ③　「2003 年台風 14 号（マエミー）」級の台風（中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上）が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
その他	警戒体制に入り、周囲の状況から判断して危険が予想される場合

※1 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）は、１km メッシュ毎に、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づく土砂災害発生の危険度を５段階に階級表示した情報で、分布図で表示される。各１km メッシュ毎に、解析時刻・１時間先予測・２時間先予測の中で最大の土砂災害警戒判定値を表示し、10 分毎に更新される。

※2 土砂災害・高潮に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令する際は、警戒レベル３を付して情報伝達等を行う。

〈避難勧告基準〉

災害の種類	基　　準
暴　風	①　引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険がさし迫ってきた場合 ②　暴風警報が発表され、最大風速 35m/s 以上が予想された場合 ＊避難地区の事前調査が必要である
浸　水	①　避難すべき区域で床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大している場合 ②　大雨警報（浸水対象）が発表され、激しい雨が観測されるなど、避難すべき区域で浸水害が拡大するおそれがある場合
土砂災害※1	①　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ②　土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）する場合 ③　土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合
高　潮※1	①　高潮警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）が発表された場合 ②　高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合

災害の種類	基　　準
	③　高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合 ＊暴風警報等に記載されている警報級の時間帯（特に暴風の吹き始める時間帯）にも留意して、暴風で避難できなくなる前に避難勧告を発令する必要がある。
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が避難準備の段階より悪化し、危険が差し迫ってきた場合

※1 土砂災害・高潮に関する避難勧告を発令する際は、警戒レベル４を付して情報伝達等を行う。

〈避難指示（緊急）・警戒区域設定基準〉

災害の種類	基　　準
暴　風	①　引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命及び身体の危険がさし迫ってきた場合 ②　暴風警報が発表され、最大風速が 40m/s 以上と予想された場合 ＊台風位置の中心が真上を通過する場合
浸　水	床上浸水が発生し、生命及び身体の危険が相当差し迫っている場合
土砂災害※1	①　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）した場合 ②　避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合
高　潮※1	①　水門、陸閘等の異常が確認された場合 ②　平良港の潮位が危険潮位（標高 2.0m）を超え、浸水が発生したと推測される場合
その他	警戒体制が続き、周囲の状況が避難勧告の段階より悪化し、相当危険が差し迫ってきた場合

※1 土砂災害・高潮に関する避難指示（緊急）を発令する際は、警戒レベル４を付して情報伝達等を行う。

〈災害発生情報の発令基準〉

災害の種類	基　　準
土砂災害	①　土砂災害が発生した場合
高　潮	①　海岸堤防等が倒壊した場合 ②　異常な越波・越流が発生した場合

(3) 警報、避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、運行中の船舶、海水浴客、釣り人、観光客、漁業従事者等にも確実に伝達できるよう、市防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、沖縄県防災情報システム（Ｌアラート）、テレビ（ケーブルテレビを含む。）、ラジオ、コミュニティＦＭ放送、携帯電話及びワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

(4) 避難情報の伝達にあたっては、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとに警戒レベル（土砂災害・高潮）に対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民等の積極的な避難を喚起するように努める。

(5) 災害対策本部のある本庁舎から、危険区域付近の状況を速やかに把握できない場合を想定し、危険区域近傍の支所長等が勧告等を行えるように権限を委譲しておく。

(6) 解除の基準

避難勧告等の解除の基準は、次のとおりとする。

〈避難勧告等の解除の基準〉

災害の種類	基　　準
暴　風	①　暴風警報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
浸　水	①　浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。
土砂災害	①　土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が解除された段階を基本とし、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。この際、市は国・県の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。
高　潮	①　当該地域の高潮警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）が解除された段階を基本として、解除するものとする。 ②　浸水被害が発生した場合の解除については、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

３　避難場所（実施主体：市[防災危機管理課]）

避難先は、高潮等の浸水予測範囲や土砂災害警戒区域・危険箇所以外の安全な場所とする。

参考資料２－１　避難所・避難場所・福祉避難所一覧

４　避難誘導（実施主体：市[防災危機管理課、市民生活課]）

(1)　住民等の避難誘導

避難誘導にあたっては、消防職員、消防団員、警察官及び市職員など、避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提として、要配慮者、観光客、居住外国人を含む避難対象区域内の全ての者を対象とする。また、予想される交通規制等を考慮するものとする。

５　船舶等の避難（実施主体：第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部）

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部等は、台風接近等に伴い、港内及び周辺海域の船舶に対し作業等の中止、港外への避難を呼びかけるとともに、船舶の入港の制限、移動を命ずる等の規制を行う。

６　避難所の開設・収容保護（実施主体：市[市民生活課]）

浸水や土砂災害等で住家を失った被災者は、避難所に収容する。避難所開設以降の対策は、「第１款　避難の原則」のとおりとする。

第４款　広域一時滞在

１　広域一時滞在の協議等（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

(1)　被災市町村の協議

被災した地域の市町村長（協議元市町村長）は、災害が発生し、被災した住民の安全や居住場所の確保が困難であり、県内の他市町村での一時的な滞在（広域一時滞在）の必要があると認めるときは、被災住民の受け入れについて、他市町村長に協議する。

(2)　県知事への報告

協議元市町村長は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を県知事に報告する。

(3) 協議を受けた市町村（協議先市町村）の受け入れ

協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる公共施設等を提供する。また、受け入れの決定をした場合は、その内容を公共施設等の管理者等及び協議元市町村に通知する。

(4) 公示及び報告

協議元市町村長は、受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関への通知、県知事への報告を行う。

(5) 広域一時滞在の終了

協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、県知事に報告する。

2　県外広域一時滞在の協議等（実施主体：県）

(1) 被災市町村の協議の要求

被災した地域の市町村長（協議元市町村）は、被災住民について他の都道府県での一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認めるときは、県知事に対し、他の都道府県知事と被災住民の受け入れについて協議することを求める。

(2) 県知事の協議

県知事は、協議元市町村から要求があったときは、被災住民の受け入れについて、他の都道府県の知事に協議しなければならない。

(3) 内閣総理大臣への報告

県知事は、広域一時滞在の協議をする場合は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

(4) 公示、報告

県知事は、受け入れの通知を受けたときは、速やかに、その内容を協議元市町村長に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

また、協議元市町村長は、通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、関係機関に通知する。

(5) 広域一時滞在の終了

協議元市町村長は、広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び関係機関に通知、公示するとともに、県知事に報告する。

県知事は、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告する。

3　県外広域一時滞在の受け入れ（実施主体：県）

県知事は、他の都道府県知事（協議元都道府県知事）から被災住民の受け入れについて協議を受けた場合は、関係市町村と協議する。

協議を受けた市町村は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。この場合において、広域一時滞在のために公共施設等を提供し、その旨を県知事に報告する。

県知事は、その内容を協議元都道府県知事に通知する。

4　県知事による代行及び特例（実施主体：県）

県知事は、災害の発生により市町村が事務を行うことができなくなった場合で、広域一時滞在の必要があると認めた場合は、被災市町村の実施する措置を代わって実施する。

また、同様に県内広域一時避難の必要がある場合、被災市町村から要求がない場合においても、他の都道府県知事との協議を実施する。

5　県知事等の助言（実施主体：県）

県知事は、被災市町村長（協議元市町村）から求められたときは、協議の相手方その他広域一時滞在に関する事項について助言する。

また、県知事は、内閣総理大臣に助言を求めることができる。

第７節　観光客等対策計画

１　実施責任者

観光客等対策の実施は、観光施設等の管理者及び市とする。

なお、避難計画の基本的な事項は「第６節　避難計画」のとおりである。

２　避難情報の伝達及び避難誘導（実施主体：市[防災危機管理課、観光商工課]）、観光施設の管理者、交通機関）

(1) 市の役割

市は、津波情報や避難勧告・指示（緊急）等の避難情報を、住民等への伝達方法の他に、浸水想定区域内の観光施設や交通施設等に電話等により伝達する。

また、市職員、消防職員及び消防団員等により海岸、港湾等を巡回し、海水浴客及び釣り人等の来遊者に高台や最寄りの避難ビルへの避難を呼びかける。

なお、クルーズ客船による訪日外国人旅行者については、緊急時に船に戻る行動をとる可能性があることに留意し、避難情報の提供や避難誘導を行う。

(2) 観光施設等の役割

津波情報や市の避難情報を把握した宿泊施設や観光施設の責任者は、放送施設や拡声器等により、宿泊者や来遊者に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビルなどの安全な避難場所に誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

(3) 交通機関の役割

津波情報や市の避難情報を把握した交通施設の管理者は、バスターミナル、空港施設及びフェリーターミナル、クルーズ客船ターミナル等の旅客に対し避難を呼びかけ、高台や避難ビル等の安全な避難場所に誘導する。

運行中の車両及び船舶等の旅客は、運転者等が運行管理者との連絡又は地域の避難誘導者の指示に従い、安全な避難場所まで誘導する。

なお、避難情報が伝達されない場合も、地震や津波情報を覚知した場合は、自らの判断で避難誘導を実施するものとする。

３　避難収容（実施主体：市[防災危機管理課、観光商工課]、県、観光施設の管理者）

(1) 収容場所の確保

市は、観光客等の避難状況を把握し、一時的に収容する施設を確保する。施設が不足する場合は、宿泊施設及び事業所等に施設の提供を要請する。

県は、市から県有施設の一時使用の要請があった場合、支障のない範囲において提供する。

また、国、関係団体等に施設の利用を要請する。

(2) 安否確認

市は、観光施設の管理者、観光関係団体、交通機関及び警察等と連携して、観光客の人数確認、負傷者及び不明者等の安否情報を把握し、県に報告する。

県は、市からの報告のほか、観光関係団体、交通機関及び警察等から安否情報を収集し、把握する。

(3) 飲料水・食料等の供給

市及び観光施設の管理者等は、可能な限り飲料水・食料等を供給する。

4　帰宅困難者対策（実施主体：市[防災危機管理課、観光商工課]、県）

(1) 情報の提供

市及び県は、帰宅困難者に対し、災害の状況、飲料水・食料等の供給及び交通機関の復旧状況などの情報を、収容場所等でチラシ、テレビ及びラジオ等で提供する。

(2) 帰宅困難者対策

市及び県は、交通機関の運行が長期にわたる場合は、観光客等の帰宅のために、航空機及び船舶での輸送について、国、沖縄県バス協会及び航空会社等と調整を図り、帰宅支援対策を計画する。

第８節　要配慮者対策計画

1　実施責任者

要配慮者対策の実施は、要配慮者利用施設等の管理者及び市とする。

なお、避難計画の基本的な事項は、「第６節　避難計画」のとおりである。

2　避難行動要支援者の避難支援（実施主体：市[福祉部]）

市は、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき作成した避難行動要支援者名簿を活用し、また、宮古島市災害時避難行動要支援者避難支援計画等に基づいて、避難行動要支援者の避難誘導等の支援を行う。

避難誘導にあたっては、地域住民、自主防災組織、女性防火クラブ及び民生委員・児童委員等の支援者の協力を得て、要配慮者への避難情報の伝達、安全な高台や避難ビル等への誘導及び安否の確認を行う。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難行動要支援者を保護するために特に必要があるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して避難行動要支援者名簿を提供し、避難支援や迅速な安否確認等の実施に努める。

3　避難生活への支援（実施主体：市[福祉部、建築課]、県）

(1) 避難時の支援

市は、要配慮者の避難状況や生活状況を把握し、必要な福祉対策のニーズを検討し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供する。

避難所においては、専用スペースを設けるなど生活への配慮をするとともに、福祉避難所の設置や社会福祉施設等への緊急入所を行う。

また、市は状況に応じて県に対し専門的人材の派遣及び入所施設の確保等の要請を行う。

(2) 応急仮設住宅への入居

市及び県は、地域の支援のつながりや生活の利便性を考慮した場所に応急仮設住宅を設置し、要配慮者を優先して入居するように配慮する。

また、バリアフリー等の設備等についても、可能な限り要配慮者に配慮した福祉仮設住宅を設置する。

(3) 福祉サービスの持続的支援

市は、福祉サービス提供者等と連携を図り、可能な限り通常の福祉サービスが継続されるよう支援する。県は、市の要請に基づき必要な体制を支援する。

4　外国人への支援（実施主体：市[市民生活課、観光商工課]、県）

市及び県は、沖縄県国際交流・人材育成財団等の団体と連携して、外国人への相談、外国語による情報発信及び語学ボランティアの派遣等を行う。

第９節　水防計画（実施主体：市[道路建設課、港湾課、水産課]、県）

水防計画については、水防法及び災害対策基本法の主旨に基づき、宮古島市内における道路等の冠水、浸水被害又は高潮等の水害から市民の生命、身体及び財産の保護を図るものとする。

１　市の水防組織

(1) 水防従事の責任

本市の海岸等で水防が必要とするところを警戒、防御するものとし、円滑な水防活動が行われるよう消防署・消防団と連携し、水防団やその他必要な機関を組織しておく。

(2) 水防本部（宮古島市災害対策本部）の設置

宮古島地方気象台より水防に関係のある気象警報等を受けたとき、又は市長が必要と認めたときからその危険が解消するまでは、災害警戒本部及び災害対策本部の必要要員を水防本部として設置するものとする。したがって、宮古島市災害対策本部が設置された場合、水防本部は同時に災害対策本部組織に統合されるものとする。

(3) 水防本部連絡会議

水防本部に連絡会議をおき、本部長、副本部長、本部員、その他本部長が必要と認めるものをもって構成し、本部長がこれを招集する。

水防本部連絡会議においての協議は、水害対策の全般に関する事項とする。

(4) 水防本部の組織編成

本部長　　市長
副本部長　　副市長、教育長
本部員　　市災害対策本部の配備に準ずる

２　水防本部の事務分掌

水防本部の事務分掌は、宮古島市災害対策本部の所掌事務に準ずるものとする。ただし、水防担当班において次の事務所掌を行う。

・水防連絡会議に関すること。
・水害に関する気象警報等の受理、伝達に関すること。
・災害情報の受理、伝達に関すること。
・河川、土木等に関する水害調査及び防災危機管理課長への報告に関すること。
・水防に関する応急対策に関すること。
・その他、関係機関との連絡調整に関すること。

３　水防非常配備と出動

通常勤務から水防非常配備体制への切替を確実に行うため、本部長は災害対策準備体制から災害警戒本部における第１から第２配備を用いて、次の要領により配備を指示するものとする。

(1) 水防非常配備体制の種類

・第１配備体制
　気象情報により警戒を必要とする場合、情報連絡に必要な人員を配置する。
・第２配備体制
　水防対策を必要とする事態の発生が予想されるに至った場合、又は情報を総合して事態が切迫した状態が認められたとき、完全水防体制のため所属人員全員を配備する。

(2) 非常登庁

水防本部員は、常に気象の変化に注意し、非常配備体制の発令が予想されるときは、進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁する。

４　水防対策巡視

水防本部所管の各班及び消防対策部は、県からの通報又はその他の方法により気象警報等を知ったときは、危険が解消するまで絶えず海岸堤防等を巡視しなければならない。

・水位の通報

ため池等の水位を逐次道路建設班、災害対策本部に報告し、それぞれの管理者との情報交換に努める

・潮位の通報

海岸、漁港等の潮位の変動を絶えず監視し、危険潮位（平均潮位より２ｍ以上）に達したときは、直ちに関係対策班、関係機関及び団体等に通報する。

５　避難のための立ち退き

高潮等により著しい危険があると認めるときは、水防本部は水防法第 22 条に基づき、本章における「第３節　災害広報計画」及び「第６節　避難計画」に基づき実施する。

第 10 節　消防計画

１　実施責任者

市は、火災又は地震等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための消防を実施する。

２　相互応援計画（実施主体：市[消防本部]）

(1) 県内市町村間の相互応援

各種災害時の非常事態が発生した場合における災害防御の措置に関する相互応援については、消防組織法第 39 条の規定に基づき、市はいずれの市町村とも相互に応援ができる体制をとるものとし、その実施について万全を期するものとする。

(2) 他市町村による応援

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。

３　消防の応援要請（実施主体：市[消防本部]）

ア　市長は、大規模な災害等が発生した場合は、沖縄県広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。

イ　応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。

ウ　消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。

第 11 節　救出計画

１　実施責任者

市をはじめとした救助機関は、各機関が連携して迅速な救助活動を実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

２　救出の方法（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署）

被災者の救出は、市においては消防本部又は消防団等を主体とした救出班を編成し、警察と相協力して、救出に必要な器具を借り上げるなど、情勢に応じた方法により実施するものとする。

(1) 市の役割

ア　市は、救助機関として救出活動を実施するものとする。

イ　市は、市のみでは救出が実施できないと判断した場合、県に対して隣接市町村、警察及び自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 宮古島警察署の役割

宮古島警察署は、救出の応援要請があった場合、又は警察自身が必要と判断した場合は、速やかに救出活動を実施する。

救出に大量の人員を必要とする場合は、警察災害派遣隊の出動により救出を実施する。

(3) 県の役割

県は、市への応援を必要と認めた場合、又は、市から応援要請があった場合は、他の市町村、警察、自衛隊及び他の都道府県等に対し応援を要請する。

また、海域での捜索を、第十一管区海上保安本部、自衛隊等に要請する。

(4) 住民

住民は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努めるものとする。

３　救出用資機材の調達（実施主体：市[消防本部]）

救助機関は、各機関が所有する救出用資機材を使用する。資機材が不足する場合は、建設業協会等との協定や民間業者への要請により調達する。

４　惨事ストレス対策（実施主体：市[消防本部]、県）

救助機関は、職員等の惨事ストレス対策を実施するため、必要に応じて総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第 12 節　医療救護計画

地震・津波等の災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関の機能が停止して混乱が生じた場合は、「沖縄県災害医療マニュアル」に基づいて、県、市及び医療関係機関が緊密に連携し、迅速かつ的確な医療救護活動（助産を含む。）を行う。

１　実施責任者

市は、医療救護を行う。

また、災害救助法が適用された場合の医療救護は県が行い、市長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市長が実施する。

２　医療救護の実施

(1) 県の活動

ア　ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣要請

県は、必要に応じて、関係機関等にＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣を要請する。

イ　ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班の派遣調整

県は、必要な情報を収集し、ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ及び医療救護班等を適切な活動場所に配置する。

(2) 市の活動
ア　医療救護所の設置及び運営等
市は、医療機関及び地区医師会の協力を得て、医療救護所の設置及び運営に努め、必要に応じて地域医療本部に支援を要請する。
イ　市に派遣された医療救護班等への支援
市は、県から派遣された医療救護班等に対し、沖縄県医療本部及び地域医療本部からの要請により、輸送及び救護活動等への支援をできる限り行う。
(3) ＤＭＡＴの活動
ア　病院支援
イ　地域医療搬送
ウ　現場活動
エ　広域医療搬送
オ　その他必要な事項
(4) ＤＰＡＴの活動
ア　精神科病院支援
イ　ＰＴＳＤを始めとする精神疾患発症の予防等の支援
ウ　その他必要な事項
(5) 医療救護班の活動
ア　避難所及び医療救護所における医療
イ　病院及び診療所の支援
ウ　避難所の状況把握と改善
エ　在宅患者及び避難者の医療及び健康管理等
オ　その他必要な事項
(6) 医療機関の活動
被災地域の医療機関と非被災地域の医療機関は主に次の活動を行う。
ア　被災地域の医療機関
(ｱ) 必要な診療体制を整え、傷病者への応急処置等を行う。
(ｲ) 病院施設等の被災状況を、地域医療本部に報告する。
(ｳ) 必要に応じて、地域医療本部に転院が必要な傷病者の搬送、医薬品等の補給及び医療救護班の派遣を要請する。
イ　非被災地域の医療機関
(ｱ) 被災地から搬送されてくる重傷者等を受け入れる体制を整え、受け入れる。
(ｲ) 受入可能な傷病者数を、地域医療本部に報告する。
(ｳ) 県医療本部からの要請に基づき、医療救護班等を派遣する。

３　応急医療の方法（実施主体：市［消防本部、健康増進課］、県）
(1) 情報の収集
市は、県及び医療機関と連携して、広域災害・救急医療情報システム等により、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する。
(2) 医療救護班等の出動要請
ア　市は、宮古地区医師会、地区薬剤師会及び市内医療機関等に医療救護班の派遣を要請する。また、県や他の市町村に応援を要請する。
イ　医療救護班の構成は、医師１人、看護師（准看護師を含む。）３人、事務担当者１人及び運転手１人、計６人を基準とする。
(3) 応急救護所の設置
市は、医療救護班と連携して、応急救護所を設置し、トリアージ及び応急手当を行う。
(4) 委託医療機関等による医療
医療救護班による救護ができない者又は医療救護班による救護の実施が適当でないと判断される者については、以下に掲げる委託医療機関において救護を行うものとする。

ア　救助法適用市町村の区域内の病院又は診療所における入院治療施設

参考資料 2－2　市内医療機関一覧

参考資料 3－23　救急医療における災害発生の連絡系統図

4　後方医療施設への搬送（実施主体：市[消防本部]）

市は、医療救護班による応急手当の後、後方医療機関への収容が必要とされた重傷者については、搬送先を考慮して、ヘリコプター等適切な搬送手段により搬送する。

〔応急医療のながれ〕

災害現場 ―（負傷者）→ 救護所 ―（重症者）→ 後方医療施設（病院等）

応急措置 トリアージ（重傷者と軽症者の選別）	収容医療

5　救急搬送（実施主体：市[消防本部]、県）

傷病者の搬送は、原則として市の保有する車両及び消防署の救急車両等により行う。

市は、道路の不通等によりヘリコプターでの搬送が必要な場合において、県を通じて、ドクターヘリ、自衛隊、第十一管区海上保安本部又は米軍等のヘリコプターの出動を要請する。

参考資料 3－21　ヘリポートの準備要領

6　助産体制（実施主体：市[健康増進課]、県）

(1) 実施責任者

市は、助産を行う。

また、災害救助法が適用された場合の助産は県が行い、市長はこれを補助するものとする。ただし、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、県の実施を待つことができないときは、市長が実施する。

(2) 助産の方法

ア　医療救護班等による助産

(ｱ) 助産は原則として産科医を構成員とする医療救護班が当たるものとする。

ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄の対応可能な助産師によって行うこともさしつかえないものとする。

(ｲ) 医療救護班の派遣に係る編成、構成及び救護所の設置については、上記２における応急医療の方法の場合と同様とする。

イ　委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護の実施が適当でないと判断される者については、以下に掲げる委託助産機関において救護を行うものとする。

(ｱ) 救助法適用市町村の区域内の産科を有する病院又は診療所

7　医薬品、衛生材料の確保（実施主体：市[健康増進課]、県）

医療及び助産実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具は、当該医療救護班の手持品を使用するものとする。

ただし、手持品がない、又は手持品が不足したときは、県において確保の上、輸送するものとする。

8　血液製剤の確保（実施主体：市[健康増進課]、県）

市は、県及び沖縄県赤十字血液センターと連携して血液製剤の確保を図り、医療救護班

等の要請に基づき供給するよう県に要請する。

９　被災者の健康管理とこころのケア（実施主体：市[健康増進課、障がい福祉課、高齢者支援課]、県）

(1) 被災者の健康状態の把握

市は、被災者の避難生活が長期にわたる場合は、県との連携のもとに避難所内に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。

医療救護班は、避難所・仮設住宅等での巡回健康相談を実施し、住民の健康状態の把握と対応を決定する。

(2) こころのケア

市は、速やかに相談窓口を設置し、避難生活によるストレス、ＰＴＳＤ、うつ病、アルコール依存症、統合失調症等の被災者に対し、“こころのケア”を行う。また、長期に渡る事が予想される場合は、県に対し相談窓口を設ける等の支援策を要請する。

また、子供への健康支援としては、学校における健康診断やカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う体制を構築するとともに、市は、県との連携によりこころのケア対策を実施する。

災害発生後の各段階におけるこころのケア活動の概要

段階区分	こころのケア活動の概要
フェーズ０ 発生直後、概ね 24 時間	①　安全確保・正確な情報収集と情報提供 ②　安心感の提供（社会的支え） ③　こころのケア体制の検討　等
フェーズ１ 発生後～数日間	①　主に避難所でのこころの相談・医療の提供 ②　精神障がい者の把握 ③　遺族へのケア　等
フェーズ２ 発生数日後から数週間	①　要支援者の把握 ②　こころのケア（新たに発生するこころの問題） ③　支援者への技術支援･勤務体制への助言（過労防止）　等
フェーズ３ 発生数週間～	①　こころのケア（長期的なこころのケア） ②　要支援者への継続支援 ③　交流の場の提供　等
フェーズ４ 発生数ヶ月後～終結	①　要支援者への継続支援 ②　健康相談（巡回型・固定型） ③　地域づくり

（出典：福島県　心のケアマニュアル）

(3) 継続的治療への対応

市は、人工透析等、継続的治療が必要な被災者の状況を把握し、必要に応じて医療機関や県宮古保健所に対応を要請する。

第 13 節　交通輸送計画

1　実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、以下の者が行うものとするとともに、緊急輸送道路及び緊急輸送港湾は以下とする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、被災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は、以下のとおりである。

ア　道路法に基づく規制　　道路の管理者
イ　道路交通法に基づく規制　　県公安委員会
ウ　災害対策基本法に基づく規制　　県公安委員会

(2) 台風・大雨時の応急対策

台風・大雨時は以下の対策を行うものとする。

ア　各道路管理者及び宮古島警察署は、災害警戒段階から緊密に連携し、道路の巡視、点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

特に、避難勧告等が発表された場合は、避難対象地区の道路の浸水、土砂災害及び倒木等の被害状況を確認し、市に伝達する。

イ　宮古島警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ及び車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(3) 交通施設の応急対策

交通施設の応急対策は、「第 31 節　公共土木施設応急対策計画」の定めるところによる。

(4) 緊急輸送

災害時における緊急輸送の実施は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。

ただし、次の場合、県は緊急輸送に必要な措置をとるものとする。

ア　災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
イ　輸送の実施機関において輸送することが不可能と認められる場合
ウ　港湾施設、空港施設の被災により機能を失い、県内又は本土との輸送が困難な場合
エ　公共交通機関が長期にわたり運行停止となる場合

(5) 緊急輸送道路

緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 31 年 2 月沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画策定協議会）における重要道路（第 1 次緊急輸送道路）は、以下のとおりである。

道路種別	路線名	区間
主要地方道	平良城辺線	袖山入口～郡農協前
主要地方道	平良城辺線	宮古島市平良西里～袖山入口
一般県道	平良新里線	平良市平良～袖山入口
一般県道	高野西里線	平良港～北給油所
市町村道	宮古島市道（中央縦線）	平良西里～北給油所
港湾道路	臨港道路漲水 2 号線	平良港交差点～宮古島海上保安部
港湾道路	臨港道路漲水中央線	平良港

参考資料 3－24　緊急輸送道路一覧

(6) 緊急輸送港湾
緊急輸送上、重要な港湾（重要港湾、地方港湾）は以下のとおりである。

港湾名	管理者	施設名	所在地
平良港	宮古島市	平良港漲水地区岸壁（-7.5m～-10m）220m	宮古島市

(7) 緊急輸送漁港
県が定める緊急輸送上、重要な漁港は以下のとおりである。

漁港名	管理者	施設名	所在地
佐良浜漁港	沖縄県	-3.5m岸壁(2)：1バース	宮古島市

2　交通の規制（実施主体：市[道路建設課、港湾課、水産課]、県、沖縄総合事務局、宮古島警察署）

(1) 規制の種別
災害時における交通規制の種別は、以下のとおりである。

ア　危険箇所における規制

(ｱ) 道路法に基づく規制（道路法第46条）
災害時において、道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者が交通を禁止し、又は制限するものとする。

(ｲ) 道路交通法に基づく規制（道路交通法第4条）
災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

イ　緊急輸送のための規制

(ｱ) 基本法に基づく規制（基本法第76条）
県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあっては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。

(2) 危険箇所における規制
市、県又は県公安委員会は、道路の破損、決壊、その他状況により通行禁止又は制限する必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明りょうに記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は、適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。
特に、津波警報が発表された場合は、浸水想定区域への車両の流入を規制する。

(3) 緊急輸送のための規制
県公安委員会は、災害が発生した場合において、災害応急対策に従事するもの又は災害対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため、必要があると認めるときは、以下により適切な措置をとるものとする。

ア　緊急輸送機関の措置
被災地において、緊急輸送を実施しようとする機関の長は、あらかじめ日時、種別、輸送量、車両の種別、発着地、経路、事由等を県公安委員会に連絡するものとする。

イ　県公安委員会の措置
県公安委員会は、アの連絡を受けた場合において、緊急通行車両以外の車両の通行を

禁止し、又は制限する必要があると認めるときは、以下の措置をするものとする。

(ｱ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止、又は制限の対象、区間及び期間を記載した標示及び適当な迂回路の標示を所定の場所に設置するものとする。

(ｲ) 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路管理者に通知するいとまがいないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(ｳ) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

(4) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、緊急通行車両の確認を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者から、緊急通行車両の事前届出書を提出させ、これを審査の上、届出済証を交付する。

また、届出済証を交付した車両については、緊急通行車両事前届出受理簿に登載しておく。

(5) 緊急通行車両の標章及び証明書

県又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により標章及び証明書を交付し、被災地における交通の混乱の防止を図るものとする。

ア　使用者の申出

緊急輸送に車両を使用しようとするものは、県又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を申し出るものとする。

イ　証明書等の交付

県又は県公安委員会は、アの申し出による緊急車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するものとする。

また、届出済証の交付を受けている車両については、優先的に通行に係る確認を行うとともに、確認のための審査を省略する。

(6) 標章の掲示

(5)のイにより交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

(7) 警備業者による交通誘導等

被災者に対する救援救護等の活動が公的機関のみでは十分に実施することができない場合、「災害時における円滑な通行の確保等に関する協定」及び「同細目協定」に基づき、県は県警察を通じて(一社)沖縄県警備業協会に対し、災害時における円滑な通行等を確保するために出動要請を行うことができる。

当該出動要請に係る業務内容については、災害時における被災地の被害拡大防止、救護、救援活動のための交通誘導のほか、避難場所、救援物資の保管場所等における警戒、警備業務等とする。

(8) 通行禁止等の周知

県公安委員会は、災害時における通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）を行ったときは、基本法第76条の規定に基づき、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させるものとする。

(9) 車両の運転者の責務

基本法第76条の規定に基づく通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア　道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合

道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、車両を当該道路区間以外の場所に移動させる。ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

イ　区域に係る通行禁止等が行われた場合

区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両を道路外の場所に移動させる。

ただし、これにより車両を移動させることが困難なときは、できる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならない方法で駐車させる。

ウ　警察官の指示を受けた場合

その他、警察官の指示を受けたときは、それに従う。

(10) 警察官、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

ア　警察官による措置命令等

警察官は、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

また、警察官は、命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができない場合は、自ら当該措置をとることができる。

イ　災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員による措置命令等

警察官がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官及び消防吏員は、自衛隊及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な運行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

なお、措置を命じ、又は自ら当該措置をとったときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(11) 道路管理者等の措置

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（以下本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生し、緊急通行車両の通行を確保するため緊急を要するとき、又は県公安委員会から要請を受けたときは、区間を指定し、運転者等に対して車両の移動等を命令する。また、運転者がいない場合等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

県知事は、必要に応じてこれらの措置をとるべきことを道路管理者等である市町村に指示し、緊急通行車両の通行ルートを広域的に確保するものとする。

3　緊急輸送（実施主体：市[防災危機管理課、財政課]、県、沖縄総合事務局、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

(1) 輸送対象

緊急輸送の輸送対象は以下の第１段階から第３段階とする。

ア　第１段階

(ｱ) 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

(ｲ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

(ｳ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員並びに情報通信、電力、ガス及び水道施設の保安要員その他初動及び応急対策に必要な要員・物資等

(ｴ) 後方医療機関へ搬送する負傷者等

(ｵ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員及び物資

イ　第２段階

(ｱ) 上記アの続行

(ｲ) 食料及び水等の生命維持に必要な物資

(ｳ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

(ｴ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ　第３段階
(ｱ) 上記イの続行
(ｲ) 災害復旧に必要な人員及び物資
(ｳ) 生活必需品

(2) 輸送の方法

ア　輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案して次のうちの適当な方法によるものとする。
(ｱ) 道路輸送
(ｲ) 海上輸送
(ｳ) 空中輸送
(ｴ) 人力による輸送

イ　輸送実施機関は、所属職員のうちから輸送責任者を指名し、当該物資等を輸送する車両等に同乗させる等の措置を講ずるものとする。

(3) 道路輸送

ア　車両等の確認
輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、概ね以下の順位によるものとする。
(ｱ) 応急対策を実施する機関に属する車両等
(ｲ) 公共的団体に属する車両
(ｳ) 営業用の車両等
(ｴ) 自家用の車両等

イ　民間車両による輸送
(ｱ) 市及び県における措置
市及び県において、民間車両により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局・宮古運輸事務所にあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。
(ｲ) 沖縄総合事務局運輸部における措置
①　災害が発生し、緊急に陸上輸送を実施する必要があると認めたときは、旅客車両又は貨物車両を使用することを考慮し、事態に応じて旅客運送業者又は貨物運送業者に対し、輸送区間、車両、又は運送すべき人、若しくは物を指定して輸送を要請する。
②　上記により旅客車両又は貨物車両により輸送を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。
③　輸送の要請を受け、任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後５日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。
(ｳ) 運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関への輸送要請
①　県又は指定地方行政機関の長は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人、物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して運送を要請するものとする。
②　県又は指定地方行政機関の長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由が無く要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対して当該運送を行うべきことを指示する。

ウ　燃料の確保
市又は県において、車両による輸送を行う場合は、沖縄県石油商業組合・沖縄県石油業協同組合に優先的な供給を要請する。

(4) 海上輸送

ア　海上輸送の実施
災害の発生により陸上輸送が困難な場合、離島への物資等の輸送が必要な場合又は海上輸送がより効果的な場合は、輸送実施機関が船舶を借り上げ、輸送を実施するものと

する。特に緊急の場合又は災害救助のため、船舶による輸送が必要な場合は、県有船舶又は第十一管区海上保安本部所属船艇の協力を求めて、輸送の実施に努めるのとする。

イ　県有船舶による輸送

市は、県有船舶による輸送を必要とする場合、次の事項を明らかにした文書により、県に対して要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(ｱ) 災害の状況及び応援を必要とする理由
(ｲ) 応援を必要とする期間
(ｳ) 応援を必要とする船舶数
(ｴ) 応急措置事項
(ｵ) その他参考となるべき事項

ウ　第十一管区海上保安本部船艇による輸送

第十一管区海上保安本部船艇の派遣要請等については、以下のとおりとする。

(ｱ) 市長は、第十一管区海上保安本部船艇による輸送を必要とするときは、県知事に対し「第４節　自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて、要請を依頼するものとする。
(ｲ) 県知事は、(ｱ)の要請が適切であると認めるとき、又は自らその必要を認めたときは、第十一管区海上保安本部長に対し、「第４節　自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて船艇の派遣を要請するものとする。
(ｳ) 市及び県における要請後の措置等は、「第４節　自衛隊災害派遣要請計画」に定める要領に準じて行うものとする。

エ　民間船舶による輸送

(ｱ) 市及び県における措置

市又は県において民間船舶により輸送を行う場合は、沖縄総合事務局運輸部にあっせんを依頼し、迅速な輸送の実施に努めるものとする。

(ｲ) 沖縄総合事務局運輸部における措置

①　災害が発生し、緊急に海上輸送を実施する必要があると認めたときは、内航船舶又は旅客船を使用することを考慮し、事態に応じて内航運送業者又は旅客定期事業者に対し航路、船舶、運送すべき人又は物を指定して航海を要請する。
②　①により、内航船舶又は旅客船による航海を要請する場合の指定は、沖縄総合事務局運輸部長が行う。
③　航海の要請を受け任務に従事した事業者は、その状況を任務終了後５日以内の期間をもって沖縄総合事務局運輸部へ報告するものとする。

(5) 空中輸送

ア　空中輸送の実施

災害の発生による交通途絶等の理由により市内の離島等へ緊急に空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行うものとする。

イ　空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、「第４節　自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによるものとする。

ウ　ヘリポートの整備

市は、空中の輸送（緊急患者空輸、物資の空輸等）を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機からの物資投下が可能な場所の選定、整備に努め災害時における空中輸送の円滑を図るものとする。

ヘリポートの設置基準については、「第４節　自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

参考資料３－21　ヘリポートの準備要領
参考資料７－9　車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書（様式）

４　広域輸送拠点の確保（実施主体：市[総務課]、県）

県は、自ら確保した物資及び県内外からの救援物資を受け入れ、市に輸送するために、宮古空港・下地島空港や平良港等に近接する施設又は空地に広域輸送拠点を確保する。

市は、救援物資の受け入れのために、施設又は空地に輸送拠点を確保する。

第 14 節　治安警備計画

１　災害時における警察の任務

宮古島警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急的対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持にあたるものとする。

２　災害時における警備体制（実施主体：宮古島警察署）

宮古島警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次により災害警備体制を確立するものとする。

(1) 警備体制の種別

警備体制は、以下のとおりとする。

ア　準備体制

台風が接近し、又は大雨、高潮等の警報・注意報等が発せられ、予想される災害の発生までに相当の時間的余裕がある場合は準備体制をとる。

イ　警戒体制

管内に暴風、大雨、高潮、津波、地震等の警報が発せられ災害（大規模災害を除く。）による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警戒体制をとる。

ウ　非常体制

大規模災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、非常体制をとる。

(2) 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、県警本部及び宮古島警察署に災害警備本部を設置するものとする。災害警備本部の名称組織については、警察本部長が定めるものとする。

(3) 警備部隊の編成

警察本部長又は宮古島警察署長は、災害警備本部等を設置したときは、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、所要の警備部隊を編成するものとする。

(4) 警備部隊の運用

県警察は災害の種別、規模、態様に応じ、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

３　災害警備措置要領

警備体制発令時における警備措置は以下のとおりとし、その実施運用は、「沖縄県警察災害警備実施要綱」又は「沖縄県警察大規模地震災害警備実施要領」の定めるところによる。

(1) 準備体制段階

準備体制をとったときは、概ね以下に掲げる活動を行うものとする。

ア　災害警備連絡室（本部）の設置

イ　気象、災害情報の収集及び伝達

ウ　事前広報
エ　関係機関との連絡
オ　装備資器材の準備
カ　通信の確保
キ　警察施設の防護
(2) 警戒体制段階
警戒体制をとったときは、(1)に掲げる活動のほか、概ね以下に掲げる活動を行う。
ア　災害警備（準備）本部の強化
イ　警備本部要員の招集
ウ　警備部隊の編成及び事前配置
エ　装備資器材の事前配備
オ　広報体制の確立
カ　警備部隊の応援要請
キ　補給
(3) 非常体制段階
非常体制をとったときは、(1)及び(2)に掲げる活動のほか、概ね以下に掲げる活動を行う。
ア　避難誘導及び警戒措置
イ　被害調査
ウ　救出救助活動
エ　行方不明者の捜索及び死体の見分
オ　犯罪の予防及び検挙
カ　応援部隊の派遣調整
キ　交通秩序の維持及び交通規制の実施
ク　広報活動

4　被災地の社会秩序の維持（実施主体：宮古島警察署、第十一管区海上保安本部）
(1) 被災地の安全確保
警察は、被災地及びその周辺の安全を確保するために警察が独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。
また、必要により避難所等に臨時派出所を設置して防犯活動を行う。
さらに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。
(2) 海上の安全確保
第十一管区海上保安本部は、被災地付近の海上において巡視船艇を配備し、速やかな安全確保に努める。

第 15 節　災害救助法適用計画

1　実施責任者
救助法に基づく救助は、県が実施する。この場合、市長は、県が行う救助を補助するものとする。
ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、災害救助法施行令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。
救助の種類は、以下のとおりである。
(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与（実施主体：市[市民生活課、都市計画課、建築課]）

(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給（実施主体：市[交流推進課、学校給食共同調理場、水道総務課]）
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与（実施主体：市[交流推進課、福祉政策課]）
(4) 医療及び助産（実施主体：市[健康増進課]）
(5) 被災者の救出（実施主体：市[消防本部]）
(6) 被災した住宅の応急修理（実施主体：市[建築課]）
(7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（実施主体：市[福祉政策課]）
(8) 学用品の給与（実施主体：市[学校教育課]）
(9) 埋葬（実施主体：市[総務課]）
(10) 死体の捜索及び処理（実施主体：市[総務課]）
(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（実施主体：市[道路建設課]）

なお、救助法の適用にいたらない災害についての被害者の救助は、市長が実施するものとする。

2　救助法の適用基準

救助法による救助は、市の被害が次のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市が行うものとする。

(1) 市における住家の被害について、被害世帯数が 80 世帯に達したとき。
(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 1,500 世帯以上であって、市の被害世帯数が 40 世帯（(1)の被害世帯数の２分の１）に達したとき。
(3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、市の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
(4) 市における被害がいずれかに該当し、県知事が特に救助の必要を認めたとき。
ア　災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が焼失したとき。
イ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、若しくは受けるおそれが生じたとき。

3　救助法の適用手続き（実施主体：市[防災危機管理課、福祉政策課]、県）

(1) 市の役割
ア　災害の発生に際し、市における被害が２の適用基準のいずれかに該当するときは、法に基づく災害報告要領により、市長は直ちにその旨を県知事に報告するものとする。
イ　災害の事態が急進して、県知事による救助法の実施を待つことができないときは、市長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その指示を受けるものとする。
(2) 県の役割
ア　県は、市からの報告に基づき救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について当該市に通知するとともに、関係行政機関、内閣府に通知又は報告するものとする。
イ　救助法を適用したときは、速やかに公告するものとする。

4　救助法による救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準

救助法による災害救助の程度、方法、期間及び実費弁償の基準は、以下のとおりとする。

(1) 救助の程度、方法及び期間
災害救助法施行細則（昭和 47 年沖縄県規則 19 号）別表第１
(2) 実費弁償の方法及び程度
災害救助法施行細則（昭和 47 年沖縄県規則 19 号）別表第２

参考資料 3－25　災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

５　救助の組織

市本部が設置された場合における救助の組織は、「第１章及び第２章の第１節　組織計画」に定めるところによるものとする。なお、県本部を設置するにいたらない場合には、平常の組織をもって対処するものとする。

第 16 節　給水計画

１　実施責任者

災害のため、現に飲料水を得ることのできない者への給水は、災害救助法が適用された場合、県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市が行うこととすることができる。

また、災害救助法が適用されない場合で、市が必要と認めたときは、市が実施する。

２　断水地域等への給水の方法（実施主体：市[水道総務課・水道工務課、消防本部]、県）

(1) 給水は、必要最低限の生活が維持できる生活用水の供給に限る。

(2) 飲料水の供給に使用する器具は、すべて衛生的処理をしたのちに使用するものとし、飲料水は給水時に水道水質基準に適合する残留塩素があることを適宜確認するものとする。

(3) 供給の方法は、応急用水として消火栓、または配水池等から、市所有車両等及び容器により、被害実情に応じて設置する給水ポイントに搬送、給水する。

(4) 給水体制が整わない段階においては、協定先等からペットボトルを確保し供給する。

参考資料 2－3　応急給水用車両・資機材の種別及びタンク容量等

３　医療施設等への優先的給水（実施主体：市[水道総務課、消防本部]

医療施設、社会福祉施設、避難所等に対しては、優先的に給水を行うものとする。

第 17 節　食料供給計画

１　実施責任者

災害時における食料の供給は、救助法が適用された場合は、県知事が実施する。

ただし、県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めたときは、市長が実施する。

２　食料の調達（実施主体：市[交流推進課]、県）

(1) 市

あらかじめ食料供給計画を定めておき、被災者のための食料の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他市町村に対し応援を要請する。

(2) 県

ア　市から食料供給の要請があったときは、県の備蓄食料、協定締結機関（九州・山口９県災害時相互応援協定含む。）又は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づく農林水産省生産局への要請等により必要な食料を確保して、当該市に供給する。

イ　食料の輸送は調達先に依頼するが、当該調達先が輸送できないときは、第 13 節の「３緊急輸送」に基づいて実施する。

3　炊出等の食品の給与（実施主体：市[交流推進課、学校給食共同調理場、水道総務課]）

被災者に対する応急炊き出し及び食料品の給与は、次によるものとする。

(1) 給与の方法

ア　炊き出し及び食品の給与を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定めるものとする。

イ　救助用応急食料は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては食品業者から確保した弁当、パン又はおにぎりとする。

ウ　炊き出しは各支所市民生活班、教育対策部学校給食共同調理場班が中心となり、自治会、女性団体等のボランティアに協力要請して行うものとする。

エ　炊き出し及び食料品の給与のために必要な原材料及び燃料等の確保は、企画政策対策部、総務対策部が行うものとする。

オ　炊き出しは、各避難所等（補助施設としての調理場：学校給食優先）を利用する。できるだけ避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設けるものとする。

カ　炊き出し施設の選定にあっては、あらかじめ所有者又は管理者から了解を得ておくものとする。

キ　炊き出しにあたっては、常に食料品の衛生に留意するものとする。

ク　食料の提供にあたっては、食物アレルギーをもつ被災者に配慮し、原材料表示や献立表の掲示等を行うものとする。

(2) 給与の種別、品目及び数量

ア　種別

(ｱ) 炊き出し（乳幼児のミルクを含む。）

(ｲ) 炊き出し給与（住家の被害により一時縁故先等に避難する者に対して現物をもって３日以内の食料品を支給する。）

イ　給与品目及び数量

(ｱ) 給与品目は、米穀又はその加工品及び副食品とする。

(ｲ) 給与数量は、１人１日精米換算 300g 以内とする。乾パン、麦製品（乾ウドン等）は社会通念上の数量とし、副食品の数量については制限しない。

参考資料 7－10　食糧品等受払簿（様式）

4　要配慮者等に配慮した食料の給与（実施主体：市[福祉部、交流推進課、市民生活課、観光商工課]）

市は、要配慮者や食物アレルギー等に配慮した食料の給与に努めるものとする。

第 18 節　生活必需品供給計画

1　実施責任者

被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、救助法が適用された場合は、県知事が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市が必要と認めるときは、市長が実施する。

2　給与又は貸与の方法

衣料、生活必需品その他物資の給与又は貸与は、救助物資配分計画表により、被害別及び世帯の構成員数に応じて行うものとする。

また、避難所の避難者のみならず、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努め

る。
　なお、物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、夏季の暑さ対策など被災地の実情を考慮し、さらには、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した物資を供給する。

3　給与又は貸与の品目

　原則として被服、寝具その他生活必需品として認められる以下の品目とする。
（品目例）
　寝具、外衣、肌着、身廻品、炊事道具、食器、日用品及び光熱材料

参考資料 7－11　生活必需品等の供給状況（様式）

4　物資の調達（実施主体：市[防災危機管理課、企画調整課]）

(1) 市の役割
　あらかじめ生活必需品等供給計画を定めておき、被災者のための生活必需品等の確保に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し応援を要請する。

(2) 県の役割
ア　市から調達の要請があったときは、県の備蓄物資、卸売業者又は大規模な小売店等から購入した生活必需品等を当該市町村に緊急輸送する。
イ　備蓄物資又は、県内で生活必需品等の必要量の確保が困難な場合、他県、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等へ必要な物資又は資材の供給を要請する。
ウ　市が災害応急対策を的確に行うことが困難であり、緊急を要すると認められる場合は、市からの要求を待たないで物資を確保し輸送する。
エ　災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。
オ　運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が、正当な理由が無いにもかかわらず要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うことを指示する。

5　救援物資の受け入れ（実施主体：市[企画調整課]）

(1) 救援物資の受け入れ
　市は、全国の自治体及び団体等からの救援物資を受け入れる。
　市で救援物資の受け入れができない場合は、県が市のニーズを把握し、救援物資提供の申出を受け付ける。

(2) 受け入れルールの作成
　救援物資を受け入れる場合は、自治体、企業及び団体からの大口の提供のみとするなど、ルールを明確にする。

(3) 救援物資の受け入れ方法
　県が救援物資の提供を行う場合は、以下のとおりとする。
ア　市のニーズを明確にし、必要な時期に必要の物資を提供されるよう要請する。
イ　広域輸送拠点までの輸送は、提供先に要請する。
ウ　広域輸送拠点での受け入れ及び整理は、可能な限り民間物流業者等の供給システムを活用できるように要請する。
エ　市は、空港、港湾等の被害状況を踏まえて、ヘリコプター、又は船舶等の適切な手段での輸送を県に要請し、迅速に輸送する。

第 19 節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

１　感染症対策（実施主体：市[健康増進課、環境衛生課]、県）

(1) 実施責任者

市は、県（宮古保健所）の指示に従って感染症対策上必要な措置を行うものとする。

(2) 感染症対策実施の組織

市は、災害発生時の感染症対策実施のため感染症対策班を編成するものとする。

(3) 感染症対策の実施

ア　清潔方法

市は、感染症の患者が発生し、又は感染症がまん延するおそれがある場合において、感染症予防のため必要があると認めるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がない場合は管理者）に対し清潔を保つよう指導するものとする。

また、市は自ら管理する道路、溝渠、公園等の場所の清潔を保つものとする。

なお、津波被害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう十分に留意する。

イ　消毒方法

消毒の方法は、同法施行規則第 14 条によるものとする。

ウ　ねずみ族及び昆虫等の駆除

ねずみ族及び昆虫等の駆除の方法は、同法施行規則第 15 条によるものとする。

エ　生活の用に供される水の供給

法第 31 条第２項の規定による県知事の指示に基づいて、市は速やかに生活の用に供される水の供給措置を開始するものとする。

オ　臨時予防接種

予防接種法第６条第１項の規定に基づく県の指示に基づく臨時予防接種は、対象者の範囲及びその時期又は期間を指定して実施するものとする。実施にあたっては、特別の事情のない限り、通常災害のおちついた時期を見計らって定期予防接種の繰上げの実施等を考慮する。

ただし、集団避難所で患者若しくは保菌者が発見され、まん延のおそれがある場合には緊急に実施するものとする。

カ　避難所の感染症対策措置

避難所を開設したときは、県の指導のもとに避難所における感染症対策の徹底を期さなければならない。このため避難所内における衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て感染症対策に万全を期するものとする。

なお、感染症対策指導の重点事項は概ね次のとおりとする。

(ｱ) 疫学調査
(ｲ) 清潔の保持及び消毒の実施
(ｳ) 集団給食
(ｴ) 飲料水の管理
(ｵ) 健康診断

２　保健衛生（実施主体：市[生活環境部、福祉部]、県）

(1) 被災者の健康管理

市及び宮古保健所は、以下により被災者の健康管理を行う。

ア　良好な衛生状態の保持

被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不

調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

イ　要配慮者への配慮

高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

ウ　保健師等による健康管理

保健師等による巡回健康相談等を実施し、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導）を行う。

３　し尿の処理（実施主体：市[環境衛生課]、県）

(1) 実施責任者

市は、被災地域におけるし尿の収集・処理の計画及び実施について、清掃班を組織し、対応するものとする。

ただし、被害が甚大なため本市において実施できない有害化学物質等が漏出した場合等は、他市町村又は県の応援を求めて実施するものとする。

(2) し尿の収集

市は、所要の計画に基づいて清掃班によりし尿の収集を実施し、し尿の収集運搬戸数は1.8キロリットルバキューム車で1回約20世帯とする。

なお、収集されたし尿はあらかじめ指定する場所に運搬し処理するものとする。

(3) 仮設便所等のし尿処理

市は、避難者の生活に支障が生ずることがないよう、避難所への仮設便所の設置をできる限り早期に完了する。

また、仮設便所の管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行うとともに、し尿の収集・処理を適切に行う。

(5) 清掃用薬剤の調達

市は、清掃用薬剤の調達の必要が生じたときは、適切に調達を実施するものとする。

４　食品衛生監視（実施主体：市[健康増進課]、県）

(1) 実施責任者

宮古保健所は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは食品衛生監視班を編成し、被災地における食品衛生監視活動を実施するものとする。

(2) 活動内容

食品衛生監視班は、以下の活動を行う。

ア　救護食品の監視指導及び試験検査

イ　飲料水の簡易検査

ウ　その他食品に起因する危害発生の防止

５　犬等及び危険動物の保護・収容計画（実施主体：市[環境衛生課]、県）

(1) 実施責任者

ア　犬及び負傷動物対策

市及び県（宮古保健所）は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。

イ　危険動物対策

県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。

(2) 収容及び管理

ア 犬及び負傷動物対策

県は、市及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。

イ 危険動物対策

県は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、市、警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。

(3) 保護・収容動物の公示

県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。

(4) 動物の処分

ア 県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。

イ 県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、宮古島警察署、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。

6 ペットへの対応（実施主体：市[環境衛生課]、県）

災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県（宮古保健所）は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。

(1) 動物救済本部の設置

ア 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。

イ 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。

(2) 避難所での取扱い

市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。

また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

第20節 行方不明者の捜索、遺体処理及び埋葬計画

1 実施責任者

遺体の捜索、処理及び埋葬は、救助法が適用された場合は、県が実施する。

ただし、県が救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市が必要と認めたときは、市が実施する。

2 行方不明者の捜索（実施主体：市[消防本部]、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

市等は、関係機関の協力により捜索班を編成し、警察、自衛隊及び第十一管区海上保安本部の協力得て、遺体の捜索を実施するものとする。

参考資料7－12 行方不明者届出票、捜索者名簿（様式）

3　遺体の処理（実施主体：市[総務課]、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部、自衛隊）

(1) 遺体の取扱

発見された遺体については、海上保安庁死体取扱規則（昭和 45 年）、死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則）の規定により、海上保安官及び警察官は所要の本籍等不明死体調査書を作成ののち、遺族又は市長に引き渡すものとし、市はその後において必要に応じて遺体の処理を行うものとする。

宮古島警察署は、必要に応じ警察災害派遣隊を被災地に派遣し、医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。また、効果的な身元確認のために、必要な資料の提供について市等と連携を図る。

(2) 遺体の処理

ア　遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のため処置として行うものとする。

イ　遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の施設に仮設）に集めて、埋葬の処理をとるまで保存する。

ウ　検案

遺体について死因、その他について医学的検査をする。

エ　遺体の処理は埋葬の実施と一致することを原則とする。

参考資料 2－4　遺体の収容所及び一時安置所一覧表
参考資料 7－13　遺体調書等（様式）

4　遺体の埋葬（実施主体：市[総務課]、県）

埋葬又は火葬は市長が実施する。納骨は遺族が行うが遺族のない者については、市が実施する。

5　広域火葬（実施主体：市[総務課]、県）

市で火葬が困難な場合は、県に広域火葬を要請する。県は、火葬が可能な施設を把握し、火葬の受け入れ、火葬場までの遺体の搬送を調整する。

第 21 節　障害物の除去・災害廃棄物処理計画

1　実施責任者

災害時における障害物の除去は、救助法が適用された場合は県が実施する。

ただし、県は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長が行うこととすることができる。

また、救助法が適用されない場合で、市長が必要と認めたときは、市長が実施する。

港湾において、港湾管理者からの要請があり、港湾施設の管理を国が行うことが必要と認めるときは国が実施する。

2　障害物の除去（実施主体：市[道路建設課、都市計画課、港湾課、水産課]、県、沖縄総合事務局）

(1) 住居又はその周辺に運ばれた障害物

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼすものの除去を、救助法に基づき実施する。

ア　対象者

(ｱ) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること

(ｲ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
(ｳ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ　除去の方法

市は、人夫あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。ただし、日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限る。

(2) 倒壊住宅

市は、解体後の処分場所までの運搬及び処理を行う。

(3) 道路関係障害物

道路管理者は、自動車・死体等の特殊なものを除き、道路上の障害物を除去する。特に、交通路の確保のため緊急輸送道路を優先的に行う。

(4) 河川・港湾・漁港関係障害物

河川管理者及び港湾・漁港管理者は、それぞれが管理する区域の障害物を除去する。

第十一管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずることを命じ、又は勧告する。

3　災害廃棄物の処理（実施主体：市[環境衛生課]、県）

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害発生時に排出する多量の一般廃棄物を速やかに、かつ、円滑に処理する体制を確保するため、国が策定した「震災廃棄物対策指針暫定版（平成26年３月）」及び「沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年３月）」又はこれを踏まえてあらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき処理体制を速やかに確保する。

県は、廃棄物処理が市のみでは困難な場合、情報提供や技術的な助言等を行うとともに、国、市及び関係団体と調整し、広域処理体制を構築する。

(2) 仮置場、最終処分地の確保

市内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合、県は、県内の他市町村での仮置場及び最終処分地の確保について、環境省と連携して市を支援する。

(3) リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことによって可能な限りリサイクルに努めることとし、県においては、リサイクルの技術面の指導や対応可能な業者の選定等を環境省と連携して行う。

(4) 環境汚染の未然防止、住民・作業者の健康管理

障害物の除去にあたっては、有毒物質の漏洩やアスベストの飛散防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮するものとする。県は、そのための技術面の指導、監視等を環境省その他関係機関と連携して行う。

第 22 節　住宅応急対策計画

1　実施責任者

市及び県は、応急仮設住宅の設置や被害住宅の応急修理の実施及び既存公営住宅の活用によって、被災住民の住居の確保を図るものとする。

2　応急仮設住宅の設置等（実施主体：市[建築課]、県）

(1) 実施者

応急仮設住宅の設置は、救助法が適用された場合は、県が実施する。

また、救助法が適用されない場合で、市が必要と認めるときは、市が実施する。

(2) 対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、住家が全壊（焼）又は流失し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者とする。

(3) 設置の方法

応急仮設住宅の建設は県が直接又は建築業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

県及び市は、高齢者等要配慮者であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護仮設等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を、仮設住宅として設置できる。

(5) 入居者の選定

入居者の選定にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の入居を優先するものとする。

(6) 賃貸住宅借り上げによる収容

県及び市は、応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これらに収容することができる。

(7) 運営管理

応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮する。

3　住宅の応急修理（実施主体：市[建築課]、県）

(1) 実施者

被災した住宅の応急修理は、救助法が適用された場合は、県（権限を委任した場合は市）が実施する。

救助法が適用されない場合で、市が修理の必要を認めるときは、市が実施する。

(2) 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害により住家が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ自己の資力では住家の応急修理を行うことができない者とする。

(3) 修理の方法

ア　住宅の応急修理は県（権限を委任した場合は市）が直接又は建築事業者に請負わせる等の方法で行うものとし、必要がある場合は県において必要資材の調達を行うものとする。

イ　応急修理は居室、炊事場及び便所等のような、生活上欠くことのできない最小限度必要な部分を対象とする。

4　市営住宅の活用（実施主体：市[建築課]）

市は、指定管理者と連携を図り、市営住宅の空家状況の把握に努める。

また、市営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の安定を図る。

5　県営住宅の活用（実施主体：市[建築課]、県）

県は、指定管理者と連携を図り、県営住宅の空家状況の把握に努め、市に配分する。

また、県営住宅に入居を希望している被災者に対し入居資格の特例を認め、その居住の

安定を図る。

6　住家の被災調査（実施主体：市[建築課]、県）

市は、罹災証明発行のために、住家の被災状況の調査を行い、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）等に基づき、全壊、大規模半壊、半壊及び一部破損の区分で判定を行う。

県は、市の要請に基づき、全国から調査要員を確保し配置するなどの調整を行う。

なお、調査にあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(1) 事前準備

ア　航空写真の撮影

イ　調査員の確保（各部各班からの応援、ボランティア建築士、関係機関からの応援職員等）

ウ　調査備品等の準備（調査票、被害状況判定基準書、住宅地図、調査員運搬車両等）

(2) 被害家屋調査フロー

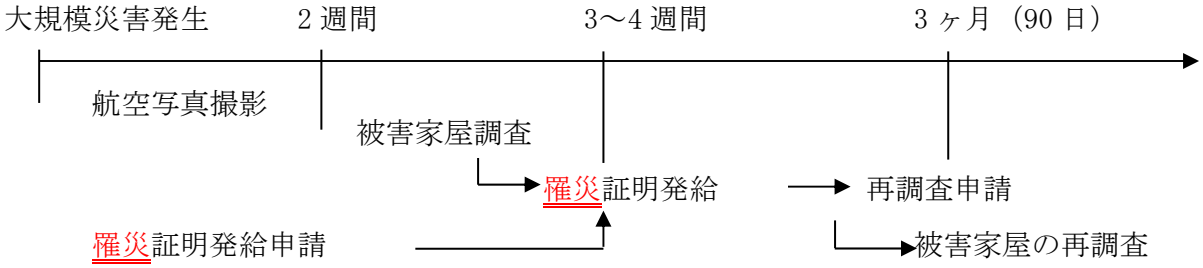

(3) 被害家屋再調査の方法

この調査は、先に行った被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び物理的に調査ができなかった家屋について、申し出により行うものである。

ア　調査実施体制

再調査については、より専門的な知識等が求められることから、班員のみ又は市職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職（建築士等）を必要とする場合は、応援要請を行うものとする。その際、被害調査は、本部班に連絡し、関係機関等へ応援を要請する。

イ　調査方法

被害家屋再調査の判定にあたっては、先に行った調査基準「災害の被害認定基準の統一について（昭和 43 年 6 月 14 日結審第 115 号内閣総理大臣官房審議室長通知　平成 13 年 6 月 28 日改正）」、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成 25 年 6 月、内閣府）等に基づくが、家屋内部への立ち入り調査から家屋被害再調査表により行うものとする。

第 23 節　二次災害の防止計画

1　実施責任者

建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、市が実施する。県は、市に判定士の派遣及び技術的な支援を行う。

2　被災建築物の応急危険度判定（実施主体：市[建築課、都市計画課]、県）

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊や部材の落下等の二次災害を防止し、使用者等の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

危険度判定は、「応急危険度判定実施要綱」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき応急危険度判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて建築物の応急危険度判定を実施し、判定結果を各建築物に表示する。

３　被災宅地の危険度判定（実施主体：市[建築課、都市計画課]、県）

市は、地震や豪雨等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の拡大による二次災害を防止するため、被災宅地の危険度判定を実施する。

危険度判定は、「被災宅地危険度判定実施要領」及び「実施マニュアル」により実施する。

県は、判定支援本部を設置し、市の要請に基づき、宅地判定士の派遣及び資機材の提供等の支援を行う。

市は判定実施本部を設置し、県及び関係団体の支援を受けて宅地の危険度判定を実施し、判定結果を表示する。

また、被害状況により被害の拡大が予想される場合は、応急対策や避難勧告・指示等の必要な措置をとる。

４　降雨等による水害・土砂災害の防止（実施主体：市[道路建設課]、県）

県は、地震後の降雨等による水害や土砂災害発生に備え、二次災害防止施策を講ずる。

特に、津波により海岸保全施設等に被害があった地域では、二次災害の防止に十分留意する。

沖縄県内で震度５強以上が観測された場合又は通常基準より少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される場合、県と沖縄気象台は、必要に応じて大雨（土砂災害）警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準を引き下げて運用する。

また、国に対して緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）の派遣を要請し、被災状況の迅速な把握、湛水排除など被害の発生及び拡大の防止及び被災地の早期復旧その他災害応急対策に協力を得る。

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

５　高潮、波浪等の対策（実施主体：市[港湾課、水産課]、県）

県及び国は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、必要に応じて応急工事及び市と連携した警戒避難体制等の応急対策を行う。

市は、災害の発生に備え避難対策を実施する。

第 24 節　教育対策計画

１　実施責任者

災害時の教育に関する応急対策の実施者は、以下のとおりとする。

(1) 市の役割

ア　市立小・中学校その他の文教施設の災害復旧は市が行う。

イ　市立小・中学校児童生徒に対する応急教育は市教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、県又は県教育委員会は、関係機関の協力を求め適切な措置を実施するものとする。

ウ　救助法による教科書、教材及び学用品支給については、県の補助機関として市長が行う。

(2) 県の役割

ア　県立学校その他の文教施設の災害応急復旧は、県教育委員会が行うものとする。

イ　県立学校の児童生徒に対する応急教育は、県教育委員会が行うものとする。

(3) 私立学校

私立学校等の文教施設の災害応急復旧及び児童生徒の応急教育は、学校設置者が行うものとする。

2　応急教育対策（実施主体：市[教育総務課]、県）

災害時における応急教育は概ね以下の要領によるものとする。

(1) 小・中学校

ア　学校施設の確保

災害の規模及び被害の程度により、以下の施設を利用するものとする。

(ｱ) 校舎の一部が使用できない場合は特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足するときは、二部授業等の方法により実施する。

(ｲ) 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、公民館等の公共的施設を利用し、又は、隣接学校の校舎等を利用する。

(ｳ) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合は、避難先の最寄りの学校又は被害をまぬがれた公民館等の公共的施設等を利用する。

なお、利用すべき施設等がないときは応急仮校舎の建設をする。

(ｴ) 市教育委員会は、応急教育にあたって市内に適当な施設がない場合は、県教育事務所を通じて県教育委員会に対して施設の提供につき要請を行うものとする。

県教育委員会は上記の要請があった場合は、適切な措置をとるものとする。

イ　教育職員の確保

県教育委員会は、県教育事務所及び市教育委員会と連携し、応急教育実施のため支障をきたすことのないよう適切な教育を行い、教育上の混乱をまねかないよう教育職員の確保に努めるものとする。

ウ　教科書、教材及び学用品の支給方法

(ｱ) 被災児童生徒及び教科書の被害状況の調査報告

市は被災した児童生徒及び災害によって滅失した教科書及び教材の状況を別に定めるところにより県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会は、市からの報告に基づき必要に応じて、現品入手の手続きを行うものとする。

(ｲ) 支給

①　救助法適用世帯の小学生及び中学生に対する支給

給与の対象となる児童生徒の数は、被災者名簿について当該学校における在籍の確認を行い、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握し、教科書にあっては、学年別、発行所別に調査集計し、調達配分する。

文房具、通学用品にあっては、前期給与対象人員に基づいた学用品購入（配分）計画表により購入配分する。

②　救助法適用世帯以外の児童生徒に対しては、市又は本人の負担とする。

エ　被災児童生徒の転校及び編入

被災児童生徒の転校及び編入については、教育長が別に定める。

(2) 県立学校

ア　学校施設の確保

授業実施のための校舎等の施設の確保は、(1)に準ずるものとする。

ただし、他の施設利用のための応援要請等の手続等は、以下によるものとする。

(ｱ) 応援の要請

各学校長は、管理外の施設を利用しようとする場合は、県教育委員会に対して、その旨を要請するものとする。

(ｲ) 応援の指示等

要請を受けた県教育委員会は、隣接の適当な県立の学校等に対して、施設を利用さ

せるよう指示するものとする。

なお、当該地域に適当な県立学校等の施設がないときは、その地域の適当な公共施設等の利用について、当該施設の管理者に協力を要請するものとする。

イ　教育職員の確保

災害に伴い教職員に欠損が生じたときは、学校長は、県教育委員会に対して教職員派遣の要請をする。要請を受けた県教育委員会は、ただちに教職員を派遣する。

ウ　応急教育

災害に伴う被害程度によって授業ができないときは休校とする。

ただし、正規の授業が困難であっても、できるだけ速やかに応急教育の実施に努めるものとする。

応急教育の実施にあたっては、以下の点に留意して行うものとする。

(ｱ) 生徒の教科書等の滅失状況等

(ｲ) 災害に伴う交通機関の状況あるいは、学校外の施設利用の際における通学の関係等

エ　教科書及びその他の学用品の支給等

災害により教科書等が滅失したものに対し、当該地域でその入手が困難なときは、その学校においてとりまとめて調達の支援をするものとする。

ただし、特別支援学校（高等部を除く。）にあっては、(1)のウに定める方法により調達配給するものとする。

オ　授業料等の減免措置

生徒の保護者等が被災した場合は、その被災の程度に応じて沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例等の規定に基づき、授業料等の減免等の措置をとる。

(3) 私立学校

私立学校の災害時における応急教育について、学校設置者が計画を策定し、その実施に当たるものとする。

私立学校設置者は、自ら応急の教育を行うことが困難な場合は、他の私立学校設置者、市教育委員会又は県教育委員会に対し、教育施設及び教職員の確保等、教育に必要な応援を要請する。

3　学校給食対策（実施主体：市[学校給食共同調理場]、県教育委員会）

市教育委員会及び県立学校長は、応急給食について県教育委員会、県学校給食会及び宮古保健所と協議の上、実施するものとする。

4　社会教育施設等の対策（実施主体：市[生涯学習部]、県教育委員会）

社会教育施設等の施設は災害応急対策のために利用される場合が多いことから、管理者は被害状況の把握に努めるとともに、被災した施設等の応急修理等を速やかに実施するものとする。

5　罹災児童・生徒の保健管理（実施主体：市[学校教育課]、県教育委員会）

市及び県は、罹災児童・生徒の心の相談を行うため、カウンセリング体制の確立を図る。

6　文化財の保護（実施主体：市[生涯学習振興課]、県教育委員会）

文化財の所有者等は、文化財に被害が発生した場合に、被害状況を速やかに調査し、その結果を報告する。

(1) 市指定の文化財は、市教育委員会に報告する。

(2) 県指定の文化財は、県教育委員会に報告する。国指定の文化財は、県教育委員会に報告し、県から文化庁へ報告する。

県教育委員会は、被災文化財について、県文化財保護審議会委員等の専門家の意見を参考にして文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての対策を所有者等に指示し指導するものとする。

第 25 節　危険物等災害応急対策計画

１　石油類（実施主体：市[消防本部]、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部）

(1) 危険物施設の責任者の役割

消防法で定める危険物の製造所等の施設が危険な状態となった場合、施設の責任者は、以下の応急措置を行うとともに、市（消防本部）等の関係機関に通報するものとする。

ア　危険物施設の実態に応じ、危険物の流出又は出火等のおそれのある作業を緊急に停止するとともに、施設の応急点検及び出火等の防止措置をとる。

イ　タンク破壊等による漏洩した危険物が流出、拡散しないよう防止措置をとる。

ウ　従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市の役割

市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示及び広報活動等を実施するものとする。

(3) 宮古島警察署の役割

宮古島警察署は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(4) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

２　高圧ガス類（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部）

(1) 高圧ガス保管施設責任者の役割

高圧ガス保管施設責任者は、高圧ガス保管施設が危険な状態となった場合、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等関係機関に通報するものとする。

ア　火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ　高圧ガス保管施設が危険な状態になったときは、直ちに製造又は消費等の作業を中止し、施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業のために必要な作業員以外の者を退避させる。

ウ　充填容器等を安全な場所に移す。

(2) 市の役割

市は、保管施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、以下の保安措置を行う。

ア　高圧ガス保管施設全部又は一部の使用の停止を命ずる。

イ　高圧ガスの製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ　高圧ガス又はこれを充填した容器の廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(4) 宮古島警察署

宮古島警察署は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

３　火薬類（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、第十一管区海上保安部本部・宮古島海上保安部）

(1) 火薬類保管施設責任者の役割

火薬類保管施設責任者は、火薬類が危険な状態となった場合は、以下の応急措置をとるとともに、消防機関等の関係機関に通報するものとする。

ア　火気の使用を停止し、状況に応じ保安関係以外の電源を切断する。

イ　時間的余裕のある場合において、貯蔵火薬類を他地域に搬送する。

ウ　搬送経路が危険であるか、又は搬送する時間的余裕のない場合においては、火薬類を水中に沈める等の措置を講ずる。

(2) 市の役割

市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県

県は、次の保安措置を実施する。

ア　火薬類保管施設管理者及び消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部又は一部の使用の一時停止を命ずる。

イ　火薬類保管施設管理者及び消費者、その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ　火薬類の消費者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

(4) 宮古島警察署の役割

宮古島警察署は、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

４　毒物劇物（実施主体：市[消防本部]、県、宮古島警察署、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部）

(1) 毒物劇物保管施設責任者の役割

毒物劇物保管施設責任者は、毒物保管施設等が災害により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流出し、しみ出し、又は地下に浸透して保健衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、以下の応急措置をとるとともに、宮古保健所、消防機関、警察等の関係機関に通報するものとする。

ア　タンク破壊等による漏洩した毒物・劇物が流出、飛散しないよう防止措置をとる。

イ　従業員及び周辺住民に対する安全措置をとる。

(2) 市の役割

市は、施設の責任者と密接な連絡を図り、施設の延焼防止のための消防活動、負傷者等の救出、汚染区域の拡大防止措置、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等を実施するものとする。

(3) 県の役割

県は、施設等の責任者に対し、危害防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防等関係機関と協力し、交通遮断、緊急避難、除毒方法の実施、広報活動等を実施するものとする。

(4) 宮古島警察署の役割

宮古島警察署は、施設の責任者その他関係機関と連携して負傷者の救出、避難措置及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行うものとする。

(5) 第十一管区海上保安本部等は、災害が海上に及んだ場合、施設の責任者、消防等の関係機関と連携して負傷者等の救出、避難措置、警戒区域の設定、船舶交通の制限等災害拡大防止措置を行うものとする。

以上の危険物等災害時の通報連絡系統を、参考資料 3-14 に示す。

参考資料 3－14　危険物等災害の通報連絡系統図

第 26 節　海上災害応急対策計画

（実施主体：市[防災危機管理課、港湾課、消防本部]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局、自衛隊、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、その他関係機関及び団体）

船舶の事故や船舶からの大量の石油類等の危険物が海域へ流出し、海上火災その他の海上災害が発生した場合において、人命及び財産の保護、流出油等の防除及び危険物の特性に応じた消火等の措置を講ずる。

1　応急対策

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

市は、防除活動を効果的かつ円滑に推進するため、宮古島海上保安部に設置される連絡調整本部（以下「調整本部」という。）及び防災関係機関と緊密な連絡を保ちながら災害対策を遂行する。また関係機関は「調整本部」に防災責任者を派遣し、災害対策の調整を図る。

なお、調整本部の設置時期については、宮古島海上保安部に大規模海難対策本部等が設置されたときとする。

(2) 実施機関

(ｱ) 宮古島海上保安部
(ｲ) 沖縄総合事務局（平良港湾事務所）
(ｳ) 宮古島地方気象台
(ｴ) 航空自衛隊宮古分屯基地（第 53 警戒隊）
(ｵ) 陸上自衛隊宮古島駐屯地（宮古警備隊）
(ｶ) 宮古事務所総務課
(ｷ) 宮古農林水産振興センター農林水産整備課
(ｸ) 宮古島警察署
(ｹ) 宮古島市総務部防災危機管理課
(ｺ) 宮古島市建設部港湾課
(ｻ) 宮古島市消防本部
(ｼ) 株式会社りゅうせき宮古支店
(ｽ) 宮古港運株式会社（琉球海運(株)宮古支店）
(ｾ) 平良港運株式会社
(ｿ) 沖縄電力株式会社離島カンパニー宮古支店
(ﾀ) 平良港工事安全連絡協議会
(ﾁ) 社団法人琉球水難救済会平良支部
(ﾂ) 防災契約業者
(ﾃ) 独立行政法人海上災害防止センター

(3) 海上災害発生時の通報系統

海上災害発生時の連絡系統は、参考資料 3－15 のとおりとする。

参考資料 3－15　海上災害時の通報系統図

2　海上保安本部の実施事項

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部が実施する災害応急対策は、次のとおりである。

(1) 非常体制の確立
(ｱ) 管内を非常配備とする。
(ｲ) 大規模海難等対策本部を設置する。
(ｳ) 通信体制を強化し、必要ある場合は非常無線通信に協力及び通信の確保に努める。
(ｴ) 巡視船艇や航空機等により被害状況調査を実施する。
(ｵ) 一般船舶の動静を把握し、必要ある場合は避難勧告、出入港制限等の措置をとる。
(2) 警報等の伝達
船舶等に対する警報等の伝達は、次により行うものとする。
(ｱ) 気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときは、航行警報、安全警報、標識の掲揚並びに船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。
(ｲ) 航路障害物の発生、航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報又は安全通報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。
(ｳ) 大量の油の流出、放射性物資の放出等により船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、航行警報、安全通報並びに船舶及び航空機による巡回等により速やかに周知する。
(3) 情報の収集等
次に掲げる事項に関し、関係機関等と密接な連絡をとるとともに、巡視船艇等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するものとする。
ア　災害が予想されるとき
(ｱ) 在泊船舶の状況（船種別隻数、危険物積載船の荷役状況、旅客船の運行状況等）
(ｲ) 船舶交通の輻輳状況
(ｳ) 船だまり等対応状況
(ｴ) 被害が予想される地域の周辺海域における船舶交通の状況
(ｵ) 港湾等における避難者の状況
(ｶ) 関係機関等の対応状況
(ｷ) その他災害応急対策の実施上必要な事項
イ　発生後
(ｱ) 海上及び沿岸部における被害状況
(ｲ) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
(ｳ) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
(ｴ) 船舶・海洋施設・港湾施設等の被害状況
(ｵ) 水路・航路標識の異常の有無
(ｶ) 港湾等における避難者の状況
(ｷ) 関係機関等の対応状況
(ｸ) その他災害応急対策の実施上必要な事項
(4) 海難救助等
海難救助等を行うにあたっては、災害の種類・規模等に応じて合理的な計画をたて、二次災害防止等の措置を講ずるものとする。
その際、救助・救急活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより必要な資機材を確保し、効率的な救助や救急活動を行うものとする。
(5) 緊急輸送
傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。この場合、輸送能力を強化した災害対応型巡視船艇の活用について配慮するものとし、想定される輸送対象は次のとおりとする。

段階別／時期	輸送対象
第１段階 避難期	(ｱ) 救助・救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 (ｲ) 消防や水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資 (ｳ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員等 (ｴ) 負傷者等の後方医療機関への搬送 (ｵ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、並びに交通規制等に必要な人員及ぶ物資
第２段階 輸送機能確保期	(ｱ) 第１段階の続行 (ｲ) 食料や水など生命の維持に必要な物資 (ｳ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (ｴ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第３段階 応急復旧期	(ｱ) 第２段階の続行 (ｲ) 災害普及に必要な人員及び物資 (ｳ) 生活必需品

(6) 物資の無償貸付又は譲与

物資の無償貸付若しくは譲与について要請があったとき、又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（昭和 30 年運輸省令第 10 号）に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対し無償貸付けし、又は譲与する。

(7) 関係機関等の災害応急対策の実施に関する支援

市及び関係機関の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、沿岸部の陸上における救助・救急活動について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施するものとする。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した災害対策巡視艇の活用について配慮するものとする。

(ｱ) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(ｲ) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。

(ｳ) その他の支援活動については、その都度災害対策本部と協議の上、決定する。

(8) 流出油等の防除

船舶又は海洋施設その他の施設から海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

なお、流出油等に係る防除作業は、流出した油等の種類及び性状、拡散状況、気象・海象の状況その他種々の条件によってその手法が異なるので、流出油等の漂流、拡散及び性状の変化の状況について確実な把握並びに漂流予測に努め、流出油等による影響の評価を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係機関と協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効率的に排出油等の拡散防止、回収及び処理が実施されるよう留意するものとする。

(ｱ) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置の効果的な者とするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(ｲ) 防除措置を講ずべき者が、措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し防除措置を講ずべきことを命ずる。

(ｳ) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があるとみとめられるときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び

巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保及び防除措置の実施について協力を要請する。

(ｴ) 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは必要に応じて綿密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努める。

(ｵ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置等船舶の航行制限を行う。

(ｶ) 危険物の防除作業にあたっては、ガス探知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等第二次災害の防止を図る。

(9) 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ｱ) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。（この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。）

(ｲ) 海難の発生及びその他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(ｳ) 海難船舶又は漂流物、沈殿物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。

(ｴ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線機等を通じ船舶へ情報提供を行う。

(ｵ) 水路の水深に異常が生じたと認められるときは、必要に応じ検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(ｶ) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

(10) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第 63 条第 1 項及び同条第 2 項の定めるところにより警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うものとする。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市長村長にその旨を通知するものとする。

(11) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ巡視船艇により次に掲げる措置を講ずるものとする。

(ｱ) 災害発生地域の周辺海域に巡視船艇を配備し、犯罪の予防・取締まりを行う。

(ｲ) 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(12) 危険物の保安措置

危険物の保安措置については、次に掲げる措置を講ずる。

(ｱ) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

(ｲ) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な措置を行う。

(ｳ) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

(13) 非常処置

沿岸海域において排出された大量の特定油等により海岸が著しく汚染され、海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、人の健康を害し、財産に重大な損害を与えるおそれのある場合において、緊急にこれらの障害を防止するため排出油の防除措置を講ずる必要があるときは、油が積載されていた船舶の破壊、油の焼却並びに現場付近海域にある財産の処分等の応急非常措置をとるものとする。

3　市の対応

(1)　被害防止対策

港内又は港の境界付近の船舶及び漁港施設等の災害防止のため、災害発生のおそれがある場合、公営企業対策班は港内を巡視し、船舶及び関係者に対する関連情報の迅速な伝達、早期避難勧告や荒天準備の指導等、必要な措置を講ずる。

また、応急対策の必要がある場合は、市長（総務対策部本部班）が宮古島海上保安部に要請し、同本部の行う応急対策に協力して活動する。

《被害防止措置事項》

(ｱ)　沿岸住民に対する災害情報の周知・広報

(ｲ)　沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置

(ｳ)　沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着物等の防除措置の実施

(ｴ)　死傷病者の救出、援護（搬送、収容）

(ｵ)　沿岸及び地先海面の警戒

(ｶ)　沿岸住民に対する避難の指示及び勧告

(ｷ)　消火作業及び延焼防止作業

(ｸ)　その他海上保安部等の行う応急対策への協力

(ｹ)　防除資機材及び消火資機材の整備

(ｺ)　事故貯油施設の所有者に対する海上への石油等流出防止装置の指導

(ｻ)　漂流油等防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導

(2)　災害時の対応

総務対策部本部班及び消防対策部は、船舶及び臨海施設等の火災に対する消火活動、人命等の救護について、宮古島海上保安部と協力して実施する。

また、宮古島海上保安部に協力し、密接な連携を取りながら流出危険物の防除について応急措置を講ずる。

消防団は、被害に伴う海上における治安維持のため、宮古島海上保安部及び警察機関と協力し、緊密な連絡を保ちながら各種犯罪の情報収集、犯罪の防止、捜査、犯人の検挙あるいは暴動・騒乱の予防、鎮圧その他治安維持に必要な措置をとる。

(3)　油汚染事故等への対応

対策別	実施内容
油防除	(ｱ)　油汚染事故に際して、海上保安庁長官（宮古島海上保安部長）から「排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の除去、その他の海洋汚染を防止するため必要な措置」の要請があった場合は、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応する。 (ｲ)　油汚染事故等の緊急措置については、市における「油濁防止緊急措置手引書」を作成し、油防除資材等を設置する。
漂着油除去	(ｱ)　漂着物の除去作業は、原因者等の防除活動のみでは十分な対応ができない場合、市が中心となって関係機関、協力団体及びボランティア等に協力を求めて対応するものとし、原因者不明の漂着油に関しても同様とする。 (ｲ)　応急対策用資機材については、市で確保するほか、不足するものについては協力者に持参するよう求めるとともに、国や県と密接に連携し、適切な技術指導・協力を求め、迅速な除去に努めるものとする。

(4)　災害復旧・復興対策

災害による地域の社会経済活動が低下する状況を踏まえ、可能な限り迅速かつ円滑に被災者の生活再建を支援できるように、地方公共団体等と連携を図りつつ被災の復旧・復興にあたり、次に掲げる対策を講ずるものとする。

対策別	実施内容
海洋環境の汚染防止	瓦礫等の処理にあたっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講ずる。
海上交通完全の確保	災害復旧・復興に関する工事に関しては、工事作業船等の海上交通の安全確保のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 (ｱ) 船舶の輻輳が予想される海域においては、必要に応じ船舶交通の整理指導を行う。 (ｲ) 広範囲かつ同時に多数の工事関係者により工事施工となった場合、工事関係者に対し工事施工区域・工事期間の調整等、事故防止に必要な指導を行う。

4　大型クルーズ船事故災害への対応

平良港及びその周辺において、大型クルーズ船の船舶火災、衝突・乗揚等の海難事故が発生し、同事故に伴う多数の傷病者（外国人の乗客・乗員を含む。）の発生や港湾施設が破損し、港湾機能・物流機能の麻痺等への対応が必要となった場合、宮古島海上保安部は調整本部を設置する。

調整本部は、クルーズ船ターミナル施設管理者、クルーズ船舶代理店、医療機関、CIQ機関、観光関係機関等の協力のもと、消火、救出、医療救護、避難等の活動を行う。

大規模な油の流出による港内及び沿岸海域・海岸の汚染が発生、又は発生のおそれのある場合は、前２項及び３項に示す流出油等の防除対策等を実施する。

また、港湾管理者は、港湾施設の早期復旧に努力し、港湾機能・物流機能の回復に努める。

第 27 節　在港船舶対策計画

第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部、沖縄総合事務局、宮古島警察署、市及び宮古島漁業協同組合は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、港内在泊船の万全を期するため、相互に連携し、以下の措置を講ずるものとする。

1　船舶の被害防止対策

災害が発生するおそれがある場合は、関係機関が無線連絡等又は船艇の巡回伝達等により在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、以下の措置を講ずるものとする。

(1) 港内停泊船は、安全な海域に移動させる。
(2) 岸壁けい留船舶は離岸して安全な海域に移動させるか、離岸できないときはけい留方法について指導する。
(3) 荷役中の船舶は、速やかに荷役終了又は中止させる。
(4) 航行中の船舶は、早目に安全な海域に避難するよう勧告する。
(5) 災害により港内又は港の境内付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物体を生じたときは、その物体の所有者等にその物件の除去等について指導する。

2　津波避難

津波に対する船舶等の避難は、「第６節　避難計画」による。

第 28 節　労務供給計画

1　実施責任者

災害応急対策を実施するために必要な労務者の確保は、それぞれ応急対策実施機関において行うものとする。ただし、実施機関において必要な労務者の確保が困難な場合は、当該実施機関の要請により公共職業安定所において供給の支援を行うものとする。

2　労務者の供給の方法（実施主体：市[総務課]）

労務者を必要とする応急対策実施機関は、必要とする作業内容、労務の種別、就労時間所要人員及び集合場所を明示して、公共職業安定所長に要請するものとする。

3　救助法による賃金職員等の雇上げ（実施主体：市[総務課]）

市が実施する、救助法に基づく救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げは、以下によるものとする。

(1) 雇上げの範囲

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げの範囲は以下のとおりとする。

ア　被災者の避難誘導賃金職員等

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導賃金職員等を必要とするとき。

イ　医療及び助産における移送賃金職員等

(ｱ) 医療救護班では処理できない重症患者又は医療救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がおり、病院、診療所に運ぶための賃金職員等を必要とするとき。

(ｲ) 医療救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動にともなう賃金職員等を必要とするとき。

(ｳ) 傷病疾病がまだ治癒せず、しかも重症ではあるが、今後は自宅療養することになった患者を輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

ウ　被災者の救出賃金職員等

被災者の救出及びその救出に要する機械器具、その他の資材の操作又は後始末をするための賃金職員等を必要とするとき。

エ　飲料水の供給賃金職員等

飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する賃金職員、飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する賃金職員及び飲料水を供給するために必要とする賃金職員等を必要とするとき。

オ　救済用物資の整理、輸送及び配分賃金職員等

以下の物資の整理輸送及び配分に要する賃金職員等を必要とするとき。

(ｱ) 被服、寝具、その他の生活必需品

(ｲ) 学用品

(ｳ) 炊き出し用の食料品、調味料、燃料

(ｴ) 医薬品、衛生材料

カ　死体捜索賃金職員等

死体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する賃金職員等を必要とするとき。

キ　死体の処理（埋葬を除く。）賃金職員等

死体の洗浄、消毒等の処理をする賃金職員等及び仮安置所まで輸送するための賃金職員等を必要とするとき。

(2) 賃金職員等雇上げの特例

ア　上記のほか、埋葬、炊き出しその他救助作業の賃金職員等を雇上げる必要がある場合、

市は、次の申請事項を明記して県に申請するものとする。
(ｱ) 賃金職員等の雇上げをする目的又は救助種目
(ｲ) 賃金職員等の所要人員
(ｳ) 雇上げを要する期間
(ｴ) 賃金職員等雇上げの理由

イ　県は市から要請を受け、その必要を認めたときは、内閣府にその旨を申請し、承認を得て実施するものとする。

(3) 雇上げの費用及び期間

ア　費用

雇上げ労務に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

イ　雇上げの期間

労務者雇上げの期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく賃金職員等の雇上げの期間はそれぞれ救助の実施が認められている期間とする。

4　従事命令、協力命令（実施主体：市[総務課]）

(1) 災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発するものとする。

〔従事命令等の種類と執行者〕

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業（災害応急対策全般）	従事命令	災害対策基本法第65条1項	市長
		〃　第65条2項	警察官、海上保安官
		〃　第65条3項	自衛官（市長の職権を行う者がその場にいない場合）
		警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条	自衛官（警察官がその場にいない場合）
災害救助作業（災害救助法に基づく救助）	従事命令	災害救助法第7条第1項	県知事
	協力命令	〃　第8条	
災害応急対策事業（災害救助を除く応急措置）	従事命令	災害対策基本法第71条1項	県知事 市長（委任を受けた場合）
	協力命令	〃　第71条2項	
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者水防団長 消防機関の長

〔命令対象者〕

命令区分（作業対象）	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令（災害応急対策並びに救助作業）	1　医師、歯科医師又は薬剤師 2　保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3　土木技術者又は建築技術者 4　土木、左官、とび職 5　土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6　地方鉄道業者及びその従業者 7　軌道経営者及びその従業者 8　自動車運送業者及びその従事者 9　船舶運送業者及びその従業者 10　港湾運送業者及びその従業者

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令（災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官の従事命令（災害応急対策全般）	市区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

参考資料 7－14　公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（様式）

(2) 損失に対する補償

市又は県は、従事命令等による処分によって通常生ずべき損失に対して補償を行うものとする。（基本法第 82 条第 1 項）

(3) 実費の弁償

県は、従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、基本法施行令第 35 条の規定に基づく基準に従ってその実費を弁償するものとする。（基本法第 82 条第 2 項）

また、救助法に基づく従事命令によって応急措置の業務に従事した者に対しては、同法施行令第 11 条の規定に基づき別に定めるところにより実費を弁償するものとする。（救助法第 24 条第 5 項）

(4) 傷害等に対する補償

ア　県の役割

県は、従事命令又は協力命令によって応急措置の業務に従事し又は協力した者がそのため死亡し負傷し若しくは疾病となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第 84 条第 2 項）

イ　市の役割

市は、従事命令（警察官又は海上保安官が基本法の規定により市長の職権を行った場合も含む。）により、当該事務に従事した者が死亡し、負傷し、又は疾病となったときは、当該市は基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例で定めるところにより、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。（基本法第 84 条第 1 項）

第 29 節　民間団体の活用計画

1　実施責任者（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

(1) 民間団体の活用は、市内の民間団体の協力を求めて行うものとする。

なお、市で処理できない場合は、近隣市村に協力を求めて行うものとする。

(2) 大規模な被害又は広範囲にわたる災害が発生した場合、若しくは市で処理できない場合においては、市は県に対し民間団体の活用の要請を行うものとする。

2　組織及び活動内容

(1) 組織

民間団体の組織としては、青年団体及び女性団体その他の団体とする。

(2) 活動内容

活動内容は被害の程度によって異なるが、概ね以下のとおりとし、各自の体力、経験等

に応じて可能な活動に当たるものとする。
ア　被災者の救出、又は災害応急復旧等の作業の応援
イ　災害後の炊き出しの応援

第 30 節　ボランティア受入計画

1　ボランティアの募集（実施主体：市[福祉政策課]、県、市社会福祉協議会）

県及び県社会福祉協議会に設置される災害救援ボランティアセンターは、被災地におけるボランティアの円滑な活動が図られるよう被災地災害ボランティアセンターと連携協力を行う。

また、被災地災害ボランティアセンターは、ボランティア受付の総合窓口を設置するとともに、被災地におけるボランティアニーズを把握し、ボランティア募集に係る広報に努める。

2　ボランティアの受け入れ（実施主体：市[福祉政策課]、県、市社会福祉協議会）

県被災地災害ボランティアセンターは、県、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社及び地域のＮＰＯ・ボランティア、中間支援組織等と連携し、ボランティアの円滑な活動が図られるよう受入体制を整備する。

さらに、ボランティアの受け入れに際しては、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるように配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

ボランティアの受入事務（受付、活動調整、現地誘導等）には、地域のボランティアや住民組織からの人員の派遣等により実施する。

参考資料 7－15　ボランティア登録名簿（様式）

3　ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、以下のとおりとする。

(1) 専門ボランティア
ア　医療救護（医師、看護師、助産師等）
イ　無線による情報の収集・伝達（アマチュア無線通信技術者）
ウ　外国人との会話（通訳及び外国人との会話能力を有する者）
エ　住宅の応急危険度判定（建築士）
オ　その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア
ア　炊き出し
イ　清　掃
ウ　災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
エ　被災地外からの応援者に対する地理案内
オ　軽易な事務補助
カ　危険を伴わない軽易な作業
キ　避難所における各種支援活動
ク　その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務
ケ　災害ボランティアセンターの運営に関する支援
コ　その他必要なボランティア活動

4　ボランティアの活動支援（実施主体：市[福祉政策課]、県、市社会福祉協議会）

市、県及び社会福祉協議会等は、ボランティアの活動支援として、以下の対策について実施する。

(1) 活動場所の提供

ア　沖縄県社会福祉協議会が設置する災害救援ボランティアセンターの役割【沖縄県社会福祉協議会（県総合福祉センター）、県庁舎】

(ｱ) ボランティアの活動方針の検討
(ｲ) 全体の活動状況の把握
(ｳ) ボランティアニーズの全体的把握
(ｴ) ボランティアコーディネーターの派遣調整
(ｵ) 各組織間の調整。特に行政との連絡調整
(ｶ) ボランティア活動支援金の募集、配分
(ｷ) 被災地災害ボランティアセンターの立ち上げ及び継続的活動支援

イ　被災地災害ボランティアセンターの役割【市社会福祉協議会、市庁舎等】

(ｱ) 避難所等のボランティア活動の統括
(ｲ) 一般ボランティアの受付、登録（登録者は本部へ連絡）
(ｳ) 一般ボランティアのオリエンテーション（ボランティアの心得、活動マニュアル）
(ｴ) ボランティアの紹介
(ｵ) ボランティアニーズの把握とコーディネーション
(ｶ) ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2) 設備機器の提供

市及び県は、可能なかぎり、電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車、活動資機材等を提供する。

(3) 情報の提供

市及び県は、行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって情報の共有化を図る。なお、提供するにあたっては、ボランティア組織自体が必要とする情報だけでなく、住民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4) ボランティア保険

市は、ボランティア保険の加入に際して金銭面の支援に努める。

(5) ボランティアに対する支援物資の募集

市及び県は、ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第 31 節　公共土木施設応急対策計画

1　実施責任者

災害時における道路及び港湾漁港施設の応急対策は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等とそれぞれの施設の管理者が連携・調整の上、行うものとする。

2　施設の防護（実施主体：市[道路建設課、港湾課]、県、沖縄総合事務局）

(1) 道路施設

ア　国道（指定区間外）及び県道

国道（指定区間外）及び県道の管理者である県における措置は、以下のとおりとする。

(ｱ) 宮古土木事務所は常に所管の道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼすおそれのある箇所について検討を加え、災害時に迅速適切な措置がとれるように努めるものとする。

(ｲ) 被害が発生するおそれがあるときは所管の道路の状況を把握するため、道路監視車

を巡回させる等の方法を講じ、被害情報の収集、道路災害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

(ｳ) 宮古土木事務所長の災害に関する報告は、「第２節　災害状況等の収集・伝達計画」に定めるところによるものとする。

イ　市道

市道における措置は、以下のとおりとする。

(ｱ) 市長は管理に属する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を宮古土木事務所長に報告するものとする。

・被害の発生した日時及び場所
・被害の内容及び程度
・迂回道路の有無

(ｲ) 市長は、自動車の運転者、地区の住民等が決壊崩土、橋梁流失等の災害を発見した際に直ちに市長に報告するよう、常時指導・啓発しておくものとする。

(2) 港湾・漁港施設

ア　県の役割

(ｱ) 宮古土木事務所、宮古農林水産振興センターは、常に所管の防波堤、護岸、岸壁等の破壊その他船舶、貯木場、民家に支障を及ぼすおそれのある箇所については検討を加え、災害時に沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、迅速、適切な措置がとれるよう努めるものとする。

(ｲ) 災害発生のおそれがある場合は、所管の岸壁、護岸の状況を把握するため所員を地区別に手分けして、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、被害情報の収集、護岸、岸壁被害の未然防止又は適切な応急措置を行うものとする。

イ　市における措置

市長は、管理に属する護岸、岸壁等に被害が発生した場合は、沖縄県の地域を管轄する指定地方行政機関等と調整を図り、速やかに以下の事項を港湾の場合は宮古土木事務所長、漁港の場合は宮古農林水産振興センター長に報告するものとする。

(ｱ) 被害の発生した日時及び場所
(ｲ) 被害内容及び程度
(ｳ) 泊地内での沈没船舶の有無

3　応急措置（実施主体：市[道路建設課、港湾課]、県、沖縄総合事務局）

(1) 道路施設

道路管理者は、災害が発生した場合に全力をあげて復旧に努めるとともに、迂回道路等の有無を十分調査し、迂回道路のある場合は直ちにこれを利用して交通を確保するものとする。

(2) 港湾・漁港施設

港湾・漁港管理者は災害が発生した場合は全力をあげて応急復旧に努めるとともに、再度災害を防止するため十分な応急措置を行い、背後の民家を防護するものとする。

4　応急工事（実施主体：市[道路建設課、港湾課]、県、沖縄総合事務局）

(1) 応急工事の体制

ア　要員及び資材の確保

応急工事の実施責任者は、災害時における応急工事を迅速に実施するため、以下の措置を講じておくものとする。

(ｱ) 応急工事の施行に必要な技術者、技能者の現況把握及び緊急時における動員方法
(ｲ) 地元建設業者の現地把握及び緊急時における調達の方法

イ　応援又は派遣の要請

応急工事の実施責任者は、被害激甚のため応急工事が困難な場合、又は大規模な対策を必要とする場合は、他の地方公共団体に対し応援を求めて、応急工事の緊急実施を図

るものとする。

(2) 応急工事の実施

応急工事の実施責任者は、以下により災害時における応急工事の迅速な実施を図るものとする。

ア　道路施設

(ｱ) 応急工事

被害の状況に応じて概ね次の仮工事により応急の交通確保を図るものとする。

・排土作業又は盛土作業
・仮舗装作業
・障害物の除去
・仮道、さん道、仮橋等の設備

(ｲ) 応急工事の順位

被害が激甚な場合は、救助活動及び災害応急措置を実施するために必要な道路から重点的に実施するものとする。

イ　港湾・漁港施設

(ｱ) 背後地に対する防護

津波による防波堤の破壊のおそれがある場合は、補強工作を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止め工事、拡大防止応急工事を施行するものとする。

(ｲ) 航路、泊地の防護

河川から土砂流入及び波浪による漂砂によって航路、泊地が被害を受け、使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行うものとする。

(ｳ) けい留施設

岸壁、物揚場等の破壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止するものとする。

第 32 節　航空機事故災害応急対策計画

（実施機関：市[空港課、消防本部]、県、空港管理者、宮古島警察署、自衛隊、第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部）

第１款　空港及び周辺区域での事故

宮古空港、下地島空港及びその周辺における航空機事故、火災その他の災害（以下「緊急事態」という。）が発生し又は発生するおそれがある場合の空港災害対策は、以下により実施する。

１　空港災害応急対策本部の設置

宮古空港、下地島空港及び空港周辺における航空機事故に対する捜索並びに消火救難活動及び空港基本施設等の災害復旧応急対策を実施するため、関係機関の協力により、当該空港に空港災害応急対策本部を設置する。

２　空港災害応急対策の内容

空港災害応急対策の目的は、主として航空機事故が発生し、又は航空機火災が発生するおそれのある場合に、人命救助を目的として航空機火災を防御し、医療措置を必要とする航空機搭乗者への適切な措置を実施する。

また、空港内に重大な事故が発生した際には、空港施設の早期復旧に努力し、航空交通早期再開と空港の安全確保を図る。

３　事故処理要領

事故処理にあたっては、迅速かつ適切に対処するため、那覇空港事務所航空事故処理規程、「消火救難業務に関する協定」、空港緊急時対応計画及び消火救難業務処理要領に基づき、効果的な事故処理を実施する。

４　空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図

空港における組織体制及び緊急通報連絡系統図は、「参考資料3－16」のとおりとする。

参考資料 3－16　空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

第２款　空港及び周辺区域以外での事故

空港及び空港周辺以外の地域において墜落事故等が発生した場合には、市、県及び防災関係機関は、空港管理者等と連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

１　空港管理者

空港の利用にあたっては、情報収集及び緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。

２　県の役割

(1) 航空機事故が発生したときは、防災関係機関に通報するとともに、ヘリコプター等を要請して、情報収集を行う。
(2) 市が実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市村に応援を指示する。
(3) 医療救護活動を実施する必要が生じた時は、医療救護要員の派遣又は待機を行う。
(4) 必要に応じて防災関係機関、他の都道府県等に応援を要請するとともに、関係機関の実施する応急対策活動の調整を行う。

３　市の役割

(1) 事故発生の通報
ア　航空事故の発生を知ったときは、事故の状況及び被害の規模等を収集し、把握した範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。
イ　事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消火救難活動を実施する。
ウ　死傷者が発生した場合、市内医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。
(2) 県への応援要請
災害の規模が大きく市のみで対応できない場合は、応援協定に基づき県に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

４　宮古島警察署の活動

(1) 航空機の墜落現場が不明の場合、又は航空機が行方不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、県警ヘリコプター等の派遣を要請し、捜索活動を実施する。
(2) 航空災害が発生した場合においては、直ちに警察署員を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場の地形、周辺の道路状況、現場にいたる行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

５　第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部の活動

(1) 航空機が海上で行方不明となり、災害が発生したおそれがある場合は、情報収集活動及び巡視船艇・航空機を活用した捜索活動を実施する。
(2) 海上において航空機事故が発生した場合には、巡視船艇や航空機を墜落現場へ急行させ、情報収集活動を行うとともに、海上における捜索救難活動を行う。

第 33 節　ライフライン等施設応急対策計画

第１款　電力施設応急対策（実施主体：沖縄電力(株) 離島カンパニー宮古支店）

市内における災害時の電力供給のための応急対策は、次によるものとする。

１　実施方針

沖縄電力(株)における応急対策は、同社が定める「沖縄電力株式会社防災業務計画」により実施するものとする。

２　関係機関との協力体制

被災地に対する電力供給を確保するため、沖縄電力(株)は、電力施設復旧の処理にあたって大口需要家及び関係市町村と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県災害対策本部（総括情報班）と協議して措置するものとする。

第２款　液化石油ガス施設応急対策（実施主体：液化石油ガス販売事業所）

液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、(一社)沖縄県高圧ガス保安協会長、消防機関及び警察に通報するとともに、応急措置を行う。

第３款　上水道施設応急対策（実施主体：市[水道工務課、水道総務課]）

１　上水道の応急対策

市は、上水道施設の復旧にあたっては、給水区域の早期拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ少なくするとともに、復旧優先順位を設けるなど効率的に復旧作業を進めるものとする。

また、被災者に対しては、給水車、備蓄飲料水、簡易浄水装置及び雑用水源等の活用など速やかに緊急給水を実施する。

２　広域支援の要請

県は、水道事業者等による相互の支援の状況を踏まえつつ、県内の水道事業者等及び関係団体に対して、広域的な支援の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、市は、外部からの支援者の円滑な活動を確保するため、水道施設及び道路の図面の配布、携帯電話等の連絡手段の確保状況の確認などを行う。

第４款　下水道施設応急対策（実施主体：市[下水道課]、県）

下水道施設に被害が発生した場合、市は県と連携し、主要施設から順次復旧を図るものとし、復旧順序については被害状況調査の結果に基づき、処理場、ポンプ場、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管渠桝及び取付管等の復旧を行う。

第５款　電気通信設備応急対策
（実施主体：電気通信事業者）

電気通信関係機関は、市内における災害時の電気通信確保のための応急対策について、各社の定める防災業務計画に基づき実施する。

第 34 節　交通機関応急対策計画

１　バス・タクシー

バス・タクシー事業者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

２　フェリー等

旅客を扱う事業者及び港湾・漁港管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、フェリーターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、速やかに安全な高台や避難ビルに旅客を誘導する。

３　空港

県及び航空会社は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた防災マニュアル等に基づき、空港ターミナル等の旅客の安全を確保し安全な避難場所に避難誘導を行う。

特に、津波警報が発表されている場合は、津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等から空港ビル内での待機などを適切に判断する。

また、応急対策における傷病者や救援物資等の緊急輸送に重要な役割を果たすため、可能な限り機能の早期回復措置を講ずる。

第 35 節　農林水産物応急対策計画

１　農林水産物の対策（実施主体：市[農政課]、県）

県は、災害の発生により農林水産物に甚大な被害をうけたときは、ただちに対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底をはかるとともに、県出先機関及び市を通じて事後対策について指導を行うものとする。

２　農産物応急対策（実施主体：市[農政課]、県）

(1) 種苗対策

ア　災害により農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、市は関係の農業協同組合各支店に必要種苗の確保を要請するとともに、県に報告するものとする。

イ　市長の要請を受けたJAおきなわ宮古地区本部は、直ちに要請をとりまとめ管内で確保できないものについては、上部機関の沖縄県農業協同組合等に種苗の購買を発注して必要量を確保するものとする。

ウ　県は、連合会等から種苗のあっせん依頼の要請があった場合、国並びに中央取扱い機関等に要請して種苗の確保を図るものとする。

(2) 病害虫防除対策

ア　緊急防除対策

災害により病害虫が異常発生し、又は発生が予想され緊急に防除を必要とする場合、県は県病害虫防除協議会に諮り、病害虫緊急防除対策を樹立し、市長に対し具体的な防除を指示するものとする。

イ　緊急防除指導班の編成

県は、特に必要と認めたときは緊急防除指導班を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

３　家畜応急対策（実施主体：市[畜産課]、県）

(1) 家畜の管理

地震後の降雨等により、浸水、がけ崩れ等の災害が予想されるとき、又は発生したときは、飼育者において家畜を安全な場所に避難させるものとし、この場合の避難場所の選定、避難の方法について必要があるときは、市においてあらかじめ計画しておくものとする。

(2) 家畜の疾病対策

家畜疾病の発生を予防するため、市内の農場に対して、県は市等の協力を得て、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準等の遵守を指導するものとする。

診断の必要な家畜は、市長の要請により家畜診療所獣医師等を災害地域へ派遣するものとする。

県は、獣医師の確保が必要な場合は、獣医師会に協力を要請するものとする。

災害による死亡家畜については、家畜の飼養者をして市に届出を行わせるとともに、関係法令に基づき埋却又は焼却等の処理を適切に行うものとする。

(3) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、市の要請に基づき、県は政府保有の麦類、ふすまの放出を要請するほか、流通粗飼料については沖縄県農業協同組合に対し必要数量の確保を要請し、供給についてあっせんを行うものとする。

４　水産物応急対策（実施主体：市[水産課]、県）

(1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保の要請等

市は、災害によって水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要が生じた場合は、その生産を確保するためのあっせんの措置を県に要請するものとする。

(2) 魚病等の防除指導要請等

市は、災害により水産養殖物に魚病発生のおそれがある場合、又は発生まん延防止のための防除対策又はその対策指導について県に要請するものとする。

第 36 節　道路事故災害応急対策計画

（実施主体：市[道路建設課、消防本部]、県、宮古島警察署、沖縄総合事務局）

１　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 多重衝突や道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、 道路管理者は速やかに関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

(2) 市は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

(3) 県は被害状況を把握するとともに、総務省消防庁・国土交通省及び関係省庁に連絡する。

(4) 宮古島警察署は、被害に関する情報を把握し、県警察本部を通じ警察庁に連絡する。

２　応急活動及び活動体制の確立

(1) 道路管理者は、発災後速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 関係機関は、「第２章第１節　組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに必要な体制を取る。

３　救助・救急活動

(1) 道路管理者は市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。

(2) 市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

(3) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市及び県は必要に応じ民間からの協力等により必要な資材を確保して、効率的な活動を行う。

４　道路、橋梁等の応急措置

(1) 道路管理者は、道路・橋梁等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的に、その被害状況に応じて、排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去作業及び仮橋の設置等の応急工事により、一応の交通の確保を図る。

(2) 道路管理者及び上下水道・電気・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所有する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

(3) 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

(4) 宮古島警察署は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

５　その他

(1) 災害復旧への備え

道路管理者は円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため複製を別途保存するよう努める。

(2) 再発防止対策

道路管理者は原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第 37 節　林野火災対策計画

（実施主体：市[みどり推進課、消防本部]、県、宮古島警察署）

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

１　市の活動

(1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
(2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
(3) 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県を通じて、速やかに空中消火用ヘリコプターの出動を要請するとともに、水利等の確保を行う。
(4) 火災の規模が大きく市で対応できないときは、「沖縄県消防広域応援協定」に基づき、近隣市町村等に応援を要請する。
(5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離発着場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
(6) 負傷者が発生した場合は、市内医療機関等で医療救護班を組織し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
(7) 必要に応じて、宮古島警察署、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

参考資料 3－13　林野火災時の通報連絡系統図

２　県の活動

(1) 林野火災が発生した場合は、市等からの情報提供に加え、速やかにヘリコプターによる偵察を関係機関等に要請する。
(2) 市からの要請に応じて、空中消火等を行うヘリコプターを自衛隊に要請する。
(3) 林野火災の規模、被害状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、消防庁に対し緊急消防援助隊の派遣、大規模特殊災害時における広域航空消防応援等を要請する。
(4) 海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて第十一管区海上保安本部・宮古島海上保安部へ消火及び救助・救急活動の応援を要請する。

３　宮古島警察署の活動

(1) 林野火災が発生した場合は、必要に応じて県警ヘリコプター等を活用し、火災状況や被害状況等の情報を収集し、関係機関等に連絡する。
(2) 必要に応じて、立ち入り禁止区域を設けるとともに、地域住民等の避難誘導等を行う。
(3) 死傷者が発生した場合は関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
(4) 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第４部　災害復旧・復興計画

第１章　災害復旧・復興計画

第１章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設災害復旧計画

公共施設の災害復旧対策は、以下によるものとする。

１　災害復旧事業計画作成の基本方針

災害復旧にあたっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したときは、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

２　災害復旧事業計画（実施主体：市[関係部課]、県）

公共施設の災害復旧は、概ね以下の事業について計画するものとする。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

(1) 公共土木施設災害復旧計画
　ア　河川施設復旧事業計画
　イ　海岸施設復旧事業計画
　ウ　道路施設復旧事業計画
　エ　砂防施設復旧事業計画
　オ　地すべり防止施設復旧事業計画
　カ　急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
　キ　下水道施設復旧事業計画
　ク　港湾施設復旧事業計画
　ケ　林地荒廃防止施設復旧事業計画
　コ　漁港施設復旧事業計画
　サ　公園災害復旧事業計画
(2) 水道施設復旧事業計画
(3) 農林水産業施設災害復旧事業計画　※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
(4) 都市災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
(8) 公立学校施設災害復旧事業計画
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画
(10) 文化財災害復旧事業計画
(11) その他の災害復旧事業計画

３　市及び県における措置（実施主体：市[関係部課]、県）

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合において、市又は県において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、市及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

市及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 暴力団の排除

宮古島警察署は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

(5) 復旧工事の代行

市は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受け、かつ工事の実施体制等の本市の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、本市に代わって工事を行うよう、県又は国に要請するものとする。

第２節　被災者生活への支援計画

市及び県は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講ずる。

１　災害相談（実施主体：市[市民生活課]、県）

(1) 県民サポートセンターの開設

被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県は、国の関係省庁、市、その他関係機関と連携して県民サポートセンターを開設する。

当該センターの開設にあたっては被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

県民サポートセンターは、宮古土木事務所及び被災地域の公共施設等に設置する。

(2) 市の相談窓口等の開設

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援･サービスを提供する。

(3) 被災者への説明

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

２　罹災証明書の交付（実施主体：市[総務課、予防課]）

(1) 罹災証明書の交付

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、被災者からの申請に応じて、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、災害による被害の程度を証明する書面（以下「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

なお、罹災証明書の項目は、以下のとおりである。

①全壊、　②流失、　③半壊、　④床上浸水、　⑤一部破損、　⑥床下浸水、 ⑦災害による全焼、　⑧半焼

(2) 罹災証明書交付の実施体制の確保

市長は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、(1)による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、市と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

なお、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局等を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

さらに市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

※以下、大規模災害時の対応（被害調査班が結成された場合）

(3) 罹災証明書の発行に関する広報

被害調査班は、市防災情報システムや行政チャンネル文字放送、広報車、マスコミ等を通じて罹災証明書の発行場所や発行開始時期等の広報を行うものとする。

(4) 罹災証明書の発行

罹災証明書の発行にあたっては、本項の方法によるものとする。

また、罹災証明書の発行にあたっては、証明手数料は徴収しないものとする。

(5) その他の罹災証明（被害調査班が結成されない場合にも適用する。）

田畑等その他の罹災証明書は、被害調査を所管する班が発行するものとする。

(6) 判定結果に関する相談・再調査の受付

判定結果に不服があった家屋及び中間調査が物理的にできなかった家屋について、災害発生の日から90日以内の期間に限り、再調査を申し出ることができる。

(7) 被害の確認・調査ができなかった被害物件等の対応

市において、被害の確認・調査ができなかった被害物件等について、第三者や写真により被害を証明できるときは、市長が認めた場合に限って証明書の発行を行うこととする。

※第三者とは、警察官や自治会長、民生委員・児童委員等の役職等により、当該被災者との利害関係のない者とする。

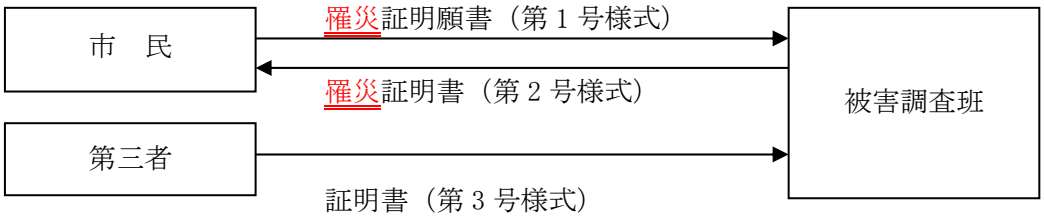

(8) 罹災届出証明書

市の行う被害調査において、被害物件と災害との因果関係を確認・証明することができない場合は、罹災届出証明書を発行することとする。

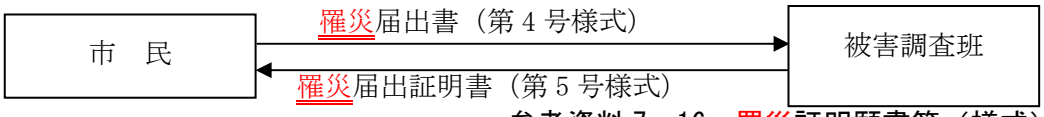

参考資料７－16　罹災証明願書等（様式）

３　被災者台帳の作成（実施主体：市[総務課]）

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができるものとする。

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができるものとする。

市長は、被災者の援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、内部で目的外利用できるものとする。

市長は、被災者の援護の実施に必要な限度で、他の地方公共団体に台帳情報を提供できるものとする。

なお、被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 氏名
(2) 生年月日
(3) 性別
(4) 住所又は居所
(5) 住家の被害その他市長が定める種類の災害
(6) 援護の実施の状況
(7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
(8) 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

参考資料7－19　被災者台帳（様式）

４　住宅の復旧（実施主体：市[生活福祉課、建築課]、県）

(1) 災害住宅融資

ア　災害復興住宅資金

市及び県は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、罹災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、市は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

イ　個人住宅（特別貸付）建設資金

市は、管内で地震による住宅の被害が発生した場合において、沖縄振興開発金融公庫に対して、個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付け制度の内容を罹災者に周知するよう要請する。

なお、市は、罹災者が借入れを希望する際には、「罹災証明書」を交付するものとする。

(2) 災害公営住宅の建設

市及び県は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低額所得者に賃貸するため国庫補助を受けて災害公営住宅を建設するものとする。

５　生業資金の貸付（実施主体：市[生活福祉課、児童家庭課]）

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金

市は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

(2) 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対して生活福祉資金を貸付ける。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯

は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

(3) 母子寡婦福祉資金

市は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講ずる。

(4) 生活福祉資金制度による各種貸付

市及び社会福祉協議会は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることために必要な経費を貸し付ける。

6　被災世帯に対する住宅融資（実施主体：市[生活福祉課、児童家庭課]）

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失い又は破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修し又は非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して以下の資金を融資するものとする。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金

(2) 生活福祉資金の災害援護資金又は住宅資金

(3) 母子寡婦福祉資金の住宅資金

7　災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給（実施主体：市[生活福祉課]）

(1) 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

市は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障がいが出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

8　救援物資・義援金品の募集、輸送及び配分（実施主体：市[生活福祉課]、県）

救援物資・義援金品の募集、輸送及び配分は、市災害対策本部が配分計画を立てて行う。ただし、被害が他市町村にわたる場合は、県が次の機関からなる義援金配分委員会を編成し、各機関が共同又は協力して災害義援金の募集、輸送、配分を行う。

（構成機関）県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県市長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体

(1)　救援物資・義援物資

ア　救援・義援物資の受け入れ

市は、救援・義援物資の受付記録を作成し、必要があれば寄託者に受領書（別紙様式）を作成する。

イ　救援・義援物資の保管・仕分け・輸送

市は、救援・義援物資の保管・仕分けを行い、輸送についてはボランティア等の協力を得て行うものとする。

ウ　救援・義援物資の配布

救援・義援物資の配布は、市災害対策本部が協議の上、決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配布する。特に、食料品で保存がきかないものは、他に優先して配布する。

(2)　義援金

ア　義援金の受け入れ

市は、義援金の受け入れに際して受付記録を作成し、保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領証（別紙様式）を発行する。

イ　義援金の保管

市は、義援金の保管に際して、被災者に配分するまでの間、市指定金融機関に「当該

災害に関する義援金受付専用口座」をつくり、受払簿を作成し、管理・保管する。

ウ　義援金の配分・配布

義援金の配分・配布、市災害対策本部が協議の上、決定し、被災者に対し迅速かつ適正に配分し、被災者へ配布する。

参考資料7－17　義援金等受領書（様式）

9　租税の徴収猶予及び減免等（実施主体：市[税務課、納税課]、県、沖縄国税事務所）

(1) 地方税の特別措置

市及び県は、税条例等に基づき、以下の特別措置を行う。

ア　地方税の減免

災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税(個人住民税、固定資産税、自動車税など)について一部軽減又は免除する。

イ　徴収の猶予

市及び県は、災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収を猶予する。

ウ　期限の延長

市及び県は、災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から２か月以内の範囲で申告等の期限を延長する。

10　職業のあっせん（実施主体：市[生活福祉課]、県、沖縄労働局）

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、県、市と連携して以下の措置を講ずる。

(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(2) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

11　被災者生活再建支援（実施主体：市[生活福祉課]、県）

市及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な被災者に対し生活再建支援金の支給手続きを行う。対象は、市の認定する全壊、半壊、大規模半壊と認定された世帯を原則とする。

市は、被災者からの申請を受け付け、とりまとめた上、県に提出する。県は、委託先の法人に申請を提出し、支給の決定及び交付等を行う。

参考資料3－26　被災者生活再建支援制度について

12　地震保険や共済制度の活用（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市、県等はそれらの制度の普及促進に努める。

第３節　中小企業者等への支援計画

1　農業者への融資対策（実施主体：市[農政課]、県）

被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

県は、「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

また、天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他、県は「沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金等補助金交付要綱」に基づく利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

２　林業者への融資対策（実施主体：市[みどり推進課]、県）

県は、被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導・推進する。

３　漁業者への融資対策（実施主体：市[水産課]、県）

県は、被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導・推進する。

４　中小企業者への融資対策（実施主体：市[観光商工課]、県）

災害時の被災中小企業者に対する融資対策は、関係法令等に基づき、以下により実施する。

(1) 緊急連絡会の開催

県は、関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図るものとする。

(2) 金融相談の実施

県は、関係商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、あっせんを行うものとする。

(3) 被害状況等の把握体制の整備

市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

第４節　復興の基本方針等

１　復興計画の作成（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

市及び県は、大規模な地震等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

２　がれき処理（実施主体：市[環境衛生課]、県）

市、県及び関係機関は、事前に作成した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、分別、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理

を行うものとする。
　また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

３　防災まちづくり（実施主体：市[防災危機管理課、都市計画課、企画調整課]、県）
　市及び県は、防災まちづくりにあたり、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、港湾などの都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化及び耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。
　また、復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備にも努め、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

４　特定大規模災害時の復興方針等（実施主体：市[防災危機管理課、都市計画課、企画調整課]、県）
　大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合は、必要に応じて次の措置を講ずる。
(1) 県の措置
　県は、国の復興基本方針に即して県域の復興のための施策に関する方針（以下「県復興方針」という。）を定める場合、必要に応じて関係行政機関の長、関係市町村長又は関係団体に対して資料提供等の協力を求める。県復興方針を定めた場合は関係市町村へ通知し、国への報告を行う。
　また、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で都市計画の決定等を代行する。
(2) 市の措置
　市は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。
　また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１節　総則

第１款　推進計画の目的

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、この推進計画に定めのない事項については、第１部から第４部によるものとする。

第２款　地震防災対策推進地域

本市は、南海トラフ特措法第３条第１項で規定する南海トラフ地震対策推進地域である。

推進地域の指定区域と指定基準については、次のとおりとなっている。

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定区域

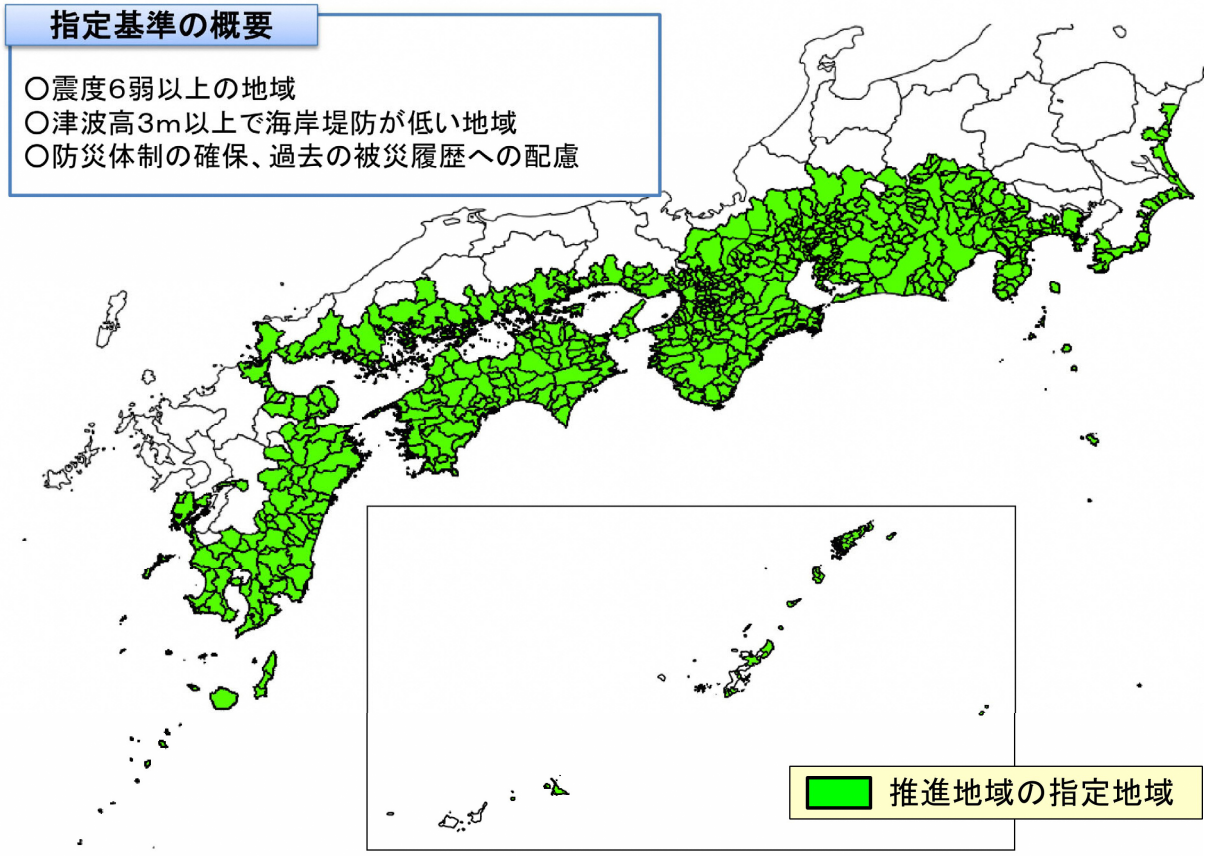

第３款　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者等防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第１部第１章第５節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

１　建築物、公共施設等の被害軽減（実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関）

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の被害を軽減するため、次の建築物、構造物の耐震化等を推進する。

(1) 住宅
(2) 公共建築物
(3) 電気、ガス、上下水道等のライフライン施設
(4) 石油コンビナート施設
(5) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路

２　防災施設等の整備（実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関）

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震発生時の応急対策を円滑に実施するために必要な次の施設の耐震性や機能性の強化を推進する。

(1) 消防施設、消防水利
(2) 病院、社会福祉施設
(3) 緊急輸送道路・港湾・漁港
(4) 非常通信施設・設備

第３節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第１款　津波防護施設の整備等（実施主体：市[港湾課]、県）

１　津波防護施設の整備等（実施主体：市[港湾課]、県）

推進地域の海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ地震と推測される地震が発生した場合、直ちに、防潮扉等を閉鎖し、また、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、各施設の管理者等は、次の点について留意し、第２部第１章「第２節　地震・津波に強いまちづくり」を推進するものとする。

(1) 津波防護施設の早期点検・計画的な整備
(2) 地域の孤立を防止する津波防災性の高い交通基盤施設の整備

第２款　津波に関する情報の伝達等（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第３部第１章「第２節　地震情報・津波警報等の伝達計画」」によるものとする。

第３款　避難指示等の発令基準（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

市が発令する避難指示等の発令については、第３部第３章「第６節　避難計画」によるものとする。

第４款　津波避難計画等の整備（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

市は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮し、避難勧告・指示等の判断・伝達、避難誘導等を円滑に実施するための体制や手段等を検討し、南海トラフ地震津波避難計画の策定に努める。

津波避難計画の策定その他津波避難体制等の整備については、第２部第１章「第５節　津波避難体制等の整備」によるものとする。

第５款　消防機関等の活動（実施主体：市[消防本部]、県）

市は、消防機関及び消防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置については、第２部第１章「第４節　地震・津波災害応急対策活動の準備」によるほか、次の事項を重点としてその対策を定める。

(1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
(2) 津波からの避難誘導
(3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
(4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

これらの措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定める。

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。

(1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
(2) 防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
(3) 水防資機材の点検、整備、配備

第６款　水道、電気、ガス、通信、放送関係（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

水道、電気、ガス、通信関係については、第２部第１章「第２節　地震・津波に強いまちづくり」によるものとする。

第７款　交通（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

交通については、第２部第１章「第４節　地震・津波災害応急対策活動の準備」によるほか、次の事項を定める。

１　道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

２　海上及び航空

(1) 宮古島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

(2) 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策をとるものとする。

(3) 空港管理者は、津波襲来のおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うなどの安全確保対策をとるものとする。

第８款　市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

市が自ら管理等を行う施設等に関する対策については、第２部第１章「第４節　地震・津波災害応急対策活動の準備」によるものとする。

第９款　救助（実施主体：市[防災危機管理課、消防本部]、宮古島警察署）

市、消防機関、県警察は、南海トラフ巨大地震の被害想定や津波浸水想定区域を考慮した救助活動体制、活動拠点、応援の要請先等を検討し、南海トラフ地震救助計画の策定、救助資機材等の協力協定の締結等に努める。

その他迅速な救助については、第２部第１章「第４節　地震・津波災害応急対策活動の準備」によるものとする。

第４節　南海トラフ地震防災対策計画の促進

（実施主体：市[防災危機管理課]、県）

市及び県は、地震防災対策推進地域内で南海トラフ地震防災対策計画又は南海トラフ地震防災規程（以下「対策計画等」という。）の策定が義務付けられた一定の事業者に対し、対策計画等に基づく訓練、教育、広報等の実施を促進する。

また、対策計画等が未届出の事業者を把握し、必要に応じて届出の勧告等を行う。

第５節　防災訓練（実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関）

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した防災訓練を年１回以上実施するように努める。

訓練の方法等は、第２部第１章第３節の「第１款　防災訓練計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

第６節　関係者との連携協力の確保

（実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関）

市、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した応援の要請先、要請事項、受入ルート、受入拠点等を検討し、災害協力協定の締結や応援及び受援計画の策定に努める。

第７節　防災教育及び広報

（実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関）

市、県、防災関係機関は、南海トラフ地震に関する防災教育及び広報に努める。

広報、教育の方法等は、第２部第１章第３節の「第２款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画」に準ずるものとし、南海トラフ地震の特性や地域の実状に合わせて実施するものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、これに基づきとられる措置の内容、防災上とるべき行動に関する知識についての防災教育及び広報を実施する。

第８節　「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応

（実施主体：市[防災危機管理課]、県、防災関係機関）

平成29年６月29日、中央防災会議防災対策実行会議が開催され、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の検討結果「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」が報告された。

この報告を受け、気象庁は平成29年11月から当面の間、「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」及び「南海トラフ地震に関連する情報（定例）」を発表することとしていたが、平成31年３月に情報の名称を、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」に決定した。また、内閣府は、平成31年３月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第１版】：内閣府（防災担当）」（令和元年５月一部改訂）を公表し、南海トラフ地震に関連する情報発表の流れや、地方公共団体や企業等における防災対応の基本的な考え方や検討手順等を示した。

第１款　「南海トラフ地震に関連する情報」について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。

その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」（以下「評価検討会」という。）を開催し、発生した現象について評価を行い、その評価結果を発表する。その内容は、発生した異常な現象と発生場所によって、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を発表する。

○南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワード

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に示された防災対応等にあたるキーワードを情報名に付記する。

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・１カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	・想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・監視領域内において、モーメントマグニチュードM7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「(巨大地震警戒)」、「(巨大地震注意)」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

○異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ

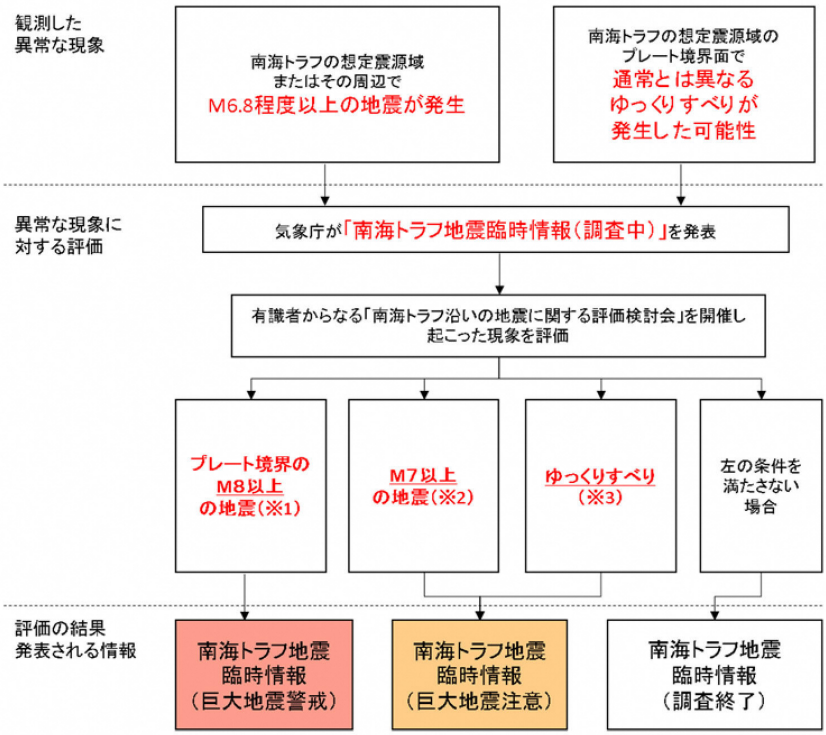

○防災対応の流れ

<table>
<tr><th></th><th>プレート境界のＭ８以上の地震※1</th><th>Ｍ７以上の地震※2</th><th>ゆっくりすべり※3</th></tr>
<tr><td>発生直後
「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合</td><td colspan="2">・個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始</td><td>・個々の状況に応じて防災対応を準備・開始</td></tr>
<tr><td>（最短）
２時間程度

１週間</td><td>巨大地震警戒対応
・日頃からの地震への備えを再確認する等
・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難
・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難</td><td>巨大地震注意対応
・日頃からの地震への備えを再確認する等
（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">巨大地震注意対応
・日頃からの地震への備えを再確認する等</td></tr>
<tr><td>２週間※4</td><td>巨大地震注意対応
・日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）</td><td rowspan="3">・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>すべりが収まったと評価されるまで</td><td rowspan="2">・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
<tr><td>大規模地震発生まで</td><td>・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</td></tr>
</table>

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）
※4 ２週間とは、後発地震警戒対応期間（１週間）＋後発地震注意対応期間（１週間）

第２款　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　情報の収集・連絡

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、防災危機管理課長は、速やかに災害警戒本部会議を開催できるよう、関係部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

第３款　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　災害警戒本部会議の開催

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合には、これを踏まえ、災害警戒本部会議を開催する。

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の発表の前に当該地域で発生した地震に関し、既に、災害対策本部が設置されているときは、災害警戒本部会議の開催に代えて、災害対策本部会議を開催する。

その後は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の内容に応じ、必要があると認める場合に、災害警戒本部会議を開催する。

２　配備体制

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表した場合には、警戒配備体制とする（既に、災害対策本部が設置されているときは除く。）。

ただし、体制が長期化することも想定されるため、職員は適宜交代するものとする。

配備体制の解除は、「巨大地震注意対応」の期間が経過後を基本とする。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の対応

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときの対応は、次のとおりとする。

(1) 市における防災対応の確認

関係部局は、災害警戒本部会議（１項において開催する災害対策本部会議を含む。）の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

また、地域住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置する。

(3) 市民への呼びかけ

市民に対して、今後の備えについて呼びかけを行う。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認等を促すことを目的として行う。

①　日頃からの地震への備えの再確認の例

・避難場所・避難経路の確認
・家族との安否確認手段の確認
・家具の固定の確認
・非常持出品の確認　など

②　できるだけ安全な防災行動の例

・高いところに物を置かない

・屋内の安全な場所で生活

・すぐに避難できる準備（非常持出品等）

・危険なところにできるだけ近づかない　など

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(5) 避難行動要支援者等の事前避難

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、津波浸水想定区域内の避難行動要支援者等に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、事前避難を行う。

なお、同情報発表後１週間が経過した時点で「避難準備・高齢者等避難開始」を解除することを基本とする。

(6) 消防機関等の活動

消防機関及び消防団は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達体制の確認を行う。

(7) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

・正確な情報の収集及び伝達

・不法事案等の予防及び取締り

・地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(8) 水道、電気、ガス、通信、放送関係

市、ライフライン事業者、放送事業者は、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ施設・設備等の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認などを行う。

(9) 交通

ア　道路

1) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。

2) 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

イ　海上および航空

1) 宮古島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

2) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、港湾利用者の避難体制の確認等の安全確保対策をとる。

3) 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、利用者の避難体制の確認等の安全確保対策をとる。

また、空港管理者は、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備する。

(10) 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア　不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制についての以下の事項についてあらかじめ定める。

(ｱ) 各施設に共通する事項

1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

・来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討する。

・避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討する。

2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

4) 出火防止措置

5) 水、食料等の備蓄

6) 消防用設備の点検、整備

7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

8) 各施設における緊急点検、巡視

(ｲ) 個別事項

1) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

2) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、防潮扉の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

3) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

4) 幼稚園、小・中学校等にあっては、次に掲げる事項

・児童生徒等に対する保護の方法

・避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

5) 社会福祉施設にあっては、次に掲げる事項

・入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

・避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ　災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ｱ) 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、アの(ｱ)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

2) 無線通信機等通信手段の確保

3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ　工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断するものとする。

(11) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、第３部第３章「第７節　観光客等対策計画」に準じた措置をとる。

第４款　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

１　災害警戒本部会議の開催

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した場合には、これを踏まえ、災害警戒本部会議を開催する。

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表の前に当該地域で発生した地震に関し、既に、災害対策本部が設置されているときは、災害警戒本部会議の開催に代えて、災害対策本部会議を開催する。

その後は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の内容に応じ、必要があると認める場合に、災害警戒本部会議を開催する。

２　配備体制

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表した場合には、警戒配備体制とする（既に、災害対策本部が設置されているときは除く。）。

ただし、体制が長期化することも想定されるため、職員は適宜交代するものとする。

配備体制の解除は、「巨大地震注意対応」の期間が経過後を基本とする。

３　災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

４　市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

市は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

宮古島市地域防災計画

（令和元年度修正）

発　行　宮古島市防災会議
事務局　宮古島市総務部防災危機管理課
宮古島市平良字西里１８６
電　話　(0980)72-3751
ＦＡＸ　(0980)73-1645